

生活環境保全推進ガイドライン

年次報告書

(2023 年度実績)

2025 年 3 月

横浜市

はじめに

横浜市では、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「横浜市環境管理計画（2018年11月）※」を定めており、この計画における生活環境分野の目標達成に向けて「生活環境保全推進ガイドライン（2019年3月）※」を策定し、取組を推進しています。

本報告書は、2023年度の横浜市域の生活環境の状況やガイドラインに基づく取組の実施状況をとりまとめて公表するもので、生活環境の保全に関する施策の基礎資料としても幅広く活用できる内容となっています。

横浜市域の生活環境の状況は、環境基準が設定された項目の長期的な傾向として、二酸化窒素等の大気汚染物質、河川の生物化学的酸素要求量（BOD）、海域の全窒素・全りん等の多くの項目の環境中濃度は減少傾向を示し、良好な状況になってきています。一方、全国的にも環境基準非達成が継続している光化学オキシダントなど、未解決の課題も残されており、引き続き改善に向けて取り組んでいく必要があります。また、2023年度からは人の健康保護に関する要監視項目の「PFOS及びPFOA」について、公共用水域での調査を開始しました。これらの調査結果や環境に関する様々な取組については、本報告書のほかに横浜市ウェブサイトでも紹介していますので、ぜひご覧ください。

横浜市では、2022年に「横浜DX戦略」を策定し、デジタル化を推し進めています。生活環境分野においても、事業者の利便性の向上に向けて、環境法令のオンラインでの届出手続を可能としました。今後も、様々な面からデジタル技術の活用を検討していきます。

環境への負荷は、市民・事業者などのあらゆる主体の活動に起因しています。また、近年は典型七公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）への対策に加えて、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応など、多種多様な課題が密接に関係するようになり、同時解決を図ることが必要になっています。環境・経済・社会をめぐる課題への統合的な解決に向け、市民・事業者などのあらゆる主体との連携やまちづくり・脱炭素社会の推進等の施策とも連携を図りながら、安全・安心で快適な生活環境の実現に向けた取組を更に進めています。

様々な取組との連携を強化しながら、引き続き生活環境の保全の取組を進め、横浜で初めての万博となる、「環共」をテーマとした「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」の開催につなげていきます。

2025年3月



※ 本報告書全体で、次の略語を用います。

環境管理計画 : 横浜市環境管理計画（2018年11月）

ガイドライン : 生活環境保全推進ガイドライン（2019年3月）

生活環境保全条例 : 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）

※ 2024年度の組織体制の見直しにより環境創造局の各部署は、みどり環境局、下水道河川局、脱炭素・GREEN×EXPO推進局に再編されました。本報告書では、時点の記載がないものについては、新局の名称で記載しています。

目次

第1章 ガイドラインの概要

1－1 生活環境の目指す姿と環境目標等	12
1－2 生活環境の保全にあたっての基本的な方向性と取組概要	13
1－3 評価・進捗管理・公表	13

第2章 生活環境の保全の基盤となる取組

2－1 大気環境の保全

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2023年度）	16
(2) 2023年度の主な取組実績	17
ア 大気環境の監視	17
(ア) 大気汚染物質の測定	
(イ) 光化学スモッグ注意報への対応	
(ウ) PM2.5 の高濃度予報への対応	
(エ) 光化学オキシダントに関する広域調査	
(オ) PM2.5 に関する広域調査	
(カ) 空間放射線量の測定	
(キ) 酸性雨調査	
イ 施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策	20
(ア) 届出指導及び立入検査等	
(イ) 大気汚染物質排出量調査	
(ウ) 光化学オキシダント対策（固定発生源の VOC 排出抑制対策）	
(エ) PM2.5 対策	
(オ) 水銀の排出規制	
(カ) ダイオキシン類対策	
ウ 自動車の排出ガス対策	21
(ア) ディーゼル車の運行規制	
(イ) 低公害車の普及促進	
(ウ) エコドライブの促進	
エ 解体等工事におけるアスベスト（石綿）の飛散防止対策	23
(ア) 届出指導及び立入検査	
(イ) 市民相談への対応	
(ウ) アスベスト（石綿）対策の推進	
(エ) 関係機関と連携した災害対策	

2－2 水環境の保全

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2023年度）	25
(2) 2023年度の主な取組実績	26
ア 水環境の監視	26
(ア) 公共用水域の水質測定	
(イ) 横浜市水と緑の基本計画に基づく調査	
(ウ) PFOS 及び PFOAへの対応	
(エ) 東京湾環境一斉調査	
(オ) 東京湾底質調査	
(カ) マイクロプラスチックへの対応	
イ 事業所等から公共用水域への排出水対策	29
(ア) 届出指導及び立入検査	
(イ) 富栄養化対策（総量規制）	
(ウ) 排水基準の見直し（公共用水域）	
(エ) 事故時の措置に関する物質の追加	
(オ) 建設工事排水に対する規制	
(カ) ゴルフ場の農薬対策	
(キ) ダイオキシン類対策	
ウ 水再生センターへの流入水対策	31
(ア) 届出指導及び立入検査	
(イ) 除害施設等管理責任者資格認定講習	
(ウ) 除害施設等維持管理講習会	
(エ) 異常流入等への対応	
(オ) 事故防止の啓発	
エ 水質事故への対応	32
(ア) 水質事故の発生状況に応じた対応	
(イ) 未然防止のための取組	

2－3 地盤環境の保全

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2023年度）	33
(2) 2023年度の主な取組実績	34
ア 地盤環境の監視	34
(ア) 地下水質等の測定	
(イ) 精密水準測量による地盤沈下の監視	
(ウ) 地下水位観測等による地盤沈下の監視	
イ 土壤汚染対策	35
(ア) 土壤調査	
(イ) 土壤汚染が確認された区域の指定	

(ウ) 土壤汚染が確認された区域における措置等	
(イ) 汚染土壤処理業の許可	
(オ) 土壤汚染対策の取組支援	
ウ 地下水質の保全	38
(ア) 届出指導及び立入検査	
(イ) 汚染された地下水の浄化対策	
エ 地盤沈下対策	39
(ア) 地下水採取の規制	
(イ) 掘削作業の規制	
2－4 音環境の保全	
(1) 環境目標の達成目安などの状況（2023年度）	40
(2) 2023年度の主な取組実績	41
ア 騒音・振動の監視	41
(ア) 道路交通騒音の評価	
(イ) 新幹線鉄道による騒音・振動の測定	
イ 事業所・建設工事等における騒音・振動対策	42
(ア) 届出指導及び立入検査	
(イ) 騒音規制法・振動規制法の特定施設の見直し	
ウ 交通に関する騒音・振動対策	43
(ア) 道路交通対策	
(イ) 鉄道交通対策	
(ウ) 航空機騒音対策	
(イ) 集合住宅等の新設における交通騒音対策	
2－5 分野横断の取組	
(1) 環境目標の達成目安などの状況（2023年度）	44
(2) 2023年度の主な取組実績	45
ア 事業所等に対する包括的な施策	45
(ア) 指定事業所・環境管理事業所	
(イ) 環境保全協定	
(ウ) 非常時の措置	
(イ) 公害防止管理者制度	
(オ) 環境法令講習会	
(カ) 九都県市首脳会議 環境問題対策委員会	
(キ) 六大都市自動車技術評価委員会	
(ケ) 神奈川県公害防止推進協議会	
(ケ) 全国環境研協議会	
(コ) 神奈川県市環境研究機関協議会	

(サ) 関東地方大気環境対策推進連絡会	
(シ) 他制度と連動した取組	
(ス) 環境法令に基づく届出等手続のデジタル化の取組	
イ 化学物質対策.....	49
(ア) PRTR 制度	
(イ) 環境リスクの低減に向けた啓発	
(ウ) 化学物質環境実態調査	
(エ) ダイオキシン類対策	
(オ) ゴルフ場の農薬対策	
(カ) 関係機関と連携した災害対策	
(キ) 市所有施設のアスベスト（石綿）対策	
(ク) 市所有施設におけるフロン類の漏えい防止	
ウ 自動車交通環境対策.....	51
(ア) 分野ごとの取組	
(イ) 駐車場等におけるアイドリングストップ	
(ウ) 環境と調和した交通施策の推進	
2-6 市民生活に関連した取組	
(1) 環境目標の達成目安などの状況（2023年度）.....	53
(2) 2023年度の主な取組実績.....	53
ア 生活環境に関する苦情相談への対応.....	53
(ア) 生活環境に関する苦情相談	
(イ) 屋外燃焼行為への対応	
(ウ) 飲食店等から発生するにおいへの対応	
(エ) 広域異臭への対応	
(オ) 賑わいを創出するイベントに伴う騒音への対応	
(カ) 大規模小売店舗の立地に伴う騒音等への対応	
(キ) 夜間営業に係る騒音への対応	
(ク) 生活騒音への対応	
(ケ) 光害への対応	
(コ) 騒音計・振動計の貸出制度	
イ 安全・安心な市民生活に向けた情報の公表.....	56
(ア) 光化学スモッグ注意報への対応	
(イ) PM2.5の高濃度予報への対応	
(ウ) 環境監視データの公表	
(エ) 環境調査結果の公表	
(オ) 空間放射線量の公表	
(カ) 地質調査結果の公表	
(キ) 水準測量成果の公表	

- (ク) 土壤汚染が確認された土地の公表
- (ケ) 汚染井戸追跡調査結果の公表
- (コ) ダイオキシン類の測定結果の公表
- (サ) 指定事業所等の名簿の公開

第3章 連携による新たな取組の方針

3－1 取組方針の概要	60
3－2 2023年度の実施状況と今後の取組	61
(1) 施策間の課題の同時解決	61
ア 賑わいを創出するイベントに伴う騒音への対応	
(2) 多様な環境課題への対応	61
ア 光化学オキシダント対策	
(ア) 広域調査	
(イ) 原因物質の排出削減の取組	
イ PM2.5 対策	
(ア) 広域調査	
(イ) 原因物質の排出削減の取組	
ウ 放射線対策	
エ マイクロプラスチックへの対応	
オ 屋外燃焼行為への対応	
カ 大規模小売店舗の立地に伴う騒音等への対応	
キ 関係機関と連携した災害対策	
(ア) 災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定	
(イ) 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定	
ク 事業者との継続的なコミュニケーション	
ケ 広域異臭への対応	
(3) 身近な環境の魅力の向上	65
ア 東京湾環境一斉調査	
(4) わかりやすい情報発信	66
ア 環境に対する意識等の把握	
(ア) 環境に関する市民意識調査	
イ 広報物による情報発信	
ウ 「かんきょう横浜」による広報	
エ 生活環境保全推進ガイドラインの周知	
オ 市民・事業者との連携に向けた環境情報などのオープンデータ化	
カ 地質調査結果の公表の取組（地盤 View）	
キ 横浜市立大学との連携による講義「環境保全学」	
ク X（旧 Twitter）「YOKOHAMA GO GREEN」による情報発信	

- ケ 生活環境保全に関する広報・プロモーション
- コ 夏休み子ども環境科学教室の開催
- サ 東京湾大感謝祭 2023への参加

第4章 資料編

4-1 大気環境の監視

(1) 大気汚染常時監視測定局及び測定項目	73
(2) 大気汚染常時監視測定局の配置図	74
(3) 常時監視測定結果	75
ア 二酸化硫黄（一般局）	
イ 一酸化炭素（自排局）	
ウ 浮遊粒子状物質（一般局・自排局）	
エ 二酸化窒素（一般局・自排局）	
オ 光化学オキシダント（一般局）	
カ 微小粒子状物質（一般局・自排局）	
キ 非メタン炭化水素（一般局・自排局）	
ク メタン及び全炭化水素（一般局・自排局）	
(4) 有害大気汚染物質の測定結果	89
ア 環境基準が設定されている4物質	
イ 指針値が設定されている11物質	
ウ その他8物質	
(5) ダイオキシン類の測定結果	90
(6) アスベスト（石綿）濃度の測定結果	91
(7) 光化学スモッグ注意報の発令状況	91
(8) 空間放射線量（ガンマ線）の測定結果	91
(9) 酸性雨調査の結果	92

4-2 水環境の監視

(1) 公共用海域の水質測定項目	93
(2) 公共用海域の水質測定地点	94
ア 河川	
イ 海域	
(3) 公共用海域の水質測定地点の位置図	96
(4) 公共用海域の水質測定結果	97
ア 健康項目の環境基準適合状況	
イ 生活環境項目の環境基準適合状況	
ウ BOD（河川）75%水質値	
エ BOD（河川）年平均値	

オ COD (東京湾) 75%水質値
カ COD (東京湾) 年平均値
キ 全窒素 (東京湾) 年平均値
ク 全りん (東京湾) 年平均値
ケ ダイオキシン類
コ PFOS 及び PFOA

(5) 水環境目標の水域区分図（評価地点、生物調査（河川）地点の位置図）	103
(6) 水環境目標に係る測定結果	104
ア BOD (河川)	
イ COD (海域)	
ウ ふん便性大腸菌群数 (河川)	
エ ふん便性大腸菌群数 (海域)	
オ 全窒素 (海域)	
カ 全りん (海域)	
(7) 生物指標による水質評価	109
ア 調査結果	
イ 指標種の出現状況	
(8) 赤潮発生回数	115

4 - 3 地盤環境の監視

(1) 地下水質の調査	116
ア 調査概要 (2023年度)	
イ 調査地点の配置図	
ウ 測定結果	
エ 環境基準の超過項目	
(2) ダイオキシン類の測定結果	120
ア 地下水	
イ 土壤	
(3) 地盤沈下の監視 (精密水準測量結果)	121
ア 精密水準測量結果 (2023年度)	
イ 水準点の変動状況	
(4) 地盤沈下の監視 (地下水位、地盤収縮量の観測結果)	122
ア 観測地点の位置図	
イ 観測結果	

4 - 4 音環境の監視

(1) 道路交通騒音	124
ア 測定地点及び面的評価路線の位置図	
イ 面的評価 (全体空間) の結果 (2023年度)	

ウ 面的評価（近接空間）の結果（2023年度）	
(2) 新幹線鉄道の騒音・振動	126
ア 測定地点の位置図	
イ 騒音の環境基準適合状況	
ウ 騒音レベルの測定結果	
エ 振動の指針適合状況	
オ 振動レベルの測定結果	
(3) 在来鉄道の騒音・振動の測定結果	129
4-5 各種協定	
(1) 環境保全協定締結事業所の位置図（2023年度末時点）	130
(2) 環境保全協定の締結状況（2023年度末時点）	131
(3) 農薬の使用に係る環境保全協定	135
(4) 災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定	135
(5) 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定	135
4-6 生活環境に関する苦情相談及び水質事故	
(1) 生活環境に関する苦情相談件数	136
(2) 発生源別の苦情件数	136
ア 大気汚染	
イ 悪臭	
ウ 騒音	
エ 振動	
(3) 水質事故	138
ア 水質汚濁の状況（発生源別）	
イ 水質汚濁の水系・原因別受理件数	
ウ 魚浮上事故の被害魚種と原因	
4-7 環境法令に基づく届出等の件数	
(1) 大気汚染防止法	139
(2) 水質汚濁防止法	140
(3) 土壤汚染対策法（土壤汚染対策に係る届出等）	140
(4) 土壤汚染対策法（土壤汚染対策に係る措置内容等）	142
(5) 土壤汚染対策法（汚染土壤処理業に係る申請等）	143
(6) 土壤汚染対策法（汚染土壤処理業に係る措置内容等）	143
(7) 騒音規制法	144
(8) 振動規制法	144
(9) ダイオキシン類対策特別措置法	144

(10) 下水道法・横浜市下水道条例	145
(11) 工業用水法	145
(12) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	146
(13) 化学物質排出把握管理促進法	146
(14) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（申請等）	147
(15) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（措置内容等）	150
4-8 環境管理事業所	
(1) 環境管理事業所の認定状況（2023年度末時点）	151
4-9 低公害車の普及促進	
(1) 市内の次世代自動車（EV、PHV、FCV）登録台数	152
4-10 広報物による情報発信	
(1) ガイドラインに基づく取組に関する広報物（2023年度作成）	153
4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要	
(1) 大気環境	155
ア 大気の汚染に係る環境基準	
イ 有害大気汚染物質に係る環境基準	
ウ 有害大気汚染物質に係る指針値	
エ ダイオキシン類の環境基準（大気）	
オ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	
(2) 水環境	157
ア 水質汚濁に係る環境基準	
イ 人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値（公共用水域）（抜粋）	
ウ ダイオキシン類の環境基準（水質、水底の底質）	
エ 水環境目標	
(3) 地盤環境	163
ア 地下水の水質汚濁に係る環境基準	
イ 人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値（地下水）（抜粋）	
ウ ダイオキシン類の環境基準（土壤）	
エ 土壤の汚染に係る環境基準	
(4) 音環境	165
ア 騒音に係る環境基準	
イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	
ウ 新幹線鉄道振動に係る指針	

第1章 ガイドラインの概要

1-1 生活環境の目指す姿と環境目標等

ガイドラインでは、環境管理計画で定められた目指す姿や環境目標等を踏まえ、生活環境の「目指す姿」を定めるとともに、生活環境の分野ごとの「2025年度までの環境目標」及び「達成の目安となる環境の状況」を設定しています。

表 1-1-1 ガイドラインで定めた目指す姿と生活環境の分野ごとの環境目標等

目指す姿		安全・安心で快適な生活環境の保全
大気環境の保全	2025年度までの環境目標	<ul style="list-style-type: none">・大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。
	達成の目安となる環境の状況	<ul style="list-style-type: none">・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする
水環境の保全	2025年度までの環境目標	<ul style="list-style-type: none">・水環境が良好に保全され、魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。
	達成の目安となる環境の状況	<ul style="list-style-type: none">・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成・生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする
地盤環境の保全	2025年度までの環境目標	<ul style="list-style-type: none">・土壤・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。
	達成の目安となる環境の状況	<ul style="list-style-type: none">・土壤汚染の拡散や人への健康被害が防止されている・地下水質に係る環境基準を達成し、汚染の未然防止・拡散防止が行われている・地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない
音環境の保全	2025年度までの環境目標	<ul style="list-style-type: none">・騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
	達成の目安となる環境の状況	<ul style="list-style-type: none">・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成・市民の生活環境に関する満足度の向上
分野横断の取組	2025年度までの環境目標	<ul style="list-style-type: none">・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。・市内のあるる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。
	達成の目安となる環境の状況	<ul style="list-style-type: none">・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする・生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする・市民の生活環境に関する満足度の向上・生活環境の保全につながる環境行動の推進
市民生活に関連した取組	2025年度までの環境目標	<ul style="list-style-type: none">・生活環境の改善により、市民が安全・安心を実感して快適に暮らしています。
	達成の目安となる環境の状況	<ul style="list-style-type: none">・市民の生活環境に関する満足度の向上

1-2 生活環境の保全にあたっての基本的な方向性と取組概要

ガイドラインでは、環境目標の達成に向けて、生活環境の保全に関する取組を推進するための基本的な方向性を定めています。

これらの方向性に基づく具体的な取組内容や方針については、ガイドライン第2章「生活環境の保全の基盤となる取組」及び第3章「連携による新たな取組の方針」にまとめています。その詳細については、ガイドラインを参照してください。

表1-2-1 生活環境の保全にあたっての基本的な方向性とその概要

基本的な方向性	概要	
生活環境の保全の基盤となる取組の着実な推進	生活環境の悪化を未然に防止し、良好に維持するために、これまで体系的に取り組んできた典型七公害に関する法令に基づく規制指導、環境監視、苦情相談や環境情報の公表などを着実に推進していきます。	取組内容（ガイドライン第2章） <ul style="list-style-type: none">・大気環境の保全・水環境の保全・地盤環境の保全・音環境の保全・分野横断の取組・市民生活に関連した取組
連携による新たな取組の推進	「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指すSDGsの考え方を取り入れ、環境・経済・社会をめぐる課題への統合的な解決に向け、事業活動・市民生活などのあらゆる主体間との連携やまちづくり・地球温暖化対策等の施策間との連携による新たな取組を推進していきます。	取組方針（ガイドライン第3章） <ul style="list-style-type: none">・施策間の課題の同時解決・多様な環境課題への対応・身近な環境の魅力の向上・わかりやすい情報発信

1-3 評価・進捗管理・公表

ガイドラインでは、生活環境の分野ごとの2025年度までの環境目標とともに、その達成の目安となる環境の状況を定めています。その達成状況を確認するため、大気環境や水環境等の環境の状況を評価するとともに、ガイドラインに基づく取組の実施状況をとりまとめ、毎年公表することとしています。

本報告書は、これに基づき2023年度実績をとりまとめた年次報告書です。第1章ではガイドラインの概要を説明しています。第2章では「環境目標の達成の目安となる環境の状況」等の評価を行うとともに、「生活環境の保全の基盤となる取組」について、関連事項も含めて実施状況を掲載しています。さらに、第3章では「連携による新たな取組の方針」について、実施状況を掲載しています。最後に、第4章として、各種データをまとめた資料編を掲載しています。

第2章 生活環境の保全の基盤となる取組

2-1 大気環境の保全

2025年度までの環境目標	・大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。
達成の目安となる環境の状況	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2023年度）

- 市内の大気汚染物質濃度の長期的な推移は、多くの項目で改善傾向にあります。しかし、光化学オキシダントは顕著な改善の傾向が見られておらず、全国でも同様の状況です。

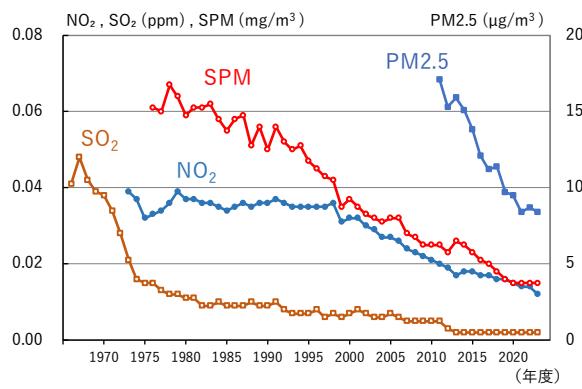


図 2-1-1 大気汚染物質の年平均濃度^{※1}の推移

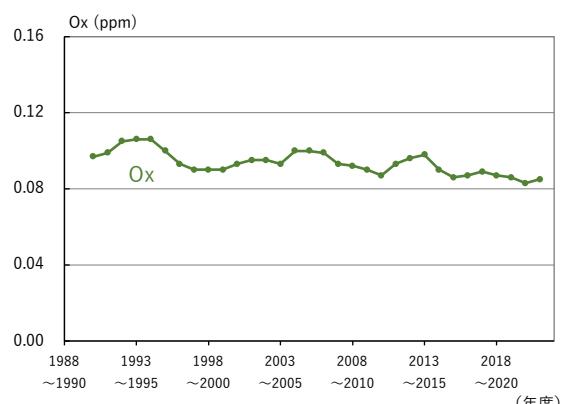


図 2-1-2 光化学オキシダント濃度^{※2}の推移

※1 市内の各常時監視測定期の年平均値の全局平均

※2 市内の各一般環境大気測定期の「日最高8時間値の年間99%値の3年移動平均値」の最大値

- 二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果は、全測定期で環境基準に継続して適合しました。
- 二酸化窒素 (NO₂) の測定結果は、国が定める環境基準 (0.04~0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下) に全測定期で継続して適合しました。また、環境管理計画で定めた環境目標値（環境基準の下限値 0.04 ppm）にも全測定期で3年連続して適合しました。
- 光化学オキシダント (Ox) の測定結果は、全測定期で環境基準（1時間値が 0.06 ppm 以下）に不適合でした。
- 有害大気汚染物質（ベンゼン等4物質）やダイオキシン類の測定結果は、全測定期で環境基準に継続して適合しました。

- 光化学スモッグ注意報は1回発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。光化学スモッグ警報は1979年以降発令されておらず、重大緊急時警報の発令実績はありません。

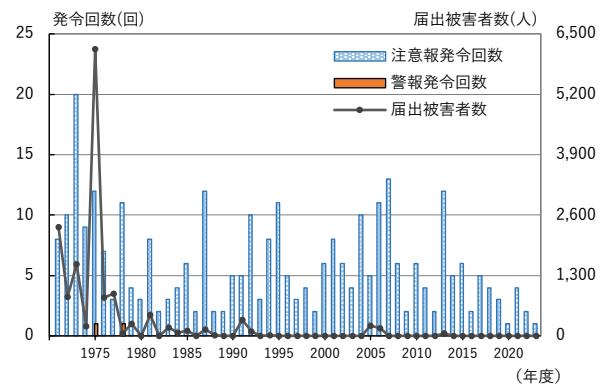


図 2-1-3 光化学スモッグ注意報等の推移

(2) 2023年度の主な取組実績

ア 大気環境の監視

環境基準の適否等の現状把握や大気環境の保全に関する施策の効果を確認するため、大気汚染物質の測定等を実施しています。

(ア) 大気汚染物質の測定

市内には一般環境大気測定局（一般局）19局※と自動車排出ガス測定局（自排局）8局が設置されています。大気汚染防止法に基づき、二酸化窒素などの大気汚染物質を24時間測定する常時監視を実施しているほか、3箇所の測定局において水銀などの有害大気汚染物質の測定を毎月1回実施しています。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気環境中のダイオキシン類の常時監視として2023年度は市内6区（6地点）で年2回の測定を実施しました。同様に大気中のアスベスト（石綿）濃度の測定も実施しました。

一般局における光化学オキシダントの測定結果は、神奈川県知事が光化学スモッグ注意報等を発令する際の判断にも活用されています。

※ 2022年度末に中区加曾台測定局を廃止したため、2023年4月1日以降は19局の一般局で市内の測定を実施しています。



自動車排出ガス測定局

◆ 大気汚染物質の測定結果 ⇒ 「4-1 大気環境の監視」参照

表 2-1-1 光化学スモッグ注意報等の状況

項目	年度別の状況				
	2019	2020	2021	2022	2023
光化学スモッグ警報 発令回数	0	0	0	0	0
光化学スモッグ注意報 発令回数	3	1	4	2	1
健康被害の届出	届出件数	0	0	2	0
	届出被害者数	0	0	2	0

(次頁に表があります)

表 2-1-2 大気汚染物質に係る環境基準の達成状況

項目	年度別の環境基準達成状況※1				
	2019	2020※2	2021※2	2022※2	2023※2
二酸化硫黄 (SO ₂)	18 / 18	17 / 17	18 / 18	18 / 18	18 / 18
一酸化炭素 (CO)	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
浮遊粒子状物質 (SPM)	28 / 28	26 / 26	27 / 27	27 / 27	27 / 27
二酸化窒素 (NO ₂) ※3	27 / 28	24 / 26	27 / 27	27 / 27	27 / 27
光化学オキシダント (Ox)	0 / 19	0 / 18	0 / 19	0 / 19	0 / 19
微小粒子状物質 (PM2.5)	20 / 20	19 / 19	20 / 20	20 / 20	20 / 20

※1 分母が測定局数、分子が環境基準達成局数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※2 測定局数が減少している項目があります（港南区野庭中学校測定局：移転作業のため 2020 年度の測定を休止、中区加曾台測定局：測定体制の見直しにより 2020 年度から測定を休止、2022 年度末に廃止）。

※3 横浜市の環境目標値（環境基準の下限値 0.04ppm）で達成状況を評価しています。国が定める環境基準（0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下）は 5 年間全ての測定局で達成しています。

表 2-1-3 有害大気汚染物質の環境基準又は指針値の達成状況

項目	年度別の環境基準達成状況等※1,※2						
	2019	2020	2021	2022	2023		
有害大気汚染物質	環境基準	ベンゼン	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		トリクロロエチレン	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		テトラクロロエチレン	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		ジクロロメタン	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
	指針値	アクリロニトリル	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		アセトアルデヒド※3	—	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		塩化ビニルモノマー	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		塩化メチル※3	—	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		クロロホルム	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		1,2-ジクロロエタン	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		水銀及びその化合物	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		ニッケル化合物	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		1,3-ブタジエン	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		ヒ素及びその化合物	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
		マンガン及びその化合物	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3

※1 分母が測定局数、分子が環境基準等の達成局数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※2 有害大気汚染物質は、毎月 1 回の測定による年平均値における評価です。

※3 アセトアルデヒドと塩化メチルは 2020 年 8 月 20 日に指針値が設定されたため、2020 年度以降、評価を行っています。

(次頁に表があります)

表 2-1-4 ダイオキシン類・アスベスト（石綿）の測定状況等

項目	年度別の環境基準達成状況等 ^{※1,※2,※3}				
	2019	2020	2021	2022	2023
ダイオキシン類	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6
アスベスト	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6

※1 3年間で市内18区を測定する計画で、2023年度は中区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区、緑区、泉区です。

※2 分母が測定地点数、分子が環境基準等の達成地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※3 基準達成状況等については、ダイオキシン類は各地点ごとに測定結果の年平均値に対し環境基準により判定しており、アスベストは各地点ごとに測定結果に対し1本/Lにより判定しています。ダイオキシン類の測定頻度は、2019年度は年4回、2018年度は年3回、2020年度以降は年2回です。アスベストの測定頻度は、2019年度までは年4回、2020年度以降は年2回です。

(イ) 光化学スモッグ注意報への対応

⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組（2)-イ-(ア)」参照

(ウ) PM2.5 の高濃度予報への対応

⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組（2)-イ-(イ)」参照

(エ) 光化学オキシダントに関する広域調査

⇒ 「3-2 (2)多様な環境課題への対応 ア-(ア)」参照

(オ) PM2.5 に関する広域調査

⇒ 「3-2 (2)多様な環境課題への対応 イ-(ア)」参照

(カ) 空間放射線量の測定

⇒ 「3-2 (2)多様な環境課題への対応 ウ」参照

(キ) 酸性雨調査

横浜市の降雨における酸性雨発生状況の把握のため、酸性雨の長期モニタリングを実施しており、水素イオン濃度指数（pH）と電気伝導率を測定しています。

2023年度は12回の測定を行い、最も酸性の強い雨のときはpH 4.76、最も電気伝導率が高い雨の時には20.20 μS/cmを記録しました。

◆ 酸性雨調査の結果について ⇒ 「4-1 大気環境の監視（9）」参照

イ 施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策

大気環境を保全するため、大気汚染防止法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び生活環境保全条例に基づき、各法令で定められた施設や事業所に対し、大気汚染や悪臭に係る規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査等

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び生活環境保全条例に基づく事業所からの届出を受け付けるとともに、事業所が排出基準等を満たすよう必要な指導を行っています。また、排出基準等の遵守状況を確認するため、2023年度は事業所への立入検査を73件を行い、ばい煙発生施設等の排出ガスの測定等を実施しました。なお、大気汚染物質の排出規模が大きい市内30事業所については、テレメータシステムにより、その排出状況の常時監視を実施しています。



排出ガス測定の様子
(沿道からの試料採取)

◆ 大気汚染防止法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数(1),(9),(14)」参照

表 2-1-5 大気汚染防止法等の対象施設数の推移

根拠法令及び対象施設	年度末時点の設置施設数				
	2019	2020	2021	2022	2023
大気汚染防止法					
ばい煙発生施設 ^{※1}	3,399	3,392	3,357	3,191	3,154
揮発性有機化合物排出施設	18	20	20	20	20
水銀排出施設	36	37	37	36	37
一般粉じん発生施設	567	622	610	604	565
ダイオキシン類対策特別措置法					
特定施設（大気基準適用施設）	62	63	63	61	61
生活環境保全条例					
特定小規模施設					
小規模固定型内燃機関 ^{※2,※3}	11,976	11,998	149	154	156
小規模焼却炉等	47	48	48	48	47

※1 大気汚染防止法の改正により2022年10月1日から「伝熱面積10m²以上かつ燃料の燃焼能力が重油換算50L/h未満のボイラー」がばい煙発生施設の対象外になりました。

※2 「重油換算燃焼能力50L/h未満で定格出力7.5kW以上のガスタービン等」を含みます。

※3 特定小規模施設のうち重油換算燃焼能力が10L/h未満のGHP（ガスヒートポンプ）については、生活環境保全条例の改正により2021年10月1日から設置や廃止等の届出が不要となったため、2021年度末以降の設置施設数から除いています。

(イ) 大気汚染物質排出量調査

工場・事業場に設置されたばい煙発生施設は、大気汚染防止法や生活環境保全条例に基づくばい煙測定を行うことが義務付けられています。ばい煙発生施設の稼働状況や、法令等に基づく測定回数と排出基準の遵守状況等を確認することを目的として、2023年度は6月に3,302施設を対象として調査を実施しました。

(ウ) 光化学オキシダント対策（固定発生源の VOC 排出抑制対策）

光化学オキシダントの環境基準達成に向けて、主要な原因物質の 1 つである揮発性有機化合物 (VOC) の排出抑制に取り組んでいます。固定発生源への対策として、2023 年度は、VOC 排出事業所に対して届出指導や稼働状況調査を行い、5 件の立入検査を実施しました。

◆ その他の光化学オキシダント対策について ⇒ 「3-2 (2)多様な環境課題への対応 ア」参照

(イ) PM2.5 対策

⇒ 「3-2 (2)多様な環境課題への対応 イ」参照

(オ) 水銀の排出規制

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法に基づき、水銀の大気排出規制が施行されています。水銀排出施設を設置している事業所に対し、届出指導を行うとともに、2023 年度は 2 件の立入検査を実施しました。また、全ての水銀排出施設を対象として、水銀濃度の測定結果等の報告を求める水銀濃度測定結果等調査を行っています。本調査の結果は、水銀等の大気中への排出状況の把握等のため、環境省へ報告しています。

(カ) ダイオキシン類対策

⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-イ-(イ)」参照

ウ 自動車の排出ガス対策

自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の削減に向けた取組を実施しています。また、神奈川県や近隣自治体とともに九都県市首脳会議、神奈川県公害防止推進協議会、かながわエコドライブ推進協議会などの広域的な連携組織による取組を行っています。

◆ 九都県市首脳会議について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(カ)」参照

◆ 神奈川県公害防止推進協議会について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(カ)」参照

(ア) ディーゼル車の運行規制

神奈川県内では県条例に基づき、2003 年 10 月から粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の運行が禁止されています※。違反車両が走行していないかを確認するため、2023 年度はビデオ撮影による路上検査を 3 回実施するとともに、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局、神奈川県警察等と合同で車両検査を 1 回行いました。

また、九都県市首脳会議大気保全専門部会では 10 月を強化月間と位置付け、九都県市で連携した取組を実施しています。2023 年度は、一都三県内のサービスエリアやパーキングエリアにおいて、ポスター掲示及びデジタルサイネージ等による周知活動を実施しました。神奈川県内では、海老名サービスエリアにおいて県条例に基づく車両検査を実施すると共に、ディーゼル車規制に係る啓発品の配布などを行いました。また、トラック協会の機関誌に記事を掲載しました。

※ 東京都、埼玉県及び千葉県においても、ディーゼル車に関する同様の規制を条例で定めています。

(イ) 低公害車の普及促進

九都県市首脳会議大気保全専門部会による広域的な取組として、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車を指定し、その普及促進を図っています。2023年度は、新たに13社398型式※¹（全て掲載申込）が九都県市指定低公害車に追加されました。また、トレインチャンネルでの動画配信及びラジオ放送による普及啓発を実施しました。

横浜市では、大気汚染対策に加えて、二酸化炭素（CO₂）排出削減にも寄与するEV（電気自動車）やFCV（燃料電池自動車）等の次世代自動車の普及啓発を進めています。2023年度の市内の次世代自動車登録台数は14,718台（特種（殊）車を除く）となりました。次世代自動車の普及促進の取組として、FCV導入補助、集合住宅向け電気自動車等※²充電設備設置補助、V2H充放電設備※³設置補助、水素ステーション設置補助を継続して実施しました。また、2023年度から低公害バス（FCバス）普及促進のため、FCバスを導入する一般乗合旅客自動車運送事業者等に対して、導入経費の一部を補助する事業を開始しました。

公用車への次世代自動車等※⁴の導入も進めており、2023年度は85台増加しました。公用車全体の23.6%（875台）を次世代自動車等が占めています。特に普及の初期段階にあるFCV（乗用車）は累計24台を公用車に導入しており、公務に積極的に活用しています。



イベント出展による次世代自動車普及啓発
※写真の一部を加工しています

※1 九都県市指定低公害車には、①選考審査を経て指定するもの、②掲載申込を受理するもの（電気自動車や国土交通省の低排出ガス認定車等のうち、申し込まれたものを九都県市指定低公害車として扱う）があります。

※2 EVとPHV（プラグインハイブリッド自動車）を「電気自動車等」としています。

※3 「V2H充放電設備」とは、電気自動車等への充電だけでなく、電気自動車等から建物へ給電することができる設備です。V2Hは「Vehicle to Home」の略です。

※4 FCV、EV、PHV及びHV（ハイブリッド自動車）を「次世代自動車等」としています。

◆ 市内の低公害車の登録台数 ⇒ 「4-9 低公害車の普及促進（1）」参照

表2-1-6 次世代自動車の普及促進に係る事業の実績

事業	単位	年度別実績				
		2019	2020	2021	2022	2023
市民・事業者へのFCV導入促進補助	件数	12	34	22	19	14
集合住宅向け電気自動車等充電設備の設置補助	基数	—	6	11	33	6
V2H充放電設備の設置補助	基数	—	—	19	42	79
水素ステーションの設置補助	件数	0	1	0	0	0
公用車へのFCV（乗用車）導入	台数	3	3	3	1	1
FCV公用車のイベント出展	回数	20	11	12	11	9

(ウ) エコドライブの促進

環境に配慮した運転「エコドライブ」の普及促進のため、環境イベント（9回）で啓発グッズの配布を実施しました。

エ 解体等工事におけるアスベスト（石綿）の飛散防止対策

アスベストを含む建材を使用した建築物等の解体・改造補修作業を伴う建設工事のうち、大気汚染防止法又は生活環境保全条例に定められた作業に対し、アスベストの飛散防止を目的とした規制指導を実施しています。

（ア）届出指導及び立入検査

大気汚染防止法又は生活環境保全条例で定められた作業に係る届出を受け付けるとともに、作業基準等を満たすよう必要な指導を行っています。届出受付後は、作業中の現場への立入検査を適宜実施することにより作業基準等の遵守状況を確認しており、2023年度は49件の立入検査を行いました。作業完了の届出が提出された際には、届出に添付された作業記録やアスベスト（石綿）濃度測定記録等により、作業が適切に行われたことを確認しています。

届出の対象外となる解体等工事については、アスベスト（石綿）含有建材の事前調査結果の報告や他法令の届出情報をもとに立入検査を実施しており、2023年度は175件の立入検査を行い、事前調査や作業の実施状況及び看板の設置状況等が適正かを確認しました。

さらに、事前調査結果報告や届出情報の有無によらず、市内の解体・改造・補修工事現場を巡回するパトロールを開始しました。2023年度は74件の立入検査を行い、法令遵守状況の確認及び制度の周知、指導を実施しました。

◆ 大気汚染防止法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数 (1),(14)」参照

表 2-1-7 石綿排出作業等の届出件数

根拠	届出種類	年度別件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
法	特定粉じん排出等作業（開始）	273	317	147	232	208
条例	特定粉じん排出等作業（完了）	264	316	177	203	221
	石綿排出作業（開始）	18	21	27	35	42
	石綿排出作業（完了）	22	15	27	23	46

表 2-1-8 解体等工事における事前調査結果の報告件数

根拠	分類	年度別件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
法	解体等工事 ^{※1}	—	—	—	21,761	25,775
	石綿含有建材を含む工事 (作業基準適用) ^{※2}	—	—	—	9,953	12,592
	法に基づく届出対象の工事 ^{※2}	—	—	—	267	250

※1 大気汚染防止法の改正により2022年4月1日から、一定規模以上の解体等工事（建築物等を解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事）を実施する際、アスベスト（石綿）の有無によらず、自治体への事前調査結果の報告が義務化されました。

※2 解体等工事に係る報告のうち、表に示した各工事に当たる件数を内数として記載しています。

(イ) 市民相談への対応

市民からの通報等により、周知看板の未掲示や掲示内容への疑義が指摘された場合は、届出の有無を確認するとともに、立入検査を行い、適切な作業の実施や周知看板等の確認を行っています。その際、状況によっては環境測定を行いアスベスト（石綿）の飛散の有無を確認しています。

(ウ) アスベスト（石綿）対策の推進

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、2020年6月に大気汚染防止法が改正され、2021年4月以降、段階的に施行されています。2022年4月1日から、一定規模以上の解体等工事を実施する際、アスベスト（石綿）の有無によらず、事前調査結果を自治体へ報告することが義務化されました。また、2023年10月1日から、資格者等による事前調査の実施が義務付けられました。

これらの新たな制度を円滑に運用するため、業界団体に対して会員への周知を依頼するとともに、横浜市ウェブサイトへの制度概要の掲載、事業者等へのリーフレット配布などを行っています。



制度周知のための
リーフレット

(イ) 関係機関と連携した災害対策

⇒ 「3-2 (2)多様な環境課題への対応 キ」参照

2-2 水環境の保全

2025年度までの環境目標	・水環境が良好に保全され、魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。
達成の目安となる環境の状況	・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2023年度）

- 河川の有機性汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の年平均濃度は、長期的に見て改善傾向にあり、近年も低濃度で推移しています。また、海域の有機性汚濁の指標である化学的酸素要求量（COD）の年平均濃度は長期的に横ばいとなっていますが、富栄養化に関与する全窒素や全りんの年平均濃度は長期的に見て改善傾向にあります。

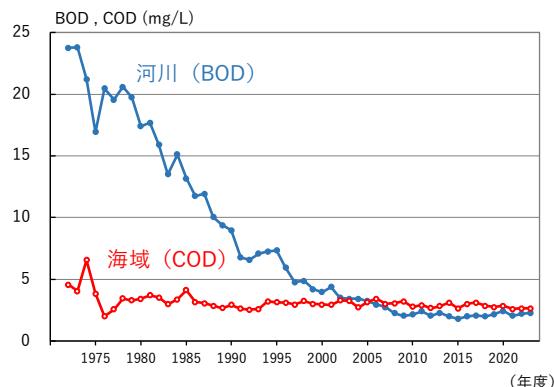


図2-2-1 BOD・CODの濃度※の推移

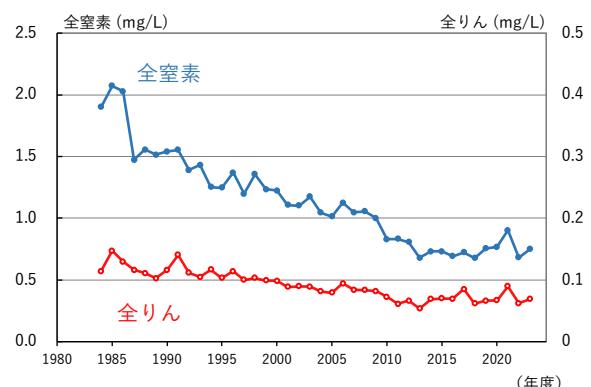


図2-2-2 海域の全窒素・全りんの濃度※の推移

※ 市内の各測定地点の年平均値の全地点平均（河川の測定地点には国土交通省又は大和市が測定している地点を含む）

- カドミウムなど、人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目（健康項目）の測定結果は、全測定地点で環境基準に継続して適合しました。
- BODなど、生活環境の保全に関する環境基準が設定されている項目（生活環境項目）の測定結果は、河川・海域ともに一部の項目・測定地点で環境基準に適合していない状況です。
- ダイオキシン類（水質、水底の底質）の測定結果は、全測定地点で環境基準に継続して適合しました。この調査は河川と海域を隔年で実施しており、2023年度は河川の調査を行いました。
- 横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）で定めた水環境目標の達成状況について、BODは河川35地点で調査を行い、28地点で達成しました。CODは海域8地点で調査を行い、2地点で達成しました。生物指標調査は河川38地点で調査を行い、35地点で達成しました。なお、生物指標調査は河川と海域を交互に2年間ずつ実施しています。

(2) 2023年度の主な取組実績

ア 水環境の監視

環境基準の達成状況等の現状把握や水環境の保全に関する施策の効果を確認するため、公共用水域（河川・海域）において水質測定等を実施しています。

(ア) 公共用水域の水質測定

水質汚濁防止法に基づき神奈川県が定めた「公共用水域及び地下水の水質測定計画（2023年3月）」により、市内河川21地点、海域7地点において、環境基準が設定されている項目など68項目の水質測定を実施しています。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水環境中のダイオキシン類の常時監視として、水質及び底質中のダイオキシン類の測定を実施しています。この測定は河川と海域を隔年で実施しており、2023年度は河川6地点で測定を実施しました。



河川調査（橋の上から採水）の様子

◆ 公共用水域の水質測定の結果等 ⇒ 「4-2 水環境の監視（1）～（4）」参照

表 2-2-1 水質汚濁に係る環境基準（主な生活環境項目）の達成状況^{※1,※2}

項目		年度別の環境基準達成状況 ^{※3}				
		2019	2020	2021	2022	2023
河川 ^{※4}	BOD	20 / 21	20 / 21	19 / 21	19 / 21	19 / 21
海域	COD	6 / 7	4 / 7	6 / 7	6 / 7	7 / 7
	全窒素	6 / 7	6 / 7	4 / 7	6 / 7	6 / 7
	全りん	4 / 7	5 / 7	3 / 7	6 / 7	5 / 7

※1 健康項目は全項目全地点で環境基準を達成しています。

※2 その他の生活環境項目や健康項目の詳しい達成状況は「4-2 水環境の監視」を参照してください。

※3 分母が測定地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※4 河川21地点には国土交通省又は大和市が測定している地点を含みます。

表 2-2-2 ダイオキシン類の環境基準達成状況

項目		年度別の環境基準達成状況 ^{※1}				
		2019	2020	2021	2022	2023
河川 ^{※2}	水質	6 / 6	—	6 / 6	—	6 / 6
	底質	6 / 6	—	6 / 6	—	6 / 6
海域 ^{※2}	水質	—	6 / 6	—	6 / 6	—
	底質	—	6 / 6	—	6 / 6	—

※1 分母が測定地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※2 河川及び海域の調査を隔年で実施しています。

(イ) 横浜市水と緑の基本計画に基づく調査

横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）では、横浜らしい水・緑環境の実現に向けて、生物の生息状況や有機性汚濁物質（BOD、COD）等を水環境目標として設定しています。この達成状況を把握するため、生物指標については、河川と海域の調査を交互に2年間ずつ実施しています。また、有機性汚濁物質（BOD、COD）等については、各水域の評価地点において計画的に調査を実施しています。

2023年度は、河川の生物指標に係る調査を行うとともに、鶴見川水系と海域を主な対象として水質調査を行いました。



“大変きれい”な河川の指標種
ヒガシシマドジョウ

◆ 水環境目標に係る測定結果等 ⇒ 「4-2 水環境の監視(5)～(7)」参照

表 2-2-3 水環境目標の達成状況

項目		年度別の水環境目標達成状況 ^{※1}				
		2019	2020	2021	2022	2023
河川	生物指標による水質評価 ^{※2}	35 / 38 ^{※3}	—	—	35 / 38	35 / 38
	BOD ^{※4}	31 / 35	25 / 35	33 / 38	31 / 35	28 / 35
	ふん便性大腸菌群数 ^{※4}	6 / 18	4 / 16	11 / 17	2 / 18	7 / 16
海域	生物指標による水質評価 ^{※2}	—	10 / 10	—	—	—
	COD	1 / 8	0 / 8	1 / 8	1 / 8	2 / 8
	全窒素	3 / 8	3 / 8	1 / 8	3 / 8	3 / 8
	全りん	1 / 8	2 / 8	1 / 8	3 / 8	2 / 8
	ふん便性大腸菌群数 ^{※5}	—	1 / 2	—	—	1 / 2

※1 分母が調査地点数、分子が水環境目標達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※2 生物指標に係る調査は、河川と海域を交互に2年間ずつ実施する計画です。

※3 2019年度の河川の生物指標による水質評価の結果欄には、2018～2019年度の調査結果を記載しています。

※4 河川のBOD及びふん便性大腸菌群数の調査は3年間で市内全域を測定する計画です。2021年度は帷子川・大岡川水系、2022年度は境川・柏尾川水系、2023年度は鶴見川水系が主な調査対象です。

※5 海域のふん便性大腸菌群数の調査は3年に1回実施する計画です。

(ウ) PFOS 及び PFOA への対応

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)は有機フッ素化合物の一種であり、はっ水剤、表面処理剤、消火剤等に用いられていました。PFOS及びPFOAは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)に基づき、既に製造や輸入等が原則禁止されています。環境省では、2020年に公共用水域及び地下水の要監視項目にPFOS及びPFOAを追加し、本市においては2023年度から3か年計画で市内河川11地点及び地下水18地点でのPFOS及びPFOAの調査を行う計画としています。2023年度は河川4地点、地下水6地点で調査を実施し、いずれの地点でも暫定指針値(50 ng/L)以下でした。



分析用試料

◆ 公共用水域測定結果 ⇒ 「4-2 水環境の監視(4)コ」参照

(I) 東京湾環境一斉調査

東京湾環境一斉調査は、東京湾再生推進会議モニタリング分科会、九都県市首脳会議水質改善専門部会、東京湾岸自治体環境保全会議、東京湾再生官民連携フォーラム東京湾環境モニタリングの推進プロジェクトチームの主催により毎年度継続して実施しているもので、東京湾再生への関心を醸成するとともに、東京湾とその関係する陸域の水質環境の把握と汚濁メカニズムの解明等を目的とし、国や自治体のほか、大学・研究機関、事業者、市民団体等の多様な主体が参加して行われているものです。2023年度の調査では、横浜市を含む市内20機関が参加しました。

底生生物の生息・再生産にとって特に重要な要素の一つである「底層溶存酸素量（底層DO）」については、湾央から湾奥部で3.0mg/Lを下回る貧酸素水塊が観測されました。有機物による水質汚濁の程度を示す「化学的酸素要求量（COD）」については、表層、中層、底層のいずれにおいても湾央部から湾口部に向かうにしたがい低下する傾向が見られました。



東京湾環境一斉調査イメージ
(試料採取)

(オ) 東京湾底質調査

九都県市首脳会議水質改善専門部会の取組として、東京湾の底層水域環境の実態を把握し、底質改善対策等の効果を検証するための調査を毎年度継続して実施しています。2023年度の調査でも、東京湾の底質、底層水の溶存酸素、底生生物等の状況について、横浜市を含む5自治体が調査しました。化学的酸素要求量（COD）、全りん及び全硫化物については、項目・地点により傾向は様々ですが、東京湾全体としては、ほぼ横ばい状態であることが分かりました。

横浜市内の海域については、夏季に4地点で調査を行いました。その結果、底質環境の評価指標である環境保全度に関して2地点が環境保全度I（低評価区分）であり、現在の横浜市内の海域の底質環境はあまり良好ではないことが示されました。なお、湾代表値※の推移を見ると、東京湾全体の底質は長期的には改善傾向となっています。

※「湾代表値」とは、東京湾全体の底質の経年推移を評価するために2021年度から用いている指標で、底生生物の出現種類数等から算出する評点を用い、底質評価年度から過去6年分の各調査地点における評価合計の総得点を、同年度分の延べ評価地点数で割って算出した値です。

◆九都県市首脳会議について ⇒ 「2-5 分野横断の取組(2)-ア-(オ)」参照

(カ) マイクロプラスチックへの対応

⇒ 「3-2 (2)多様な環境課題への対応 エ」参照

イ 事業所等から公共用海域への排出水対策

公共用海域の水質を保全するため、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び生活環境保全条例に基づき、各法令で定められた事業所に対し、公共用海域への排出水に係る規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び生活環境保全条例に基づく事業所からの届出を受け付けるとともに、事業所が公共用海域への排水基準を満たすよう必要な指導を行っています。また、排水基準の遵守状況を確認するため、2023年度は事業所への立入検査を442件実施しました。立入検査では、事業所から公共用海域への排出水を採取し、排水中の有害物質等の濃度測定を実施しました。



事業所への立入検査の様子

◆ 水質汚濁防止法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数 (2),(9),(14)」参照

表 2-2-4 水質汚濁防止法等の対象事業場数の推移

根拠法令及び対象事業場	年度末時点の事業場数				
	2019	2020	2021	2022	2023
水質汚濁防止法					
特定事業場 ^{※2}	1,661	1,479	1,481	1,403	1,386
ダイオキシン類対策特別措置法					
特定事業場（水質）	14	14	14	14	14
生活環境保全条例					
建設工事排水 ^{※1}	7	4	8	11	20

※1 各年度に届出された対象工事の数です。

※2 2020年度末の特定事業場数は、特定事業場の廃止状態確認調査を実施したため減少しています。

(イ) 富栄養化対策（総量規制）

東京湾は閉鎖性水域であることから流入排水による富栄養化が課題となっており、その改善を進めるため、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量について、水質汚濁防止法に基づく総量規制が導入されています。2023年度末時点で67事業場がその対象となっており、そのうち排水量の多い37事業場は自動計測器による常時測定を行っています。常時測定を行っている事業場への立入調査は39件実施し、自動計測器の維持管理状況などの確認を行いました。

また、発生源別の発生負荷量及び東京湾への流入負荷量を経年的に把握することを目的として発生負荷量調査を行っています。2022年度実績では、神奈川県から東京湾に流入するCOD負荷量は21トン/日、窒素含有量は25トン/日、りん含有量は1.7トン/日でした。

なお、2022年1月24日に国が策定した第9次総量削減基本方針に基づき、2022年11月4日に神奈川県が総量削減基本計画を策定しました。今後は当該計画に基づき対策を進めています。

(ウ) 排水基準の見直し（公共用水域）

水質汚濁に係る環境基準の見直し^{*1}を踏まえ、それら物質に係る水質汚濁防止法に基づく排出水等の規制基準について、国が見直し^{*2}を行いました。生活環境保全条例においても、法と同時に同様の見直しを行い、六価クロムについては 0.5 mg/L から 0.2 mg/L（電気メッキ業については 3 年間暫定基準 0.5 mg/L、既存事業所は一定期間従前値を適用）、大腸菌群数については大腸菌数 800 CFU/mL へ改正しました。

※1 2022 年 4 月 1 日から、六価クロムの環境基準が「0.05 mg/L 以下」から「0.02 mg/L 以下」に変更されました。また、同日に大腸菌群数の環境基準が削除され、大腸菌数の環境基準が追加されました。

※2 六価クロムについては 0.2 mg/L（2024 年 4 月 1 日施行）、大腸菌群数については大腸菌数 800CFU/mL（2025 年 4 月 1 日施行）へ改正されました。

(イ) 事故時の措置に関する物質の追加

水質汚濁防止法施行令の改正（2023 年 2 月 1 日施行）により、事故時の措置の対象となる指定物質にアニリン、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）及びその塩、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（PFOS）及びその塩、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が追加されました。この改正により、当該物質の貯蔵施設等を設置している事業者は、事故により当該物質を含む水が公共用水域等に排出された場合、直ちに応急の措置を講じ、事故の状況及び措置の概要を市長に届け出ることが義務化されました。生活環境保全条例でも同様の趣旨の規定として「非常時の措置」が定められているため、アニリン等 4 項目を対象物質に追加^{*3}するとともに、通知文の郵送やかんきょう横浜（発行：横浜市環境保全協議会）等への掲載により、事業者へ周知しました。

※ 2023 年 5 月 2 日に生活環境保全条例施行規則の改正が施行されました。

◆ 非常時の措置等について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(ウ)」参照

(オ) 建設工事排水に対する規制

建設工事により発生する排水を公共用水域に排出する場合、生活環境保全条例の規制遵守が求められます。2023 年度は 20 件の届出があり、工事現場 9 件の立入調査を実施し、工事現場での排水処理施設が適正に管理されていることを確認しました。

(カ) ゴルフ場の農薬対策

⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-イ-(オ)」参照

(キ) ダイオキシン類対策

⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-イ-(イ)」参照

ウ 水再生センターへの流入水対策

下水道施設の保護と水再生センターの放流先の公共用海域の水質保全のため、下水道法及び横浜市下水道条例に基づき、各法令で定められた事業所に対し、公共下水道への排出水に係る規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

下水道法及び横浜市下水道条例に基づく事業所からの届出を受け付けるとともに、事業所が公共下水道への排水基準を満たすよう必要な指導を行っています。また、排水基準の遵守状況を確認するため、2023年度は事業所への立入検査を519件実施しました。立入検査では、事業所から公共下水道への排出水を採取し、排水中の有害物質等の濃度測定を実施しました。

◆ 下水道法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数 (10)」参照

表 2-2-5 下水道法・横浜市下水道条例の対象事業場数の推移

対象事業場	年度末時点の事業場数				
	2019	2020	2021	2022	2023
届出事業場数	3,267	3,184	3,155	3,138	3,134
内訳	特定事業場 ^{※1,※3}	2,457	2,368	2,349	2,326
	その他 ^{※2}	810	816	806	812

※1 下水道法の特定事業場は水質汚濁防止法の特定事業場と一部重複します。

※2 下水道法及び横浜市下水道条例に基づく届出事業場のうち、特定事業場を除いた事業場です。

※3 2020年度以降の特定事業場数は、住宅宿泊事業の用に供するちゅう房施設等が特定施設から除外されたことにより減少しています。

(イ) 除害施設等管理責任者資格認定講習

横浜市下水道条例の規定により、市内の下水道処理区域内で工場排水等を処理する施設（除害施設等）を設置するときは、その維持管理を適切に行うために除害施設等管理責任者を選任する必要があります。その資格を認定するための講習を毎年度実施しています。

2023年度は、YouTubeによる動画配信と横浜市電子申請・届出システムを利用して効果測定を行うオンライン形式により、7月と2月に開催しました。A種（全ての除害施設等）の講習で211名、B種（含油（鉱物油）排水に係る除害施設等）の講習で142名が修了しました。

(ウ) 除害施設等維持管理講習会

除害施設等管理責任者や有害物質を取り扱っている事業者を主な対象として、除害施設等の適切な維持管理を啓発するための講習会を実施しています。2023年度から実施方法を見直し、横浜市ウェブサイトにて常に講習動画を配信しています。

(エ) 異常流入等への対応

2023年度は水再生センターへの異常流入等の水質事故が10件発生しました。異常流入発生時には、原因物質が把握できた場合や対象事業所の範囲がある程度絞り込めた場合には、事業所への立入検査や電話でのヒアリング等を実施しています。また、異常流入を未然に防止するため、公共下水道のマンホールで採水を行い、一定の区域にある事業場からの排水を調査する取組を必要に応じて行っています。

(オ) 事故防止の啓発

公共下水道への有害物質等の流出事故を未然に防止するため、2023年度は、有害物質等を使用している事業場や排水量の多い事業場などの立入検査の際に必要に応じて注意喚起を行うとともに、お盆や年末年始の前には集中的に啓発を行いました。

エ 水質事故への対応

公共用水域で確認された水質事故について、事故の収束を図るため、迅速な現地調査等により対応しています。また、チラシ配布による注意喚起等を行い、事故の未然防止に努めています。

(ア) 水質事故の発生状況に応じた対応

2023年度は着色や油浮遊等の公共用水域での水質事故が44件発生しました。土木事務所などの関係機関と連携して現地調査を行い、状況に応じて水質調査や汚染物等の回収を行いました。原因者の特定ができた案件については、適正な排水方法の指導等を実施しました。

◆ 水質事故の発生源別件数等 ⇒ 「4-6 生活環境に関する苦情相談及び水質事故(3)」参照

表 2-2-6 市内で発生した水質事故の件数

事故種別	年度別件数				
	2019	2020	2021	2022	2023
着色	28	40	38	46	27
油浮遊	28	30	16	22	13
魚浮上	6	4	3	5	4
その他	1	0	0	0	0

(イ) 未然防止のための取組

水質事故の未然防止のため、2023年度は、塗装団体など業界団体へのチラシの配布による啓発を実施しました。

2-3 地盤環境の保全

2025年度までの環境目標	・土壤・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。
達成の目安となる環境の状況	・土壤汚染の拡散や人への健康被害が防止されている ・地下水質に係る環境基準を達成し、汚染の未然防止・拡散防止が行われている ・地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2023年度）

- 地下水質の概況調査の環境基準達成率は、概ね高い値で推移しています。

※概況調査

長期的な経年変化を調べる「定点調査」と、市内を2km又は4kmのメッシュ（2013年度までは1kmメッシュ、2014年度から2021年度までは2kmメッシュ）に区切り、複数年で市内全体を調べる「メッシュ調査」で構成される調査です。

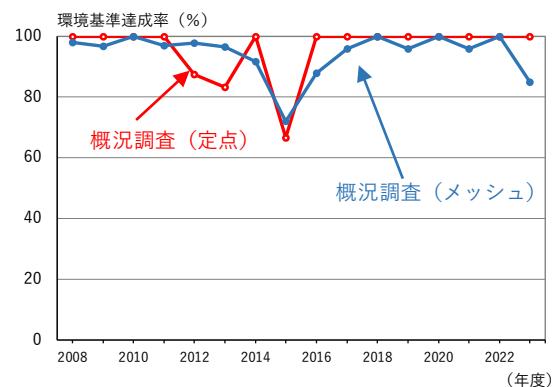


図2-3-1 地下水質の概況調査の環境基準達成率の推移

- 土壤汚染の拡散や人への健康被害の防止のため、土壤汚染対策法や生活環境保全条例に基づき、土壤汚染が確認された区域の指定など、適正な規制指導を実施しています。
- 地下水質の概況調査の結果は、定点調査では全項目で環境基準に継続して適合し、メッシュ調査では3地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準の超過があったものの、その他の地点では全項目で適合しました。また、継続監視調査、汚染井戸に関する調査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、テトラクロロエチレン等の項目で不適合となる地点がありました。
- ダイオキシン類（地下水、土壤）の測定結果は、全測定地点で環境基準に継続して適合しました。
- 地下水汚染の未然防止や拡散防止のため、水質汚濁防止法や生活環境保全条例に基づき、有害物質等の地下浸透防止など、適正な規制指導を実施しています。
- 地下水の過剰な採取等による地盤沈下防止のため、工業用水法や生活環境保全条例に基づき、揚水施設等に対する規制指導を実施しています。
- 地盤沈下の状況について、精密水準測量の結果は、最大沈下量14.0mmでした。また、地盤沈下にかかる被害報告はありませんでした。

(2) 2023年度の主な取組実績

ア 地盤環境の監視

環境基準の達成状況等の現状把握や地盤環境の保全に関する施策の効果を確認するため、地下水の水質測定を実施しています。また、地下水及び土壌中のダイオキシン類や、地盤沈下の継続的な監視も実施しています。

(ア) 地下水質等の測定

水質汚濁防止法に基づき神奈川県が定めた「公共用海域及び地下水の水質測定計画（2023年3月）」により、市内の地下水の調査を実施しています。調査は、全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査（定点調査、メッシュ調査）、概況調査により新たに判明した汚染範囲の確認等を目的とした汚染井戸周辺地区調査、過去の概況調査で汚染が確認された地点の継続的な監視を行うための継続監視調査の3種類があり、原則として毎年1回の水質測定を行っています。このほかの取組として、過去の横浜市の調査等で汚染が確認された地点の継続的な監視のため、汚染井戸の監視・追跡調査を毎年1回行っています。2023年度は、概況調査26地点（定点調査6地点、メッシュ調査20地点）、継続監視調査18地点、汚染井戸周辺地区調査11地点、汚染井戸監視・追跡調査20地点で実施しました。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視では、地下水及び土壌中のダイオキシン類の測定を実施しており、2023年度は地下水6地点、土壌5地点で調査を行いました。

◆ 地下水質等の測定結果 ⇒ 「4-3 地盤環境の監視(1),(2)」参照

表 2-3-1 地下水質の環境基準達成状況等

項目	年度別の環境基準達成状況等 ^{※1}				
	2019	2020	2021	2022	2023
概況調査（定点）	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6
概況調査（メッシュ）	24 / 25	25 / 25	24 / 25	20 / 20	17 / 20
継続監視調査	7 / 23	8 / 21	5 / 19	6 / 18	7 / 18
汚染井戸周辺地区調査	3 / 4	— ^{※2}	3 / 4	— ^{※2}	8 / 11
汚染井戸監視・追跡調査	21 / 29	17 / 27	18 / 27	13 / 23	13 / 20

※1 分母が地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

※2 汚染井戸周辺地区調査は、概況調査において環境基準を超える汚染が新たに判明した場合又は継続監視調査で高濃度の汚染が認められた場合に実施する調査のため、対象井戸がない年度は実施していません。

表 2-3-2 ダイオキシン類の環境基準達成状況

項目	年度別の環境基準達成状況 ^{※1}				
	2019	2020	2021	2022	2023
地下水	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6
土壌	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10	5 / 5

※1 分母が地点数、分子が環境基準達成の地点数です（不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り）。

(イ) 精密水準測量による地盤沈下の監視

地盤沈下の状況を把握するため、横浜市域のうち、主に軟弱地盤である沖積低地 (171.90 km²) を調査対象地域として、精密水準測量を実施しています。2023年度は116地点（延長140 km、国土地理院測量の50 kmを含む。）で測量を実施しました。前年度と比較できる116地点のうち、沈下が確認されたものは111地点であり、最大沈下量は都筑区で観測した14.0 mmでした。また、隆起が4地点で確認されました。

◆ 精密水準測量の結果 ⇒ 「4-3 地盤環境の監視(3)」参照

表 2-3-3 沈下点数と年間最大沈下量の推移

項目	年度別調査結果				
	2019	2020	2021	2022	2023
20mm以上の沈下点数/調査水準点数	0／97	0／98	0／97	0／118	0／116
年間最大沈下量 (mm)	-0.1	-7.6	-13.0	-6.0	-14.0
最大沈下量を記録した区	神奈川区	栄区	栄区	港北区	都筑区

(ウ) 地下水位観測等による地盤沈下の監視

軟弱地盤地域における地盤沈下の防止を目的として、10地点の地下水観測井で地下水位を継続して観測しています。また、このうち7地点では地盤収縮量の観測も実施しています。2023年度の調査結果では、前年度からの地下水位変動が最も大きかった地点は都筑区佐江戸公園の0.87mでした。また、地盤収縮量が最も大きかった地点は港北区新横浜駅前公園の1.55mmでした。

◆ 地下水位、地盤収縮量の観測地点と観測結果 ⇒ 「4-3 地盤環境の監視(4)」参照

イ 土壤汚染対策

土壤汚染の状況を把握し、土壤汚染による人の健康への影響を防止するため、土壤汚染対策法及び生活環境保全条例に基づき、土壤汚染の可能性のある土地の土壤調査、土壤汚染が認められた場合の適正な土地の管理等に係る規制指導を実施しています。

(ア) 土壤調査

有害物質の使用等が行われていた事業所を廃止するときや、そのような事業所が過去に存在していた土地で形質変更を行おうとするときは、その土地の所有者に対し、土壤調査を実施するよう義務付けています。2023年度は土壤汚染対策法に基づく土壤調査の報告は54件、生活環境保全条例に基づく土壤調査の報告は49件ありました。

◆ 土壤調査に関する報告書等の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数(3),(14)」参照

表 2-3-4-(1) 土壤調査に係る調査報告書等の受付件数

根拠法令及び報告書等	年度別件数				
	2019	2020	2021	2022	2023
土壤汚染対策法					
土壤汚染状況調査結果報告書(廃止時)	24	6	10	10	11
土壤汚染状況調査結果報告書(形質の変更時)	28	20	30	38	39
指定の申請書(自主的な調査)	4	4	5	6	4

(次頁に表があります)

表 2-3-4-(2) 土壤調査に係る調査報告書等の受付件数

根拠法令及び報告書等	年度別件数				
	2019	2020	2021	2022	2023
生活環境保全条例					
特定有害物質					
条例土壤汚染状況調査結果報告書（廃止時）	19	6	15	9	11
条例土壤汚染状況調査結果報告書（形質の変更時）	17	33	36	26	34
ダイオキシン類					
条例土壤汚染状況調査結果報告書（廃止時）	1	1	2	1	0
条例土壤汚染状況調査結果報告書（形質の変更時）	9	8	7	0	4

(1) 土壤汚染が確認された区域の指定

土壤調査により土壤汚染が認められると、人への健康被害が生じるおそれがある場合は、要措置区域に指定し、健康被害が生じるおそれがない場合は、形質変更時要届出区域に指定し、横浜市ウェブサイト等で公表します。

要措置区域に指定された場合は、土地の形質の変更（掘削等）が原則として禁止され、汚染の除去等の措置が必要となります。形質変更時要届出区域に指定された場合は、土地の形質の変更時に事前の届出や、汚染土壤を区域外へ飛散等させないための適切な維持管理が必要となります。

2024年3月31日現在で、土壤汚染対策法又は生活環境保全条例に基づき、土壤汚染で指定されている区域の合計は192件です。

また、2023年度は、区域の指定前や区域の形質変更時等に立入調査を50件実施しました。

◆ 土壤汚染が確認された土地の公表 ⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組(2)-イ-(4)」参照

◆ 区域の指定に関する届出書等の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数(3),(14)」参照

表 2-3-5 要措置区域等の指定の推移

根拠法令及び区域等	年度末時点での件数				
	2019	2020	2021	2022	2023
土壤汚染対策法					
要措置区域※1	3	3	2	2	2
指定／解除※2	1／0	0／0	0／1	0／0	0／0
形質変更時要届出区域※1	114	120	126	135	155
指定／解除※2	16／5	12／6	13／7	12／3	24／4
生活環境保全条例					
条例要措置区域※1	0	0	0	0	0
指定／解除※2	0／0	0／0	0／0	0／0	0／0
条例形質変更時要届出区域※1	23	27	32	33	37
指定／解除※2	9／6	6／2	7／2	4／3	6／2

※1 指定番号（要措置区域等として一定の範囲を指定する際に付ける番号。例：指-○）が付けられた区域の数を集計しています。

※2 各区域の新規指定又は全部解除の件数を集計しており、指定の一部解除は含んでいません。

(ウ) 土壤汚染が確認された区域における措置等

要措置区域では、人への健康被害が生じるおそれがあることから、汚染の除去等の措置が義務付けられています。形質変更時要届出区域は、人への健康被害が生じるおそれがない区域ですが、工事等による汚染の拡散を防止するため、土壤汚染対策法に規定する施行方法に関する基準、汚染土壤の運搬に関する基準等を遵守する必要があります。

また、生活環境保全条例に基づき、土壤汚染が確認された区域内で土地の形質の変更を行う場合には、あらかじめ周辺住民にその旨を周知しなければなりません。

2023年度は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出72件あり、条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出は11件ありました。

◆ 区域内の措置等に関する届出書等の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数 (3),(14)」参照

表 2-3-6 指定区域内の措置等に係る件数

根拠法令及び届出等	年度別件数				
	2019	2020	2021	2022	2023
土壤汚染対策法					
要措置区域における措置の指示	1	0	0	0	0
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	49	54	48	48	72
生活環境保全条例					
条例要措置区域における措置の指示	0	0	0	0	0
条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	18	12	12	7	11

(イ) 汚染土壤処理業の許可

土壤汚染対策法に基づき、横浜市内で汚染土壤処理業を行う者は、汚染土壤処理施設ごとに横浜市長の許可を受ける必要があります。

2023年度に新規許可を受けた事業者ではなく、更新許可を受けた事業者は1者でした。2023年度末時点では、許可を受けた汚染土壤処理業者は5者となっています。

また、2023年度は汚染土壤処理業者5者について、立入検査を実施しました。

◆ 汚染土壤処理業に係る申請書等の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数 (5)」参照

表 2-3-7 汚染土壤処理業の許可状況

項目	年度末時点の許可状況 ^{※1}				
	2019	2020	2021	2022	2023
汚染土壤処理業の許可事業者数	5	5	5	5	5
浄化等処理施設	1	1	1	1	1
セメント等製造施設	0	0	0	0	0
埋立処理施設	0	0	0	0	0
分別等処理施設	5	5	5	5	5
自然由来等土壤利用施設 ^{※2}	0	0	0	0	0

※1 各年度末の時点で土壤汚染対策法に基づく汚染土壤処理業の許可を受けている事業者数と施設種類の内訳です。複数施設で許可を受けている事業者がいるため、許可事業者数と施設種類の合計は一致しません。

※2 土壤汚染対策法の改正により、2019年4月1日から自然由来等土壤利用施設が追加されました。

(オ) 土壤汚染対策の取組支援

中小企業者等による円滑な土壤汚染対策の取組を支援・促進するため、技術的な観点から適切なアドバイスを行う専門家を派遣する制度を設けています。2023年度は、2事業者に対し、アドバイザーを各1回（合計2回）派遣しました。

ウ 地下水質の保全

地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

水質汚濁防止法に基づく事業所からの届出を受け付けるとともに、事業所が有害物質の地下浸透を防止するための基準を満たすよう必要な指導を行っています。また、2023年度は事業所への立入検査を60件実施し、構造基準の遵守状況や定期点検の実施状況などの確認を行いました。

◆ 水質汚濁防止法に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数(2)」参照

表 2-3-8 地下浸透防止に関する件数の推移

地下浸透防止の届出がされた事業所数（施設種類別）	年度末時点の事業所数				
	2019	2020	2021	2022	2023
有害物質使用特定施設	428	432	418	417	400
有害物質貯蔵指定施設	10	10	9	8	8

(イ) 汚染された地下水の浄化対策

生活環境保全条例では、土壤汚染が確認された土地について、地下水汚染の状況を確認するよう定めています。2023年度は、地下水汚染が12件確認されました。

また、生活環境保全条例に基づき、地下水汚染原因である可能性のある事業者が判明した場合において、汚染原因調査を実施するよう指導しており、2023年度は1件報告がありました。

表 2-3-9 地下水汚染に関する件数の推移

報告書の種類	年度別件数				
	2019	2020	2021	2022	2023
地下水汚染原因調査報告書	0	0	1	1	1
土壤汚染による地下水への影響調査報告書（汚染あり）	7	8	7	8	12

工 地盤沈下対策

地下水採取や掘削作業による地盤沈下を防止するため、工業用水法及び生活環境保全条例に基づく規制指導を実施しています。

(ア) 地下水採取の規制

工業用水法に基づき地下水採取の許可を行うとともに、生活環境保全条例に基づき、揚水施設の規模に応じて、許可又は届出の指導を行っています。これら揚水施設の使用者に対し、揚水量等の記録などを義務付けており、年2回の地下水採取量及び水位測定結果報告書により、計画揚水量と相違がないかについて確認しました。

◆ 工業用水法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数 (11),(14)」参照

表 2-3-10 地下水揚水施設を設置している対象事業所の件数の推移

揚水施設の種類		年度末時点の事業所数				
		2019	2020	2021	2022	2023
地下水採取	工業用水法の許可対象施設	1	1	1	1	1
	揚水施設（許可対象）	158	158	154	152	155
	小規模揚水施設（届出対象）	229	233	233	239	240

(イ) 掘削作業の規制

生活環境保全条例に定められた一定規模以上の掘削作業に係る届出を受け付けるとともに、その作業に伴う地下水位低下による地盤沈下を防止するため必要な規制指導を行っています。2023年度は開削工事の届出が14件、トンネル工事の届出が1件ありました。

◆ 生活環境保全条例に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数 (14)」参照

表 2-3-11 掘削作業の届出件数の推移

届出の種類		年度末時点の届出件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
掘削作業	開削工事の開始届出	13	22	14	11	14
	トンネル工事の開始届出	1	2	3	2	1

2-4 音環境の保全

2025年度までの環境目標	・騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
達成の目安となる環境の状況	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・市民の生活環境に関する満足度の向上

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2023年度）

- 幹線道路に面した地域の道路交通騒音（面的評価）の環境基準達成率の推移は、長期的に見て改善傾向にあります。

※道路交通騒音の面的評価

幹線道路から 50m範囲にある全ての住居等を対象として、騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する手法です。対象路線を 5年周期で評価しています。

※近接空間

面的評価を行う 50m範囲のうち、2車線以下の車線を有する幹線道路は道路端から 15m、2車線を越える車線を有する幹線道路は道路端から 20mまでの範囲です。

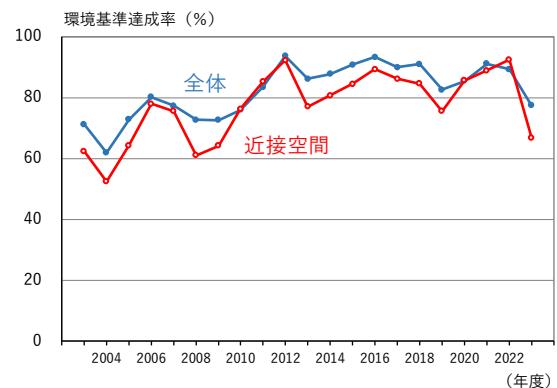


図 2-4-1 道路交通騒音（面的評価）の環境基準達成率の推移

- 幹線道路等からの自動車騒音の状況を把握するために実施している道路交通騒音の面的評価では、調査した 7 路線延べ 127.0 km のうち 77.4% で昼夜間を通して環境基準に適合しました。
- 新幹線鉄道騒音調査では、6 地点中 3 地点で環境基準に適合しました。
- 2024 年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、「身のまわりの環境について、「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている」と回答した市民の割合は、79.1%※でした。

※ 「そう思う」又は「少しそう思う」と回答した市民の割合の合計

(2) 2023年度の主な取組実績

ア 騒音・振動の監視

環境基準の達成状況等の現状把握や騒音・振動対策の効果を確認するため、道路交通騒音等の測定を実施しています。

(ア) 道路交通騒音の評価

騒音規制法に基づき、市内の幹線道路に面した地域の環境基準の達成状況等を把握するため、道路交通騒音の面的評価を実施しています。この調査は、毎年度、路線延長100km程度を選定し、当該評価を行っています。2023年度は、東名高速道路、国道1号など総延長127.0kmの面的評価を実施しました。

◆ 騒音の評価結果等 ⇒ 「4-4 音環境の監視(1)」参照

表2-4-1 道路交通騒音(面的評価)の環境基準達成状況

項目	年度別調査結果				
	2019	2020	2021	2022	2023
面的評価の環境基準達成率 ^{※1}	82.6%	85.4%	91.1%	89.3%	77.4%
面的評価道路長	117.4 km	111.1 km	108.3 km	116.1 km	127.0 km

※1 評価対象地域において昼間・夜間ともに環境基準を達成している割合です。

(イ) 新幹線鉄道による騒音・振動の測定

市内の東海道新幹線の沿線における騒音・振動の状況を把握するため、沿線8箇所に測定地点を設定し、継続して調査を実施しています。調査は、測定地点ごとに手前側の軌道中心から12.5m、25m、50mと距離の異なる3地点で、20本(上下線各10本)の列車の測定を行っています。なお、新幹線鉄道による騒音は環境基準に定める方法で、振動は環境基準が設定されていないため「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)(昭和51年3月12日環大特第32号)」に定める方法で測定・評価しています。2023年度は、8箇所の測定地点のうち2箇所で騒音・振動の測定を実施しました。

◆ 騒音・振動の測定結果等 ⇒ 「4-4 音環境の監視(2)」参照

表2-4-2 新幹線鉄道による騒音・振動の環境基準等達成状況

区分	年度別の環境基準達成状況等 ^{※1}				
	2019	2020	2021	2022	2023
騒音測定 ^{※2}	6 / 12	5 / 6	4 / 6	2 / 6	3 / 6
振動測定 ^{※2,※3}	12 / 12	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6

※1 2020年度以降は、毎年度、沿線8箇所のうち2箇所(6地点)を測定する計画です。2018年度は沿線8箇所(24地点)、2019年度は沿線4箇所(12地点)の測定を実施しました。

※2 分母が測定地点数、分子が環境基準等達成の地点数です(不適合の地点がある場合は当該セルを灰色塗り)。

※3 振動は、環境省の指針値による評価です。

※ 一般環境騒音の測定は2019年度から、東海道貨物線(新貨物線)による騒音・振動の測定及び航空機騒音の測定は2020年度から実施していません。

イ 事業所・建設工事等における騒音・振動対策

市民の生活環境を保全するため、騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例に基づき、各法令で定められた施設や工事等に対し、騒音や振動に係る規制指導を実施しています。

(ア) 届出指導及び立入検査

騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例に基づく届出を受け付けるとともに、事業者に対して騒音や振動に係る規制基準を満たすよう必要な指導を行っています。また、規制基準の遵守を確認するため、騒音や振動の測定を伴う立入検査を実施しました（2023年度は特定工場23件、特定建設作業等77件）。



騒音・振動測定の様子

◆ 騒音規制法等に基づく届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数(7),(8),(14)」参照

表 2-4-3 対象事業所数・届出件数の推移

対象	分野	年度別件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
特定工場 ^{※1}	騒音	3,641	3,643	3,643	3,644	3,634
	振動	2,011	2,013	2,015	2,008	1,941
特定建設作業 ^{※2}	騒音	1,912	2,053	2,192	2,253	2,489
	振動	1,015	1,034	1,168	1,288	1,406
夜間営業 ^{※1}	騒音	54	54	54	54	51
屋外作業 ^{※1}	騒音	183	184	185	187	188

※1 各年度末の時点で設置されている事業所の数です。

※2 各年度の対象工事の届出件数（作業件数）です。

(イ) 騒音規制法・振動規制法の特定施設の見直し

騒音規制法施行令の改正（2022年12月1日施行）により、環境大臣が指定する空気圧縮機は騒音規制法の規制対象から除外となりました（2023年度末時点で、空気圧縮機について、環境大臣による指定はありません。）。また、同日施行の振動規制法施行令の改正により、環境大臣が指定する圧縮機は振動規制法の規制対象から除外となりました。圧縮機については、2022年12月1日に環境省告示が施行され、低振動型圧縮機の指定に係る規程が定められました*。

この法改正を受け、2023年度に、振動規制法に基づき圧縮機を届け出ている事業所（総数：1,093）を対象に、現在の特定施設の設置状況を把握するための調査を実施しました。

調査の結果、現在の特定施設の設置状況が直近の届出状況と異なり、届出が必要となる事業所に対しては、手続の詳細について案内しました。また、既設置の低振動型圧縮機は廃止に伴う届出の対象には該当しないため、既設置の圧縮機の一部又は全てが低振動型圧縮機となった事業所に対しては、本市独自に定めた報告書を提出してもらい、特定施設の届出情報と設置状況の一致を図りました。

* 当該告示に基づき、2023年4月以降、環境省が低振動型圧縮機の型式指定を公表しています。（2024年3月末時点で10,436型式）

ウ 交通に関する騒音・振動対策

自動車及び鉄道の走行に関する騒音・振動の測定を行うなど、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制指導等を実施しています。また、関係者との連携による騒音・振動対策を実施しています。

(ア) 道路交通対策

幹線道路沿道の環境基準の適合状況を把握するため、2023年度は面的評価を7路線（評価道路長127.0km）で実施しました。また、横浜市、神奈川県警察、国土交通省と高速道路事業者3社で組織する「横浜市道路交通環境対策連絡会議」を開催し、環境対策に係る情報の交換等を行い、地域特性を考慮した対策を求めました。このほかに、市民からの相談を受けて騒音測定を5地点、振動測定を17地点で実施しました。この測定結果を基に道路管理者と協議を行い、必要に応じて対策を求めました。



道路交通騒音の測定の様子
※写真の一部を加工しています

◆ 自動車走行に係る騒音の評価結果 ⇒ 「4-4 音環境の監視(1)」参照

(イ) 鉄道交通対策

2023年度は、新幹線鉄道の環境基準の適合状況を把握するための騒音測定を6地点、振動測定を6地点、在来鉄道の実態を体系的経年に把握するための騒音・振動測定を4地点で実施しました。また、横浜市と鉄道事業者7社で組織する「横浜市鉄道環境対策連絡会議」を開催し、鉄道環境対策に関する情報の交換及び技術交流等を行うとともに、これらの測定結果等を鉄道事業者に提供し、必要に応じて地域特性を考慮した対策を求めました。

◆ 鉄道に係る騒音・振動の測定結果 ⇒ 「4-4 音環境の監視(2),(3)」参照

(ウ) 航空機騒音対策

横浜市における航空機騒音の主なものは、厚木海軍飛行場を離発着するアメリカ海軍のジェット機やヘリコプターによるものです。横浜市には管制等の権限がなく上空監視も行えないため、航空機騒音に対して主体的な関与ができませんが、市民から苦情相談があった場合には内容に応じて国や関係部署への情報提供を行っています。2023年度は2件の苦情相談に対応しました。また、アメリカ海軍の飛行機が原因の可能性がある相談については、政策局基地対策課へ苦情相談等の情報提供を行いました。

(エ) 集合住宅等の新設における交通騒音対策

「集合住宅等の防音対策指導書」に基づき、幹線道路や鉄道に近接して、宅地開発や住宅建築を計画する事業者に対し、交通騒音に対する家屋側の防音対策に配慮するよう指導しています。2023年度は49件の集合住宅防音対策書が提出されました。

2-5 分野横断の取組

2025 年度までの環境目標	<ul style="list-style-type: none">・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。
達成の目安となる環境の状況	<ul style="list-style-type: none">・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成・光化学スモッグ注意報の発令回数を 0 にする・生物指標による水質評価の目標達成率を 100% にする・市民の生活環境に関する満足度の向上・生活環境の保全につながる環境行動の推進

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2023 年度）

- 市内における PRTR 制度^{※1}の対象となる化学物質の 2022 年度の届出排出量は 952 トン、届出外排出量は 2,764 トンであり、市内の排出量合計は 3,716 トンでした^{※2}。市内排出量の推移は、2016 年度以降、概ね減少傾向となっています。

※ 1 PRTR とは、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略称です。有害性のある化学物質について、排出量（環境中に排出された量）や移動量（廃棄物に含まれて事業所外に搬出された量など）を把握し、集計し、公表する仕組みです。化学物質排出把握管理促進法に基づき、462 物質（2023 年度実績の把握分から 515 物質に変更）が把握対象となっています。

※ 2 2023 年度の実績は 2024 年度に届出されるものであり、集計中のため掲載していません。

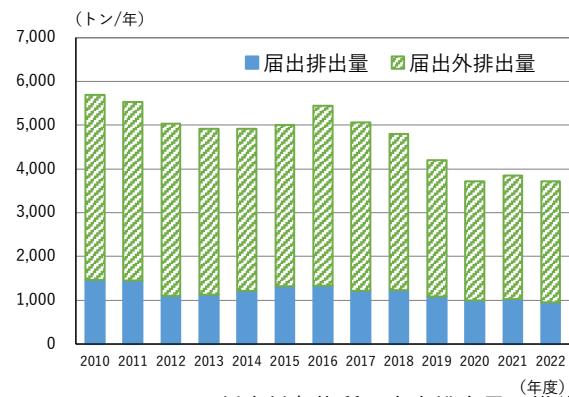


図 2-5-1 PRTR 制度対象物質の市内排出量の推移
(神奈川県の公表値を参考に作成)

- 環境基準や水環境目標の達成状況について

⇒ 「2-1 大気環境の保全」～「2-4 音環境の保全」の各「(1) 環境目標の達成目安などの状況（2023 年度）」に掲載

- 光化学スモッグ注意報は 1 回発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。光化学スモッグ警報は 1979 年以降発令されておらず、重大緊急時警報の発令実績はありません。（再掲）

- 2024 年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、身のまわりの環境について、「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている」と回答した市民の割合は、79.1%※でした。(再掲)

※「そう思う」又は「少しそう思う」と回答した市民の割合の合計

- 2024 年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、環境行動の実践状況について、「近隣への悪臭、騒音などに配慮する」と回答した市民の割合は 96.2%※、「排水口に油（揚げ油やお皿についた油など）を流さない」と回答した市民の割合は 89.7%※でした。

※「している」又は「たまにしている」と回答した市民の割合の合計

(2) 2023 年度の主な取組実績

ア 事業所等に対する包括的な施策

現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全するため、生活環境保全条例等に基づき、事業所等を対象とした包括的な環境保全施策を推進しています。また、広域的な課題に共同で対応していくことを目的として、他の自治体と連携した取組を実施しています。

(ア) 指定事業所・環境管理事業所

生活環境保全条例に基づく指定事業所の設置や変更等の許可申請等を受け付けるとともに、生活環境に係る規制基準等を満たすよう必要な指導を実施しています。2023 年度の指定事業所の設置許可件数は 28 件でした。また、環境管理事業所制度は、環境に係る自己管理能力及び責任を有すると認められる指定事業所について、事業者からの申請に基づき、環境管理事業所として認定する制度です。2023 年度の新規認定はなく、既存環境管理事業所の再認定は 3 件ありました。



事業者との WEB 会議の様子
※写真の一部を加工しています

◆ 生活環境保全条例に基づく申請書等の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数 (14)」参照

◆ 環境管理事業所の認定状況 ⇒ 「4-8 環境管理事業所 (1)」参照

表 2-5-1 指定事業所等の設置数の推移

事業所等	年度末時点で設置されている事業所数				
	2019	2020	2021	2022	2023
指定事業所	4,740	4,726	4,700	4,678	4,659
環境管理事業所	17	14	11	11	11

(イ) 環境保全協定

環境負荷の低減、緑化、生物多様性の保全など、事業者による環境保全のための自主的取組を推進するため、生活環境保全条例に定められた規模の施設を有する事業者等に対し、環境保全協定の締結を要請しています。2023年度は、新たな事業所との協定の締結はありませんでした。なお、協定は社会状況の変化を踏まえて見直していますが、2023年度の改定はありませんでした。

◆ 協定締結事業所の位置図、協定概要 ⇒ 「4-5 各種協定(1),(2)」参照

表 2-5-2 協定締結事業所数の推移

項目	年度				
	2019	2020	2021	2022	2023
環境保全協定の締結事業所 ^{※1}	30	30	30	30	29
締結 ^{※2}	1	0	0	0	2
改定 ^{※2}	1	1	0	0	0

※1 各年度末の時点で環境保全協定を締結している事業所の数です。

※2 各年度において環境保全協定を締結又は改定した事業所の数を、内数として記載しています。

(ウ) 非常時の措置

生活環境保全条例では、事業者に対し、事業所において生じた事故又は車両の事故に伴い、大気汚染、悪臭又は水質汚濁の原因となる物質[※]の放出又は発生が起こることにより、公害が生じた場合（そのおそれがある場合も含む。）は、直ちにその旨を横浜市へ通報するとともに応急の措置をとることを義務付けています。応急の措置をとった場合には、事故の状況や措置の概要を横浜市に報告することも義務付けており、2023年度は3件（大気関係3件、水質関係0件）の報告がありました。

また、同じ趣旨の規定として「事故時の措置」が定められている環境法令があり、2023年度は水質汚濁防止法に基づく届出が8件ありました。

※ 生活環境保全条例では、非常時の措置に関する物質として、大気汚染・悪臭に係る35物質、水質汚濁に係る61物質（2023年5月2日以降、PFOA・PFOS等4物質が追加され57物質から61物質に変更）を定めています。

(エ) 公害防止管理者制度

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、一定の要件を満たす事業者は公害防止管理者等を選任し、公害防止組織を整備することが義務付けられています。同法に基づく事業者からの届出を受け付けるとともに、公害防止管理者等の選任・解任と事業所の承継について必要な指導を実施しており、2023年度は202件の届出がありました。

◆ 公害防止管理者等に係る届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数(12)」参照

(オ) 環境法令講習会

横浜市では、事業者の環境管理の一助とするため、横浜市環境保全協議会※が主催する環境実務担当者セミナーにおいて、環境法令に関する講義を実施しています。2023年度は、集合形式とウェブ配信の併用で11月に実施しました。環境法令に関する講義では、指定事業所制度や企業取組事例紹介等について説明を行いました。

※ 横浜市環境保全協議会は、工場等における、環境保全に関する知識と技術の涵養並びに交流を図るとともに、関係行政機関との連携により、地域の環境保全・向上に資することを目的として横浜商工会議所に設置された組織です。市内の事業者と団体で構成されており、横浜市も参加しています。

(カ) 九都県市首脳会議 環境問題対策委員会

九都県市首脳会議は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市により構成され、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的としています。環境分野の検討を行う環境問題対策委員会には、大気保全専門部会や水質改善専門部会等が設置されており、交通環境対策、光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)対策、東京湾の水質改善に係る調査等に継続して取り組んでいます。

◆ 大気環境に関する取組 ⇒ 「2-1 大気環境の保全(2)-イ,ウ」参照

◆ 水環境に関する取組 ⇒ 「2-2 水環境の保全(2)-ア」参照

(キ) 六大都市自動車技術評価委員会

東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、大阪市及び神戸市により構成される委員会で、自動車の排出ガス、騒音、振動等に係る対策事業や低公害車の開発等に係る調査等を行い、自動車の環境対策の推進を図ることを目的としています。

2023年度は、電気軽貨物自動車の走行性能に関する調査や各都市の情報交換などに取り組みました。

(ク) 神奈川県公害防止推進協議会

神奈川県、横浜市及び川崎市により構成される協議会で、県市が連携して公害行政の円滑な推進を図り、快適な生活環境を実現することを目的としています。

2023年度は、事業者向け講演会を開催しました。また、効果的な対策を行うために各部会が設置されており、自動車交通公害対策検討部会ではエコドライブ等の普及啓発を、PM2.5等対策検討部会では微小粒子状物質(PM2.5)に関する調査研究、光化学オキシダント対策に関する調査研究や事業者ヒアリング等の情報収集を行いました。

◆ 交通環境に関する取組 ⇒ 「2-1 大気環境の保全(2)-ウ」参照

◆ PM2.5等に関する取組 ⇒ 「3-2 (2)多様な環境課題への対応 ア,イ」参照

(ケ) 全国環境研協議会

67都道府県市の環境研究機関により構成される協議会で、横浜市(環境科学研究所)も加盟しています。環境に関する試験・調査・研究活動を通じて、各業務の運営、知識及び技術の向上を図ること等を目的としています。横浜市は全国5つの支部のうち関東甲信静支部で活動しており、大気、水質、騒音振動の専門部会において、意見交換を行いました。

(コ) 神奈川県市環境研究機関協議会

神奈川県、横浜市及び川崎市の環境研究機関により構成される協議会で、環境に関する知識及び技術の向上を図り、関係業務を推進することなどを目的としています。

2023年度は各機関が実施した研究成果を発表する「環境研究合同発表会」や外部講師を招いた研修会をハイブリッド形式（対面形式とオンライン形式の同時開催）で行いました。

(サ) 関東地方大気環境対策推進連絡会

関東甲信静1都9県7市により構成される連絡会で、光化学オキシダント等の対策を進めるため、微小粒子状物質・光化学オキシダント調査会議※を設置しています。この調査会議では、行政機関と試験研究機関が協同して、大気エアロゾルの実態解明、大気汚染状況のトレンドの把握、行政施策の効果検証などを目的とし、広域的な調査・解析、情報交換などを行っています。

2023年度は、光化学オキシダントの広域調査や2022年度調査結果の解析を行うとともに、微小粒子状物質（PM2.5）の2022年度調査結果の解析を行いました。

※ 2021年4月から名称が変更されました。（旧名称：微小粒子状物質調査会議）

◆ 光化学オキシダントに関する取組 ⇒ 「3-2 (2)多様な環境課題への対応 ア」参照

◆ PM2.5に関する取組 ⇒ 「3-2 (2)多様な環境課題への対応 イ」参照

(シ) 他制度と連動した取組

新たな開発や土地利用、大規模小売店舗の出店、産業廃棄物処理施設の建設などの行為は、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるため、これらの行為に伴う他制度の手続に連動し、環境関係法令の遵守に関する事前調整を行っています。

表 2-5-3 他制度の手続と連動した環境関係法令の遵守に関する事前調整の件数

他制度の手続の名称	事前調整の対象となる主な行為	2023年度の件数
横浜市開発審査会	市街化調整区域における開発行為又は建築行為	46
横浜市建築審査会	建築基準法に基づく横浜市の同意が必要な行為	54
横浜市土地利用総合調整会議	総合調整を必要とする重要な土地利用計画	28
横浜市産業廃棄物処理用地等調整会議	産業廃棄物処理施設等の設置又は変更	24
大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の設置又は変更	15
温泉法	温泉を湧出させるための土地の掘削	0

(ス) 環境法令に基づく届出等手続のデジタル化の取組

近年、行政分野のデジタル化に向けた動きが加速しています。横浜市では、2022年9月に横浜DX戦略を策定するなど、デジタル技術の活用に向けた取組を進めています。

その一環として、生活環境の保全に関する環境法令に基づく届出等の手続についても、横浜市電子申請・届出システムを利用したオンライン化の拡大に取り組んでおり、2023年度末時点ですべての届出等が対応しています。

引き続き、課題の整理を進め、デジタル技術の活用を推進していきます。



二次元コード

(横浜市電子申請・届出システム URL)

◆ 横浜市電子申請・届出システムのトップページ

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

イ 化学物質対策

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化学物質排出把握管理促進法」といいます。）に基づく届出事務を行うとともに、化学物質による環境リスクの低減や化学物質の適正な使用・管理を促進するための普及啓発等の実施により、化学物質対策を推進しています。

(ア) PRTR 制度

化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度では、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質を第一種指定化学物質として定め、一定要件を満たす事業者に対し、その排出量や移動量を届出することを義務付けています。これに関する事業者からの届出書を受け付けるとともに、国が集計した結果をもとに市内の届出排出量等の集計を行いました。集計の結果は、横浜市ウェブサイトで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

法改正により、2023 年 4 月 1 日から第一種指定化学物質は 462 物質から 515 物質に変更（そのうち特定第一種指定化学物質は 15 物質から 23 物質に変更）され、変更後の対象物質の排出・移動量の把握は 2023 年度から、届出は 2024 年度から実施されています。

◆ 市内の排出量等の集計結果の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/kagaku/prtr/prtr-data.html>

◆ PRTR 制度に係る届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数（13）」参照

表 2-5-4 PRTR 制度による年度ごとの届出事業所数と集計結果^{※1}

届出年度 (把握対象年度 ^{※2})	2018 (2017)	2019 (2018)	2020 (2019)	2021 (2020)	2022 (2021)	2023 (2022)
届出事業所数	393	379	370	353	357	365
把握対象年度の 届出排出量（トン/年）	大気へ	1,159	1,125	1,000	910	967
	水域へ	61	99	92	87	55
	その他	0	0	0	0	0
把握対象年度の 届出移動量（トン/年）	下水道へ	22	24	11	17	3
	廃棄物として	803	617	624	485	526
						480

※1 この表は、2023 年度届出分（把握対象年度では 2022 年度分）までを集計したものです。PRTR 制度では過年度の届出の修正等が認められているため、表の数値は修正されることがあります。

※2 PRTR 制度では、一年度分の排出量等の実績を、翌年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に届出します。例えば、2022 年度の排出量等の実績は、2023 年度に届出します。このように、集計する排出量等の年度と届出年度が異なるため、集計する年度を把握対象年度と呼んでいます。

(イ) 環境リスクの低減に向けた啓発

化学物質の排出削減や適正な使用を促し、化学物質による環境リスクを低減するために啓発を行っています。

2023年度は、市民向け啓発資料を横浜市ウェブサイトに掲載するとともに、川崎市との連携事業を行いました。市民向けの連携事業では横浜市が中心となり、セミナー「「食の安全」について考える～食品はもっとも身近な化学物質のかたまり～」を開催し、化学物質への正しい理解と使用について啓発しました。事業者向けの連携事業では川崎市が中心となり、「化学物質対策セミナー」をオンライン形式で開催し、化学物質の適正な使用・管理を推進しました。



市民向けセミナーの様子

(ウ) 化学物質環境実態調査

化学物質環境実態調査（黒本調査）は、一般環境中の化学物質の残留状況を把握することを目的として、環境省が毎年実施している調査です。横浜市も調査に参加しており、水質や大気等に含まれている化学物質を調べています。

2023年度の調査では、市内で水質（鶴見川、柏尾川、横浜港）、底質（横浜港）、大気（神奈川区）の試料を採取しました。



横浜港での採泥の様子

(イ) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類による大気汚染や水質汚濁等を防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制指導を実施しています。また、生活環境保全条例に基づき、小規模焼却炉に対する規制指導や、焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類飛散防止のための規制指導を実施しています。2023年度は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出が10件、焼却施設の解体工事に関する届出が3件ありました。また、小規模焼却炉に関する届出が2件提出されました。

ダイオキシン類対策特別措置法では、同法の特定施設（廃棄物焼却炉等）を設置する事業者に対し、排出ガス等のダイオキシン類濃度を測定し、報告することを義務付けています。同法に基づき報告されたものについて、横浜市ウェブサイトで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ ダイオキシン類の自主測定結果の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyochozen/kansoku/dioxin/jishusokutei.html>

◆ ダイオキシン類対策に係る届出書の受付件数 ⇒ 「4-7 環境法令に基づく届出等の件数 (9),(14)」参照

◆ 環境中のダイオキシン類の測定結果 ⇒ 「4-1 (5)、4-2 (4)-ヶ、4-3 (2)」参照

(オ) ゴルフ場の農薬対策

ゴルフ場周辺の環境を保全するため、市内5箇所のゴルフ場と「農薬の使用に係る環境保全協定」を締結し、この協定に基づき、各ゴルフ場から農薬使用計画や使用実績等が報告されています。

◆ 協定の概要 ⇒ 「4-5 各種協定(3)」参照

(カ) 関係機関と連携した災害対策

⇒ 「3-2 (2)多様な環境課題への対応 キ」参照

(キ) 市所有施設のアスベスト(石綿)対策

公共施設を利用する市民や職員の健康被害を防止するため、石綿障害予防規則等に基づきアスベスト含有建材を適切に管理するとともに、施設の改修工事等の機会を捉えて除去しています。

アスベスト含有吹付け材の対策については、2005年度に実態調査を行い、2009年度までに除去・囲い込み・封じ込め等の必要な措置を終了しています。アスベストを含有する保温材等の対応は、総務省をはじめとする各省庁からの要請を受け、2016年度から開始しました。2023年度も市所有施設(学校を除く2,615施設)におけるアスベスト含有保温材等の使用状況について調査し、劣化・損傷のみられる保温材等には適切な措置を施しました。アスベスト含有吹付け材や保温材等が残存している施設については、定期点検等による適切な維持管理を行っています。

引き続き、国などの動向を踏まえながら、適正に対応していきます。

(ク) 市所有施設におけるフロン類の漏えい防止

フロン類の漏えいによるオゾン層の破壊や地球温暖化の防止のため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)に基づき、市所有施設に設置されている第一種特定製品※について、機器の点検の実施や点検・整備記録簿の作成・保存など、フロン類の漏えい防止措置を実施しています。

※ フロン排出抑制法の対象となる第一種特定製品は、業務用として製造・販売された機器で、冷媒としてフロン類が使用されているものをいいます。例えば、エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等があります。

ウ 自動車交通環境対策

自動車交通により発生する大気汚染、騒音・振動の対策として、分野ごとに監視や規制指導等を行うほか、駐車場等におけるアイドリングストップを促す取組などを実施しています。

(ア) 分野ごとの取組

大気環境の対策としては、自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)の低減に向け、関係自治体と連携してディーゼル車の運行規制や低公害車の普及促進等を推進するとともに、道路近傍の大気汚染の状況を把握するために自動車排出ガス測定局での常時監視等を行っています。

これらの対策の結果、国が定めた自動車NOx・PM総量削減基本方針を受けて2013年に神奈川県が策定した神奈川県自動車NOx・PM総量削減計画の目標「2020年度までに、県内全域における大気環境基準を確保する」を達成しました。国においても、対策地域全体の大気環境基準の確保はほぼ達成できたと評価しましたが、国は大気環境の維持を目的として基本方針の延長を行った

ため、神奈川県では、大気環境の維持を目標とした新たな「神奈川県自動車 NOx・PM 総量削減計画」を策定し、2026 年度まで、県内全域における大気環境基準を確保した状態を維持するとしています。

音環境の対策としては、道路交通騒音・振動について要請限度を超過した場合に、道路管理者に対して低騒音舗装の施工や遮音壁の設置等、地域特性に応じた改善策を求めていくとともに、道路交通騒音の測定及び面的評価を行っています。また、環境対策の推進を目的として「横浜市道路交通環境対策連絡会議」を書面開催し、横浜市と道路管理者等との間で技術対策等の情報交換を行いました。

◆ 大気環境の取組 ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ア,ウ」参照

◆ 音環境の取組 ⇒ 「2-4 音環境の保全 (2)-ア,ウ」参照

(1) 駐車場等におけるアイドリングストップ

市民からのアイドリングストップに関する相談を受け付けるとともに、生活環境保全条例に基づき、大規模な駐車場の設置者や駐車場等の管理者に対し、自動車の使用者に駐車中のアイドリングストップを促す看板設置等を行うことを求めています。2023 年度は 18 件の駐車場等におけるアイドリングストップに係る苦情を受け付け、行為者や駐車場等の管理者に対し、生活環境保全条例に基づいた指導等を行いました。また、駐車場等の管理者等が啓発看板に利用できるアイドリング・ストップイメージマークを神奈川県公害防止推進協議会自動車交通公害対策検討部会で作成するなど普及啓発に努めています。

(2) 環境と調和した交通施策の推進

交通施策の推進にあたって、自動車からの排出ガスや騒音等の抑制は引き続き取り組むべき課題となっています。そのため、「横浜都市交通計画（2018 年 10 月改定）」では、政策目標 7 として「環境と調和した交通施策の推進」を掲げています。

◆ 次世代自動車の普及促進やエコドライブの啓発活動について ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ウ」参照

◆ 道路交通に関する騒音・振動対策について ⇒ 「2-4 音環境の保全 (2)-ウ」参照

表 2-5-5 横浜都市交通計画 政策目標 7 「環境と調和した交通施策の推進」の施策の方向

施策の方向	概要
自動車交通の円滑化・道路緑化	<ul style="list-style-type: none">・交通渋滞の解消につながる体系的な幹線道路網の整備の推進・慢性的な渋滞箇所における道路拡幅や交差点改良、バスベイの整備、鉄道との立体交差化などを総合的に推進・道路交通機能の確保を前提とした、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の向上等に向けた道路緑化の推進
環境に優しい自動車の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none">・クリーンエネルギー・低燃費・低排出ガス車やインフラ設備等の普及の促進・環境にやさしい自動車運転方法に関する講習会などエコドライブを実践するための啓発活動の推進・モビリティマネジメント^{※1}の推進・大規模イベント時における公共交通利用の広報活動の推進

※1 モビリティマネジメントとは、過度なマイカー利用を抑制し、環境への負荷が少ない公共交通機関や自転車などを適度に利用する生活への転換を促す取組です。

2-6 市民生活に関する取組

2025年度までの環境目標	・生活環境の改善により、市民が安全・安心を実感して快適に暮らしています。
達成の目安となる環境の状況	・市民の生活環境に関する満足度の向上

(1) 環境目標の達成目安などの状況（2023年度）

- 生活環境に関する苦情相談件数は2,627件であり、前年度と比べて8%減少しました。内訳で見ると、苦情件数※は4%減少し、相談件数※は11%減少となりました。公害の種類ごとの苦情件数は、おおむね前年度より減少しました。

※苦情件数

公害苦情として受け付け、現地調査等の対応を行った件数です。図中の大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、その他（光害、土壤汚染、地盤沈下など）が苦情件数です。

※相談件数

苦情件数とは別に、日常生活に伴う騒音や悪臭、その他公害全般に関すること等について寄せられ、電話等により一定の解決に至った相談の件数です。

- 2024年度「環境に関する市民意識調査」の結果では、身のまわりの環境について、「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている」と回答した市民の割合は、79.1%※でした。（再掲）

※ 「そう思う」又は「少しそう思う」と回答した市民の割合の合計

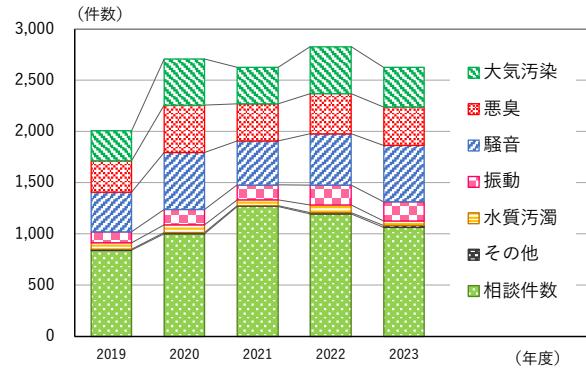


図2-6-1 近年の苦情相談件数の推移

(2) 2023年度の主な取組実績

ア 生活環境に関する苦情相談への対応

騒音・悪臭等の生活環境に関する苦情相談への対応を実施しています。また、未然防止対策として、騒音、悪臭、屋外燃焼行為等に関するリーフレットの配布などを行っています。

(ア) 生活環境に関する苦情相談

市民から寄せられた悪臭・騒音等の生活環境に関する苦情相談について、受付日から原則3日以内（閉庁日除く）に初動対応を行っています。2023年度の苦情相談は2,627件で、そのうち現

地調査等の対応を行ったものは 1,562 件でした。

現地調査では、必要に応じて臭気測定（3 件）を行うことにより、正確な実態把握に努めています。発生源者に対しては、法・条例が適用される場合は規制基準等による規制指導を実施し、法・条例が適用されない場合には、発生防止の措置や相談者と十分なコミュニケーションを取るなどの配慮を要請しています。



解体工事現場の例

◆ 水質事故への対応 ⇒ 「2-2 水環境の保全 (2)-エ」参照

◆ 生活環境に関する苦情相談件数の詳細 ⇒ 「4-6 生活環境に関する苦情相談及び水質事故 (1),(2),(3)」参照

表 2-6-1 生活環境に関する苦情件数の抜粋（現地調査等の対応を行ったもの）

分野	発生源	年度別の苦情件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
大気汚染 (移動発生源除く)	ばい煙（屋外燃焼除く）	20	26	12	17	14
	屋外燃焼	163	315	214	246	176
	アスベスト（石綿）	37	36	41	98	98
	粉じん（アスベスト除く）	58	60	59	61	70
悪臭 (屋外燃焼除く)	事業所等	144	151	144	145	195
騒音	事業所・建設工事等	360	514	395	464	530
	交通関係	27	41	35	40	22
振動	事業所・建設工事等	83	117	118	179	172
	交通関係	25	34	29	16	18
水質汚濁	事業所等	63	74	57	73	44
土壤汚染・地盤沈下	—	1	0	2	0	2
光害等	事業所	8	13	6	10	15

(1) 屋外燃焼行為への対応

屋外燃焼行為について市民から相談が寄せられた場合は、現地調査を行い、禁止されている行為が確認された際には行為者を指導しています。ただし、屋外燃焼行為には一部認められている行為もあるため、その場合には周辺住民への配慮を要請しています。なお、屋外燃焼行為の内容に応じて、関係部署へ情報提供することにより、連携した対応を行っています。2023 年度は 176 件の屋外燃焼行為に関する苦情を受け付けました。

(ウ) 飲食店等から発生するにおいへの対応

飲食店等から発生するにおいについて、生活環境保全条例の指針として「飲食店等がにおいに関して配慮すべき事項」を定め、事業者に対して配慮を求めています。2023 年度は 42 件の苦情を受け付けました。周辺住民等と問題が生じた場合は、横浜市が事業者と相談者の調整役を務め、両者の十分な話し合いなどを通じて、円満に解決してもらうことを目指しています。

(イ) 広域異臭への対応

⇒ 「3-2 (2)多様な環境課題への対応 ケ」参照

(オ) 賑わいを創出するイベントに伴う騒音への対応

イベントに伴う一時的な騒音であっても、生活環境保全条例の規制を遵守する必要があります。イベントを開催する公園等の管理部署に対し、騒音規制について説明し、騒音に配慮したイベントを開催するよう促しています。また、市民からイベント騒音に関して苦情相談を受け付けた場合は、イベント主催団体だけでなく、管理部署にも指導しています。2023年度は2件の苦情を受け付けました。

(カ) 大規模小売店舗の立地に伴う騒音等への対応

大規模小売店舗立地法による届出の事前対応として、騒音予測、悪臭対策及び光害対策ガイドライン（2021年3月改訂版 環境省）に基づく指導を経済局と連携して行っています。2023年度は15件の対応を行いました。

(キ) 夜間営業に係る騒音への対応

夜間における営業を営む事業者が、その営業に伴って発生する騒音について、地域における夜間の生活環境を保全するために行う取組を支援することを目的に、「夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針（2019年4月1日施行）」を定めています。指針では事業者の配慮すべき事項や外部騒音による公害が生じていると認められる基準を示しています。

(ケ) 生活騒音への対応

日常生活に伴って発生する生活騒音は、地域におけるルール作りや当事者同士の話し合いで問題解決に努めていただくようにお願いしています。そのため、「生活騒音防止に関する配慮すべき指針（2019年4月1日施行）」を定めているほか、リーフレットの作成などの側面的な支援を行っています。



生活騒音防止のためのリーフレット
「住まいの音に気配りを」

(ケ) 光害への対応

良好な光環境の形成に向け、人や動植物、夜空の明るさに及ぼす影響等に十分配慮しつつ、地域の特性や目的に応じて適切に対策を行うことが重要であり、光害による市民からの相談に光害対策ガイドライン（2021年3月改訂版 環境省）に基づいて対応しています。

(コ) 騒音計・振動計の貸出制度

市民・事業者自らが騒音・振動測定を行い客観的な数値を把握し、紛争防止や公害防止等に役立てることを目的として、騒音計・振動計を貸し出しています。1回の貸出期間は1週間で、無料です。2023年度は303件の貸出しを行いました。



騒音計・振動計

イ 安全・安心な市民生活に向けた情報の公表

市民の健康被害を未然に防止するための情報発信や、事業活動による環境汚染に対する市民の不安を払拭するための情報の公表を実施しています。また、微小粒子状物質（PM2.5）や空間放射線量など、市民の関心の高い環境情報をウェブサイトで公表しています。

(ア) 光化学スモッグ注意報への対応

市民の健康被害を未然に防止するため、光化学スモッグ注意報等の発令・解除に合わせて、横浜市の関係機関や小学校等に連絡するとともに、公共施設の館内放送や防災情報電子メール等による周知を実施しています。

◆ 光化学スモッグ注意報の発令日等 ⇒ 「4-1 大気環境の監視 (7)」参照

(イ) PM2.5 の高濃度予報への対応

微小粒子状物質（PM2.5）の観測データを横浜市ウェブサイトで公表するとともに、神奈川県がPM2.5の高濃度予報を出した場合に備え、横浜市の関係機関や小学校等に連絡して注意喚起をする体制を整えています。これまで神奈川県内に高濃度予報が出たことはありません。

(ウ) 環境監視データの公表

大気汚染物質の測定結果や河川・海域の水質測定の結果などは、横浜市ウェブサイトで公表しています。また、PM2.5などの大気汚染防止法に基づく常時監視データは、1時間ごとのデータとして横浜市ウェブサイトで随時公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 大気汚染物質等の測定結果の公表ページ（監視センター）

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyochozen/kansoku/kanshi_center/kanshi.html

◆ 2023年度の測定結果 ⇒ 「4-1 大気環境の監視～4-4 音環境の監視」参照

(エ) 環境調査結果の公表

マイクロプラスチック調査、酸性雨情報、大気環境中のアスベスト（石綿）濃度の調査結果、有害大気汚染物質濃度の調査結果、地下水位・地盤収縮量の観測結果について、横浜市ウェブサイトで公表しています。また、地球温暖化などの気候変動やヒートアイランド現象の影響により、年々厳しさが増している市内の暑さの状況把握のために気温観測を行っており、この観測結果も横浜市ウェブサイトで公表しています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 環境調査結果の公表ページ（環境科学研究所）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyochozen/kansoku/science/data/>

◆ 2023年度の環境調査結果 ⇒ 「4-1 大気環境の監視、4-3 地盤環境の監視」参照

(オ) 空間放射線量の公表

⇒ 「3-2 (2)多様な環境課題への対応 ウ」参照

(カ) 地質調査結果の公表

⇒ 「3-2 (4)わかりやすい情報発信 力」参照

(キ) 水準測量成果の公表

地盤沈下の測定を目的とした水準測量を、毎年1月1日を基準として実施しています。測量結果は、みどり環境局水・土壤環境課の窓口及び横浜市ウェブサイトで公表しています。



二次元コード（下記URL）

◆ 水準測量成果閲覧サービスのページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyozen/kansoku/suijun/>

(ク) 土壤汚染が確認された土地の公表

土壤汚染対策法や生活環境保全条例に基づく土壤調査により汚染が確認された土地は、（条例）要措置区域又は（条例）形質変更時要届出区域に指定され、横浜市報で公示されます。その情報は、みどり環境局水・土壤環境課の窓口及び横浜市ウェブサイトで公表しています。



二次元コード（下記URL）

◆ 土壤汚染関連公表情報のページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/joho/gaiyou.html>

(ケ) 汚染井戸追跡調査結果の公表

過去に行った調査において発見された汚染井戸等のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査により汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸について、追跡調査を実施しています。調査結果は、みどり環境局水・土壤環境課の窓口及び横浜市ウェブサイトで公表しています。



二次元コード（下記URL）

◆ 地下水汚染関連情報の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/chikasuiosen/chosa.html>

(コ) ダイオキシン類の測定結果の公表

⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-イ-(イ)」参照

(サ) 指定事業所等の名簿の公開

生活環境保全条例に基づく指定事業所や水質汚濁防止法に基づく特定事業場など、環境法令に基づく届出等がなされた事業所等の名簿を作成し、公開しています。

表 2-6-2 指定事業所等の閲覧用の名簿一覧（2023 年度末時点）

所管課	名称	窓口 閲覧	ウェブ 公表
環境創造局 ^{※1} 環境管理課	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所リスト	○	○
環境創造局 ^{※1} 大気・音環境課	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設台帳	○	—
	大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設台帳	○	—
	大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設台帳	○	—
	大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出台帳	○	—
	大気汚染防止法に基づく水銀排出施設台帳	○	—
	騒音規制法・振動規制法に基づく特定工場等の台帳	○	—
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設台帳（大気基準適用施設）	○	—
環境創造局 ^{※1} 水・土壤環境課	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく石綿排出作業届出台帳	○	—
	水質汚濁防止法に基づく特定事業場等名簿	○	○
	下水道法令に基づく特定事業場等台帳 ^{※2}	○	○
	工業用水法・横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水施設の名簿	○	—
	土壤汚染対策法及び市条例に基づく土壤汚染関連公表情報 (汚染された区域に指定された土地の台帳等)	○	○

※1 2024 年 4 月 1 日からみどり環境局に変更されました。

※2 2024 年 4 月 1 日から下水道河川局水質課の所管に変更されました。

◆ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所リストの公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/jigyosholist.html>

◆ 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の名簿の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/jigyoujyoumeibo.html>

◆ 下水道法及び横浜市下水道条例に基づく特定事業場等の名簿の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/todokede/16.html>

◆ 土壤汚染対策法及び市条例に基づく土壤汚染関連公表情報の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/joho/>



生活環境保全条例



水質汚濁防止法



下水道法・下水道条例



土壤汚染対策法及び市条例に基づく土壤汚染関連公表情報

二次元コード（各名簿の公表ページの URL）

第3章 連携による新たな取組の方針

3-1 取組方針の概要

生活環境は全ての環境の基礎であり、まちづくりや地球温暖化対策などの他の施策とも密接に関係しています。さらに、環境への負荷は、事業活動や市民生活などのあらゆる主体の活動に起因しています。また、SDGs の目標達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる課題への統合的な解決や地球規模のパートナーシップなどの連携の考え方が示されています。これらを踏まえ、生活環境の保全の取組にあたって、施策間や主体間の連携による新たな取組を進めていきます。

ガイドラインでは、「連携による新たな取組の方針」として、4つの方針を設定しています。

表 3-1-1 連携による新たな取組の方針の概要

取組方針		概要
方針 3-1	施策間の課題の同時解決	時代の要請に応じて、施策間の連携による生活環境の保全の取組を推進し、生活環境にとどまらない様々な課題の同時解決を目指します。
方針 3-2	多様な環境課題への対応	生活環境の保全の基盤となる取組だけでは解決の難しい多様な環境課題に対して、様々な主体と連携して対応していきます。
方針 3-3	身近な環境の魅力の向上	市民と連携した取組を進めることで、市民の身近な環境への関心を高め、地域の魅力の向上につなげていきます。
方針 3-4	わかりやすい情報発信	環境情報のわかりやすい発信により、市民・事業者の生活環境への理解を深め、環境行動を促進し、連携による新たな取組につなげていきます。

3-2 2023年度の実施状況と今後の取組

(1) 施策間の課題の同時解決

ア 賑わいを創出するイベントに伴う騒音への対応

⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組 (2)-ア-(オ)」参照

(2) 多様な環境課題への対応

ア 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントによる大気汚染は全国的に改善が進んでいない状況にあり、市内の一般環境大気測定局の測定結果でも環境基準を達成できていないため、改善に向けて対策を進めていく必要があります。

◆ 光化学オキシダント常時監視について ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-ア-(ア),(イ)」参照

(ア) 広域調査

関東甲信静1都9県7市で構成する関東地方大気環境対策推進連絡会微小粒子状物質・光化学オキシダント調査会議で協同して、広域的な調査・解析を行っています。

2023年度は、光化学オキシダントの発生原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）について、関係自治体で日程を合わせて広域調査を実施しました。また、2022年度調査の解析の結果、炭素数の少ないアルケン類やアルカン類は東京湾岸地域に発生源があることが推定されました。特に早朝の東京湾岸地域の低級アルケン類（エチレン、プロピレン等）は、関東地域のオゾン濃度上昇に大きく寄与している可能性が示唆されました。

◆ 広域的な連携組織による取組について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(サ)」参照

(イ) 原因物質の排出削減の取組

光化学オキシダントの主要な原因物質である窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）については、法令で排出基準が定められており、工場・事業場等に対して排出基準の遵守を指導しているほか、事業者に自主的な排出削減を促す取組を進めています。

広域的な取組として、光化学オキシダントは夏季に高濃度となる傾向があるため、九都県市首脳会議大気保全専門部会や神奈川県公害防止推進協議会で連携し、夏季 VOC 対策を各自治体のウェブサイトで呼びかけています。九都県市首脳会議大気保全専門部会では、VOC 対策リーフレットによる啓発、ばい煙発生施設設置者及び VOC 排出施設設置者に対する夏季 VOC 対策の協力依頼文の送付、民生品からの VOC 対策に関する普及啓発動画の配信による啓発を行いました。

◆ 工場・事業場や自動車向けの大気汚染対策について ⇒ 「2-1 大気環境の保全 (2)-イ,ウ」参照

◆ 広域的な連携組織による取組について ⇒ 「2-5 分野横断の取組 (2)-ア-(カ),(ケ)」参照



VOC 対策リーフレット

イ PM2.5 対策

大気環境中の微小粒子状物質（PM2.5）濃度については、2011年度から常時監視測定局において測定を開始しました。2016年度に初めて全測定局で環境基準を達成してから、2023年度まで継続して達成できています。また、2023年度は全測定局で日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える日はありませんでした。この状況を維持していくための取組を継続していきます。

◆ PM2.5 常時監視について ⇒ 「2-1 大気環境の保全(2)-ア-(ア),(ウ)」参照

(ア) 広域調査

微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染は広域的な課題であることから、関東甲信静1都9県7市で構成する関東地方大気環境対策推進連絡会微小粒子状物質・光化学オキシダント調査会議で協同して、その汚染実態や発生源等を把握して対策を進めるための調査を行っています。2023年度は、2022年度調査結果を基に、季節ごとの成分組成の特徴や広域的な濃度分布の把握のほか、各種発生源の寄与割合等について発生要因等の解析を行いました。調査結果は、同調査会議のウェブサイトに公開しています。



調査会議ウェブサイト
(出典 <https://kanto-spm.org>)

また、神奈川県公害防止推進協議会PM2.5等対策検討部会では、神奈川県内のPM2.5の実態把握に取り組んでいます。大気中にアンモニアが高濃度で存在すると、ガス状物質の粒子化が進行し、PM2.5が生成することが知られています。2023年度は、これまでの調査結果を基に想定された地域の発生源を明らかにするため、県内及び県外での調査を実施しました。

◆ 広域的な連携組織による取組について ⇒ 「2-5 分野横断の取組(2)-ア-(カ)」参照

(イ) 原因物質の排出削減の取組

微小粒子状物質（PM2.5）は、工場・事業場及び自動車などが主な発生源と考えられていますが、これらから排出される粒子状物質のほかに、ガス状物質が大気中で光化学反応により粒子化するものもあります。PM2.5生成の原因となる硫黄酸化物（SOx）や窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）などの物質については、法令で排出基準が設定されており、工場・事業場等に対して排出基準の遵守を指導しているほか、事業者に自主的な排出削減を促す取組も進めています。また、近隣自治体と九都県市首脳会議大気保全専門部会、神奈川県公害防止推進協議会などの広域的な連携組織による取組を行っています。

◆ 工場・事業場や自動車向けの大気汚染対策について ⇒ 「2-1 大気環境の保全(2)-イ,ウ」参照

◆ 広域的な連携組織による取組について ⇒ 「2-5 分野横断の取組(2)-ア-(カ),(カ)」参照

ウ 放射線対策

横浜市では、災害時に設置される災害対策本部の組織に放射線対策チームを組み込んでいます。このチームは主管局を医療局とし、消防局、水道局、みどり環境局等の関係局で構成されており、災害時に備えて定期的に訓練を行っています。2023年9月に実施された市災害対策本部運営訓練では、放射線対策チームの各局が連携し、大規模地震の発災時における放射線モニタリングポス

トの測定値の動向や放射性同位元素保有施設等の被災状況の把握及びその対応等に関する運営訓練を行ったほか、情報受伝達訓練を2回実施しました。

また、みどり環境局監視センターでは、平常時の監視として保土ヶ谷区仏向西に放射線モニタリングポストを設置しており、大気中の空間放射線量（ガンマ線）の測定を継続して実施しています。測定結果は1時間ごとのデータとして横浜市ウェブサイトで随時公表しています。



二次元コード（下記URL）

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyochozen/kansoku/kanshi_center/kanshi.html

◆ 2023年度の空間放射線量の測定結果 ⇒ 「4-1 大気環境の監視（8）」参照

エ マイクロプラスチックへの対応

近年、5mm未満の微細なプラスチックごみ（マイクロプラスチック）が生態系に及ぼす影響が懸念されています。

横浜市では、国や近隣自治体等と連携して情報共有や意見交換を行うとともに、市内水域の実態把握を進めています。2019年度から2023年度までの調査では、市内の河川（鶴見川、帷子川、大岡川、柏尾川、宮川、侍従川）や水再生センターにおいて、マイクロプラスチックが確認されました。

また、生活環境保全条例に基づく「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」において、樹脂ペレットの漏出防止に係る自主的な取組を規定し、対象事業者への周知や指導を行っています。



宮川でのマイクロプラスチック調査
(2023年10月)

オ 屋外燃焼行為への対応

⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組（2)-ア-(イ）」参照

カ 大規模小売店舗の立地に伴う騒音等への対応

⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組（2)-ア-(カ）」参照

キ 関係機関と連携した災害対策

地震や豪雨などの大規模災害が発生した際には、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある有害化学物質やアスベスト（石綿）が、環境中に飛散・漏えい等する可能性があります。横浜市では、災害時の調査体制を強化するため、関係機関と協定を締結し、協力体制を確保しています。協定締結から2023年度末までの間、協定に基づく協力要請が行われたことはありませんが、災害発生に備え、協力体制を継続していきます。

また、災害時のアスベスト対策の一環として、横浜市防災計画を補完する「横浜市災害時における

る石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（2022年3月）」を備え、庁内関係部署が行う具体的な行動や業務内容等の整理、市民等に向けた注意喚起等を行い、平常時から準備を進めています。このほかに、「災害時アスベスト対策支援のための関東ブロック協議会※」に参加し、環境省、地方公共団体、各種団体等との連携に向けた情報共有等を行っています。

※ この協議会は、関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県の範囲）において、都県域を越えた連携が必要となる災害の発生時に、環境省、地方公共団体、各種団体等の連携・協力体制を構築することを目的とし、2019年度に設置されました。

(ア) 災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定

地震災害や大規模火災等の都市災害が発生した場合に、有害化学物質による環境汚染の状況を迅速に把握するため、民間の検査機関団体である横浜市環境技術協議会と「災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定（1999年8月締結、2020年12月1日改定）」を締結しています。

2023年度は、平常時の協力として、協議会と連携して外部精度管理と技術研修会を実施しました。外部精度管理では、環境科学研究所が配付した模擬排水試料を協議会会員が定量分析・定性分析を行い、その結果を集計・評価をすることにより、分析精度の信頼性を確認しました。技術研修会は2024年2月に実施し、外部精度管理の結果の講評及び環境科学研究所の研究事例の紹介（都市の暑さ対策）を行いました。

また、毎年度の取組として、災害発生時に円滑な活動ができるよう連絡体制の情報を共有しました。



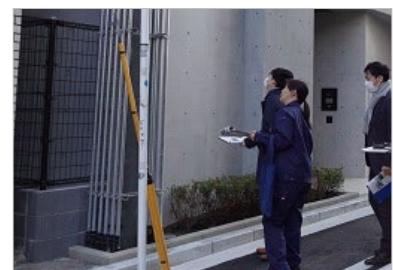
技術研修会の様子
※写真の一部を加工しています

◆ 協定の概要 ⇒ 「4-5 各種協定（4）」参照

(イ) 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定

市内で地震等の災害が発生した場合に、被災建築物のアスベスト（石綿）調査を速やかに実施し、アスベスト飛散による汚染の拡大や被害を防止するため、建築物石綿含有建材調査者の業界団体である一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（ASA）と「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定（2019年1月締結）」を締結しています。

2023年度は、平常時の協力として、実際の建築物を用いてアスベスト含有建材の基礎知識や見分け方を学ぶ研修及び災害対応訓練を実施しました。また、毎年度の取組として、災害発生時に円滑な活動ができるよう連絡体制の情報を共有しました。



ASAとの災害対応訓練の様子
(アスベストの露出状況調査の訓練中)

◆ 協定の概要 ⇒ 「4-5 各種協定（5）」参照

ク 事業者との継続的なコミュニケーション

現在の横浜の環境は、環境基準の多くが達成されています。また、世界的な情勢に目を向けると、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。このような中、横浜の環境をより良くするためには、これまでの規制を中心とした環境保全行政から発展して、企業と行政が環境情報の共有や積極的対話を行いながら進めていく必要があります。

企業と協働で作成した横浜の環境保全と企業の取組を紹介するパンフレット（2020年3月発行）は、窓口での配架と横浜市ウェブサイトへの掲載を行っています。



二次元コード（下記 URL）

◆ 「横浜の環境保全と企業の取組」パンフレットの掲載ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozendorikumi/jtorikumi/kankyohozentokigyo.html>

ケ 広域異臭への対応

2020年10月以降に市内では、局地的に「ガス臭がする」などの119番通報が多数寄せられ、原因究明のため、各区消防署、水再生センター、横浜駅に乗り入れる鉄道事業者に臭気採取用のポンプと袋を配備し、異臭発生時に試料を採取する体制を構築しました。現場で採取した試料を環境科学研究所等で分析するほか、神奈川県等の関係機関と情報共有を図りながら、原因究明に取り組んでいます。

◆ 「令和2年10月以降、市内で発生している異臭について」の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozendorikumi/isyu.html>



二次元コード（上記 URL）



サンプリングに用いる器具

(3) 身近な環境の魅力の向上

ア 東京湾環境一斉調査

⇒ 「2-2 水環境の保全 (2)-ア-(I)」参照

(4) わかりやすい情報発信

ア 環境に対する意識等の把握

横浜市では、環境に対する意識や環境に配慮した行動の実施状況などを把握するため、アンケート形式による調査を実施しています。調査結果は、わかりやすく整理して公表するとともに、環境管理計画やガイドライン等の進捗把握※、環境分野の市政運営や政策立案の基礎資料として活用しています。

※ 2023年度までに実施した取組の状況を、2024年度の調査で確認しています。2024年度の調査では、企業を対象にした「環境に関する企業意識調査」は実施しませんでした。

(ア) 環境に関する市民意識調査

2024年度の調査は7月に実施し、16歳以上の市民3,000人のうち、1,432人（回収率47.7%）から回答がありました。

環境や環境の取組への関心があると答えた市民1,184人に對し、関心がある項目を聞いたところ、「大気汚染対策」を選択した市民の割合は48.0%、「水質汚濁対策」は46.0%、「騒音・振動対策」は30.7%でした。



二次元コード（下記URL）

また、身のまわりの環境の重要度について聞いたところ、生活環境保全に関する項目である「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らしている」について「重要・少し重要」と回答した市民の割合は96.6%で、「集積場所のごみ散乱やポイ捨てなどがなく清潔できれいなまちである」（97.5%）に次いで高い結果となりました。現状についての肯定的所感※は79.1%であり、「公園や街路樹、里山など、花や緑を感じられる場所がある」（87.7%）、「気候変動による影響が表れている」（82.0%）に次いで高い結果となりました。

なお、調査結果については、横浜市ウェブサイトで公表しています。

※ 肯定的所感：選択肢に対し、「そう思う」「少しそう思う」と回答した割合

◆ 調査結果の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyozen/kansoku/shiminchousa.html>

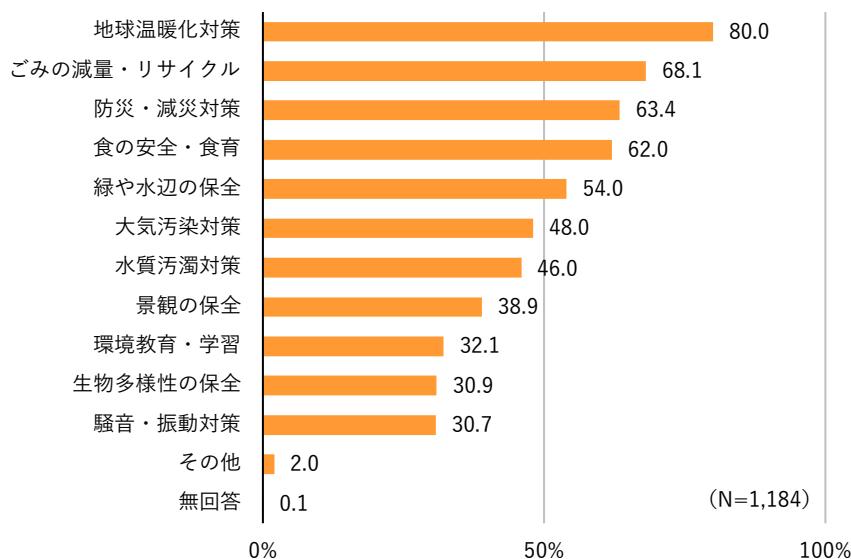


図3-2-1 環境や環境の取組への関心がある市民に対して関心がある項目を聞いた結果（複数選択）

イ 広報物による情報発信

市民や事業者に対し、ガイドラインに基づく取組をわかりやすく伝える手段の一つとして、年次報告書やリーフレットなどの広報物を作成しています。電子版を作成したものは、横浜市ウェブサイトで公表しています。

◆ ガイドラインに基づく取組に関する広報物 ⇒ 「4-10 広報物による情報発信(1)」参照

◆ 生活環境保全に関する広報・プロモーション ⇒ 「3-2(4) わかりやすい情報発信 ケ」参照

ウ 「かんきょう横浜」による広報

「かんきょう横浜」は、横浜市環境保全協議会が隔月で発行する会員向けの会報誌で、協議会のウェブサイトに掲載されています。横浜市では、事業者の環境保全活動の推進に役立てられるよう環境に関する法律・条例の改正内容や公害防止のための啓発等の情報をわかりやすく解説した記事を掲載し、関係者への周知を図っています。今後も適切な時期にわかりやすい情報発信を行い、生活環境に関する理解の促進につなげていきます。

◆ 横浜市環境保全協議会について ⇒ 「2-5 分野横断の取組(2)-ア-(オ)」参照

表 3-2-1 「かんきょう横浜」への記事掲載の状況(2023年度)

掲載号	記事名称
2023年5月号	<ul style="list-style-type: none">・非常時の措置に関する物質にPFOS等を追加します～「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正～・VOC排出削減にご協力をお願いします！～夏場は気温が高く、光化学スモッグ注意報が発令されやすい時期です～
2023年9月号	<ul style="list-style-type: none">・建築物等の解体・改修工事の際の石綿（アスベスト）の事前調査について～令和5年10月1日以降、資格者による実施が義務付けられます～
2024年1月号	<ul style="list-style-type: none">・水質汚濁防止法と下水道法の届出書式の一部を共通化します～届出作成の負担軽減につなげます～・化学物質を取り扱う事業者の皆様へ
2024年3月号	<ul style="list-style-type: none">・排水の基準が変わります～「六価クロム化合物の基準値」・「ふん便汚染指標の項目」の変更～

エ 生活環境保全推進ガイドラインの周知

生活環境保全推進ガイドライン年次報告書(2022年度実績)は、2024年2月に発行しました。その内容を広く周知するため、市民情報センター、横浜市立図書館、各区役所等へ配架するとともに、横浜市ウェブサイトに全文を掲載しました。

◆ 公表ページ URLについて ⇒ 卷末の奥付参照

オ 市民・事業者との連携に向けた環境情報などのオープンデータ化

横浜市の大気環境の常時監視測定局の測定データは、1978年度から毎年度、「大気環境月報」として公表しています。月報の測定データは、過去のものを含め、デジタルデータとして横浜市ウェブサイトに掲載しており、誰でも自由に利用できるようにしています。このほかの環境情報についても、市民や事業者が容易にアクセスできるよう横浜市ウェブサイト等で公表しています。

また、横浜市オープンデータの推進に関する指針の趣旨を踏まえたデータ公開に取り組んでおり、大気汚染調査報告書データ集（CSV形式）の提供を進めています。

◆ 大気環境月報の公表ページ URL について ⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組（2)-イ-(ウ)」参照

◆ 環境情報の公表の取組について ⇒ 「2-6 市民生活に関連した取組（2)-イ」参照

大気環境月報公表ページ

カ 地質調査結果の公表の取組（地盤 View）

横浜市の公共事業における地質調査結果を集約し、行政地図情報提供システム（地盤 View）によりボーリングデータ（柱状図）を横浜市が運営するウェブサイトで公表しています。地盤 View では、ボーリングデータが登録されている地点が地図上に示されており、閲覧者がわかりやすく情報にアクセスできるようになっています。2023年度末時点で9,885件のデータを公開しており、今後も定期的に更新していく予定です。



二次元コード（下記 URL）

◆ 地盤 View のページ（横浜市行政地図情報提供システム） ⇒ <https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

キ 横浜市立大学との連携による講義「環境保全学」

横浜市では、横浜市立大学と連携した取組として、専門課程の学生を対象とした授業科目「環境保全学」に講師を派遣しています。この取組は次世代の環境を担う人材育成を目的としており、環境課題に対する学生の理解を深めるため、環境保全に関する科学技術や政策、法整備等について、実務を担っている横浜市職員が講義を行っています。

2023年度は、全12回の講義を行いました。SDGs、典型七公害、化学物質対策、環境影響評価、上下水道、脱炭素社会、生物多様性及び廃棄物対策の各テーマを各回に分けて講義したほか、横浜市環境科学研究所の施設見学により、生活環境に係る分析・研究業務の講義も行いました。

ク X (旧 Twitter) 「YOKOHAMA GO GREEN」による情報発信

みどり環境局、脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、下水道河川局、資源循環局では、環境のことを考えるきっかけになる情報や環境イベント等の市民向けのお知らせを発信するため、X (旧 Twitter) を活用しています。生活環境の保全に関する分野では、2023 年度は、記者発表や広報印刷物、関連情報等の周知を行い、6 月の環境月間には環境保全に関する話題やクイズなどを発信しました。



二次元コード（下記 URL）

◆ YOKOHAMA GO GREEN (@yokohama_kankyo) ⇒ https://x.com/yokohama_kankyo

ケ 生活環境保全に関する広報・プロモーション

横浜の環境を「ゆるっと学ぼう」をコンセプトに掲げ、分かりやすく親しみやすい内容で生活環境保全に関する広報・プロモーションを行うため、横浜市ウェブサイト「Y-Labo（ワイラボ）」を2023年1月に立ち上げました。2023年度は、おうちでできる実験動画「カラフルシャボン玉」と「人工イクラ」を作成し、横浜市公式YouTubeで公開したほか、「環境リスク」と一緒に学ぶ環境保全のキャラクター「環境リスくん・リス子ちゃん」を用いて、環境関連の情報を記載したカレンダーの作成を開始しました。また、子ども環境情報紙「エコチル横浜版12月号（発行：株式会社アドバコム）」に横浜市の環境施策を紹介する記事などを掲載しました。

◆ Y-Labo の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyozen/hozentorikumi/ylabo.html>



二次元コード（上記 URL）



環境保全プロモーション
キャラクター

コ 夏休み子ども環境科学教室の開催

2023年8月に、環境科学研究所で小学4～6年生とその保護者を対象にした「夏休み子ども環境科学教室 2023～夏休み、環境博士になっちゃおう！～」を開催しました。当日は、横浜の生き物の実物の展示や普段見ることのできない分析機器の見学を行いました。ワークショップ「マイクロプラスチックを調べてみよう」では、海岸の砂の中に含まれるマイクロプラスチック調査の疑似体験を行うなど、環境に関する様々な学習ができる内容としました。



夏休み子ども環境科学教室 2023

サ 東京湾大感謝祭 2023への参加

2023年10月、横浜市役所にて開催された「東京湾大感謝祭 2023」に、横浜市・東京湾岸自治体環境保全会議合同ブースとして出展しました。ブースでは、東京湾の環境保全に関するパネル展示や横浜の海に生息する生き物の魚釣りゲームを行いました。ステージイベントでは、全国漁連のり事業推進協議会、千葉県漁連及び神奈川県漁連の協力により、海苔ができるまでの過程や各産地の海苔の特徴などを紹介し、千葉県産と神奈川県産の海苔を食べ比べて産地を当てるクイズを行いました。これらの取組により、東京湾の環境保全に関する普及啓発を実施しました。



東京湾大感謝祭 2023
ステージイベントの様子

第4章 資料編

4-1 大気環境の監視

* 大気汚染常時監視測定局の名称変更について

2024年9月に下表のとおり測定局の名称が変更されました。

本報告書は2023年度の測定結果を掲載しているため、旧名称を用いて記載しています。

種別	地点番号	新測定局名	旧測定局名	所在地等 ^{※1}
(一般環境大気測定局)	1	鶴見区本町通	鶴見区潮田交流プラザ	鶴見区本町通 4-171-23 鶴見区潮田交流プラザ 4階/13F
	2	神奈川区広台太田町	神奈川区総合庁舎	神奈川区広台太田町 3-8 神奈川区総合庁舎 7階/7F
	3	港北区大豆戸町	港北区総合庁舎	港北区大豆戸町 26-1 港北区総合庁舎 4階屋上/4F
	4	磯子区磯子	磯子区総合庁舎	磯子区磯子 3-5-1 磯子区総合庁舎 3階
	5	保土ヶ谷区桜ヶ丘	保土ヶ谷区桜丘高校	保土ヶ谷区桜ヶ丘 2-15-1 市立桜ヶ丘高校校庭内地上
	6	西区平沼	西区平沼小学校	西区平沼 2-11-36 市立平沼小学校校庭内地上
	7	金沢区富岡東	金沢区長浜	金沢区富岡東 6-16-1 県立呼吸器循環器病センター敷地内地上
	8	鶴見区生麦	鶴見区生麦小学校	鶴見区生麦 4-15-1 市立生麦小学校校庭内地上
	9	中区本牧大里町	中区本牧	中区本牧大里町 34 本牧臨海公園内地上
	10	戸塚区汲沢	戸塚区汲沢小学校	戸塚区汲沢 3-6-1 市立汲沢小学校校庭内地上
	11	港南区野庭町	港南区野庭中央公園	港南区野庭町 613 野庭中央公園内地上
	12	旭区鶴ヶ峰	旭区鶴ヶ峰小学校	旭区鶴ヶ峰 1-42 市立鶴ヶ峰小学校校庭内地上
	13	瀬谷区南瀬谷	瀬谷区南瀬谷小学校	瀬谷区南瀬谷 1-1-1 市立南瀬谷小学校校庭内地上
	14	南区南太田	南区横浜商業高校	南区南太田町 2-30-1 市立横浜商業高校校庭内地上
	15	栄区犬山町	栄区上郷小学校	栄区犬山町 6-1 市立上郷小学校校庭内地上
	16	緑区三保町	緑区三保小学校	緑区三保町 1867 市立三保小学校校庭内地上
	17	青葉区市ヶ尾町	青葉区総合庁舎	青葉区市ヶ尾町 31-4 青葉区総合庁舎 4階屋上/4F
	18	都筑区茅ヶ崎中央	都筑区総合庁舎	都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区総合庁舎 3階/5F
	19	泉区和泉中央北	泉区総合庁舎	泉区和泉中央北 5-1-1 泉区総合庁舎 4階/4F
(自動車排出ガス測定局)	20	鶴見区下末吉	鶴見区下末吉小学校	鶴見区下末吉 2-25-6 市立下末吉小学校校庭内地上
	21	西区浅間町	西区浅間下交差点	西区浅間町 1-16 浅間下公園内地上
	22	港南区港南中央通	港南中学校	港南区港南中央通 6-1 市立港南中学校校庭内地上
	23	戸塚区戸塚町	戸塚区矢沢交差点	戸塚区戸塚町 4272 戸塚変電所前地上
	24	旭区都岡町	旭区都岡小学校	旭区都岡町 4-8 市立都岡小学校校庭内地上
	25	青葉区しらとり台	青葉台	青葉区しらとり台 5 しらとり台第一公園内地上
	26	都筑区平台	資源循環都筑工場前	都筑区平台 27-1 資源循環局都筑工場敷地内地上
	27	磯子区滝頭	磯子区滝頭	磯子区滝頭 3-1-68 たきがしら会館敷地内地上

※1 所在地等の記載うち「○階/●F」という記載は、●階建ての建物の○階に設置されているという意味です。

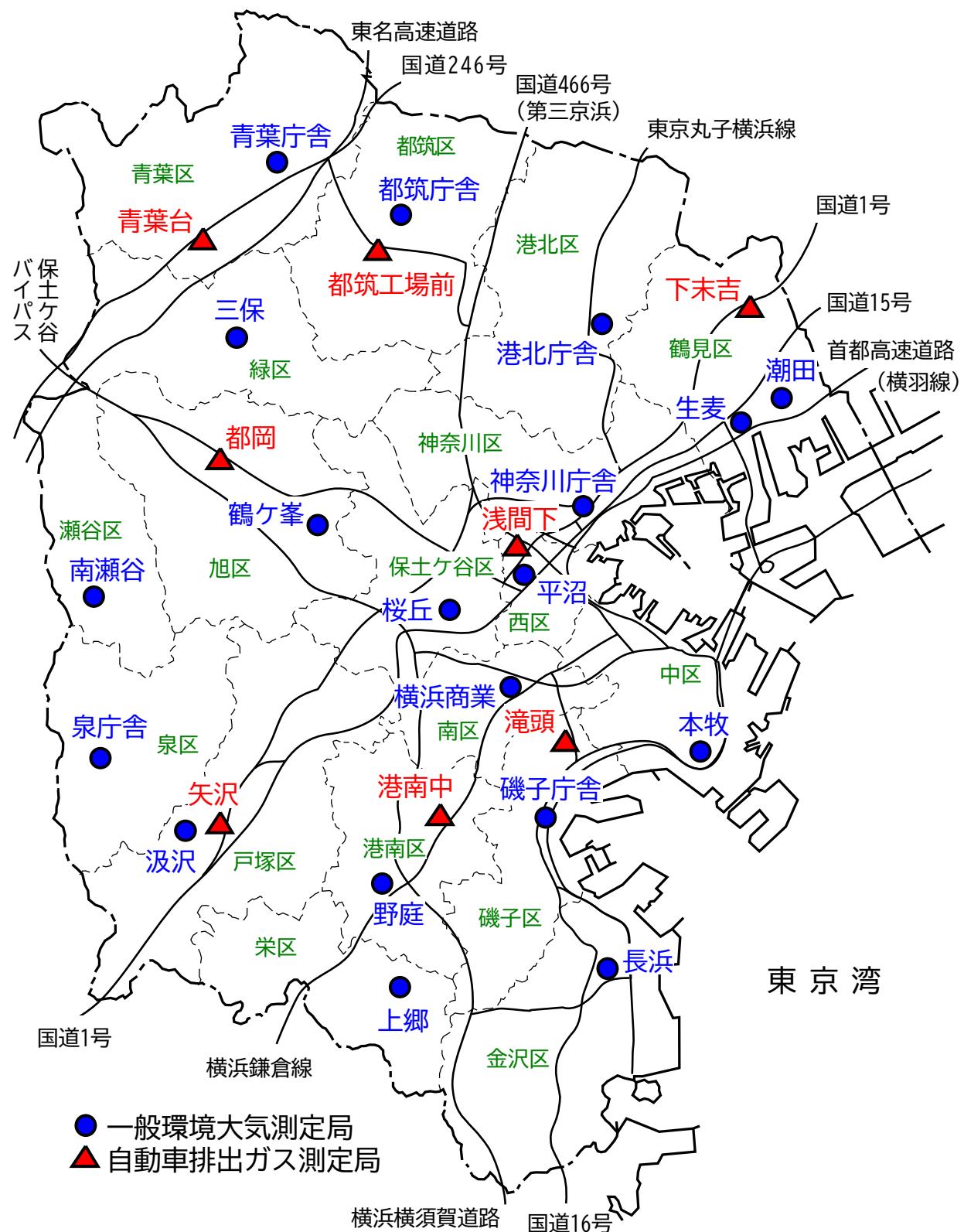
(1) 大気汚染常時監視測定期局及び測定項目

種別	地点番号	測定期局名	2023年度の測定項目							
			二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素 ^{※1}	有害大気汚染物質
一般環境大気測定期局 (一般局)	1	鶴見区潮田交流プラザ	○	-	○	○	○	○	○	○
	2	神奈川区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	3	港北区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	4	磯子区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	5	保土ヶ谷区桜丘高校	○	-	○	○	○	○	-	-
	6	西区平沼小学校	○	-	○	○	○	○	-	-
	7	金沢区長浜	○	-	○	○	○	○	○	-
	8	鶴見区生麦小学校	-	-	○	○	○	-	○	-
	9	中区本牧	○	-	○	○	○	○	○	○
	10	戸塚区汲沢小学校	○	-	○	○	○	-	-	-
	11	港南区野庭中央公園	○	-	○	○	○	○	-	-
	12	旭区鶴ヶ峯小学校	○	-	○	○	○	○	○	-
	13	瀬谷区南瀬谷小学校	○	-	○	○	○	○	-	-
	14	南区横浜商業高校	○	-	○	○	○	○	-	-
	15	栄区上郷小学校	○	-	○	○	○	○	-	-
	16	緑区三保小学校	○	-	○	○	○	○	○	※2
	17	青葉区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	18	都筑区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
	19	泉区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	-
自動車排出ガス測定期局 (自排局)	20	鶴見区下末吉小学校	-	-	○	○	-	-	-	-
	21	西区浅間下交差点	-	○	○	○	-	○	○	-
	22	港南中学校	-	-	○	○	-	-	-	-
	23	戸塚区矢沢交差点	-	-	○	○	-	○	○	○
	24	旭区都岡小学校	-	○	○	○	-	-	○	-
	25	青葉台	-	○	○	○	-	○	-	-
	26	資源循環都筑工場前	-	-	○	○	-	-	-	-
	27	磯子区滝頭	-	-	○	○	-	-	○	※2

※1 炭化水素は、非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素の区分で測定しています。

※2 有害大気汚染物質の測定は、一般局では、「鶴見区潮田交流プラザ」で毎年行うとともに、「中区本牧」と「緑区三保小学校」の2局で年度ごとに交互に測定しています。また、自排局では、「戸塚区矢沢交差点」と「磯子区滝頭」の2局で年度ごとに交互に測定しています。

(2) 大気汚染常時監視測定局の配置図



(3) 常時監視測定結果

ア 二酸化硫黄（一般局）

（ア）2023年度の測定結果

測定局	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppm を 超えた時間数	日平均値が 0.04ppm を 超えた日数	日平均値の 2%除外値 (ppm)	長期的評価に による環境基準 の適合※1 (適○ 否×)
		(時間)	(日)		
鶴見区潮田交流プラザ	0.002	0	0	0.003	○
神奈川区総合庁舎	0.002	0	0	0.003	○
港北区総合庁舎	0.002	0	0	0.003	○
磯子区総合庁舎	0.002	0	0	0.003	○
保土ヶ谷区桜丘高校	0.002	0	0	0.003	○
西区平沼小学校	0.002	0	0	0.003	○
金沢区長浜	0.002	0	0	0.003	○
中区本牧	0.002	0	0	0.004	○
戸塚区汲沢小学校	0.002	0	0	0.002	○
港南区野庭中央公園	0.002	0	0	0.003	○
旭区鶴ヶ峯小学校	0.001	0	0	0.002	○
瀬谷区南瀬谷小学校	0.002	0	0	0.002	○
南区横浜商業高校	0.002	0	0	0.003	○
栄区上郷小学校	0.001	0	0	0.003	○
緑区三保小学校	0.001	0	0	0.002	○
青葉区総合庁舎	0.001	0	0	0.002	○
都筑区総合庁舎	0.002	0	0	0.003	○
泉区総合庁舎	0.002	0	0	0.003	○
一般局平均	0.002	—	—	0.003	—

※1 二酸化硫黄の環境基準は「日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1 ppm 以下であること」であり、2%除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価します。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (ppm)				
	2019	2020	2021	2022	2023
鶴見区潮田交流プラザ	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
神奈川区総合庁舎	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
港北区総合庁舎	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
磯子区総合庁舎	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002
保土ヶ谷区桜丘高校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
西区平沼小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
金沢区長浜	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
中区本牧	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002
戸塚区汲沢小学校	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002
港南区野庭中央公園 ^{※1}	0.002	—	0.001	0.002	0.002
旭区鶴ヶ峰小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
瀬谷区南瀬谷小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
南区横浜商業高校	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002
栄区上郷小学校	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
緑区三保小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
青葉区総合庁舎	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
都筑区総合庁舎	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002
泉区総合庁舎	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
一般局平均	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

※1 「港南区野庭中学校」測定局は、移転により 2021 年度から「港南区野庭中央公園」に名称を変更しました。

また、この移転作業のため、2020 年度の測定を休止しました。

イ 一酸化炭素（自排局）

(ア) 2023年度の測定結果

測定局	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppm を 超えた回数 (回)	日平均値が 10ppm を 超えた日数 (日)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	長期的評価に による環境基準 の適合 ^{※1} (適○ 否×)
		(回)	(日)	(ppm)	(適○ 否×)
西区浅間下交差点	0.4	0	0	0.7	○
旭区都岡小学校	0.4	0	0	0.7	○
青葉台	0.4	0	0	0.6	○
自排局平均	0.4	—	—	0.7	—

※1 一酸化炭素の環境基準は「日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、8時間平均値が 20 ppm 以下であること」であり、2%除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価します。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (ppm)				
	2019	2020	2021	2022	2023
西区浅間下交差点	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
旭区都岡小学校	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4
青葉台	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
自排局平均	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4

ウ 浮遊粒子状物質（一般局・自排局）

（ア）2023年度の測定結果

測定局	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を 超えた日数とその割合 (日) (%)		日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	長期的評価 による 環境基準の 適合 ^{※1} (適○ 否×)
			(日)	(%)		
鶴見区潮田交流プラザ	0.015	0	0	0	0.035	○
神奈川区総合庁舎	0.015	0	0	0	0.034	○
港北区総合庁舎	0.016	0	0	0	0.036	○
磯子区総合庁舎	0.015	0	0	0	0.036	○
保土ヶ谷区桜丘高校	0.014	0	0	0	0.032	○
西区平沼小学校	0.017	0	0	0	0.038	○
金沢区長浜	0.016	0	0	0	0.040	○
鶴見区生麦小学校	0.017	0	0	0	0.037	○
中区本牧	0.014	0	0	0	0.033	○
戸塚区汲沢小学校	0.015	0	0	0	0.035	○
港南区野庭中央公園	0.015	0	0	0	0.034	○
旭区鶴ヶ峰小学校	0.015	0	0	0	0.035	○
瀬谷区南瀬谷小学校	0.016	0	0	0	0.036	○
南区横浜商業高校	0.016	0	0	0	0.035	○
栄区上郷小学校	0.015	0	0	0	0.037	○
緑区三保小学校	0.016	0	0	0	0.036	○
青葉区総合庁舎	0.015	0	0	0	0.034	○
都筑区総合庁舎	0.016	0	0	0	0.037	○
泉区総合庁舎	0.015	0	0	0	0.034	○
一般局平均	0.015	—	—	—	0.035	—
鶴見区下末吉小学校	0.015	0	0	0	0.034	○
西区浅間下交差点	0.015	0	0	0	0.033	○
港南中学校	0.015	0	0	0	0.036	○
戸塚区矢沢交差点	0.015	0	0	0	0.033	○
旭区都岡小学校	0.014	0	0	0	0.031	○
青葉台	0.014	0	0	0	0.033	○
資源循環都筑工場前	0.013	0	0	0	0.031	○
磯子区滝頭	0.015	0	0	0	0.035	○
自排局平均	0.015	—	—	—	0.033	—

※1 浮遊粒子状物質の環境基準は「日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること」であり、2%除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価します。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (mg/m ³)				
	2019	2020	2021	2022	2023
鶴見区潮田交流プラザ	0.017	0.016	0.015	0.016	0.015
神奈川区総合庁舎	0.018	0.016	0.014	0.015	0.015
港北区総合庁舎	0.018	0.017	0.016	0.016	0.016
中区加曾台※ ¹	0.015	—	—	—	—
磯子区総合庁舎	0.016	0.014	0.014	0.015	0.015
保土ヶ谷区桜丘高校	0.015	0.014	0.013	0.014	0.014
西区平沼小学校	0.017	0.015	0.015	0.016	0.017
金沢区長浜	0.016	0.016	0.015	0.017	0.016
鶴見区生麦小学校	0.018	0.018	0.016	0.017	0.017
中区本牧	0.016	0.014	0.014	0.014	0.014
戸塚区汲沢小学校	0.016	0.015	0.014	0.015	0.015
港南区野庭中央公園※ ²	0.016	—	0.014	0.015	0.015
旭区鶴ヶ峰小学校	0.017	0.017	0.015	0.015	0.015
瀬谷区南瀬谷小学校	0.018	0.016	0.016	0.017	0.016
南区横浜商業高校	0.017	0.015	0.015	0.015	0.016
栄区上郷小学校	0.015	0.015	0.013	0.014	0.015
緑区三保小学校	0.017	0.017	0.015	0.016	0.016
青葉区総合庁舎	0.016	0.016	0.015	0.016	0.015
都筑区総合庁舎	0.017	0.016	0.015	0.015	0.016
泉区総合庁舎	0.015	0.014	0.015	0.015	0.015
一般局平均	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015
鶴見区下末吉小学校	0.016	0.015	0.014	0.015	0.015
西区浅間下交差点	0.016	0.015	0.015	0.015	0.015
港南中学校	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015
戸塚区矢沢交差点	0.015	0.015	0.014	0.014	0.015
旭区都岡小学校	0.015	0.015	0.014	0.016	0.014
青葉台	0.016	0.014	0.014	0.015	0.014
資源循環都筑工場前	0.015	0.014	0.013	0.013	0.013
磯子区滝頭	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015
自排局平均	0.016	0.015	0.014	0.015	0.015

※ 1 「中区加曾台」測定局は、測定体制の見直しにより 2020 年度から測定を休止しており、2022 年度末に廃止されました。

※ 2 「港南区野庭中学校」測定局は、移転により 2021 年度から「港南区野庭中央公園」に名称を変更しました。
また、この移転作業のため、2020 年度の測定を休止しました。

工 二酸化窒素（一般局・自排局）

（ア）2023年度の測定結果

測定局	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合 (日) (%)		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	98%値評価による環境基準の適否 ^{*1} (適○ 否×)	横浜市の環境目標値の適否 ^{*2} (適○ 否×)
		(日)	(%)				
鶴見区潮田交流プラザ	0.014	0	0.0	0.034	0	○	○
神奈川区総合庁舎	0.013	0	0.0	0.034	0	○	○
港北区総合庁舎	0.012	0	0.0	0.032	0	○	○
磯子区総合庁舎	0.014	0	0.0	0.035	0	○	○
保土ヶ谷区桜丘高校	0.011	0	0.0	0.029	0	○	○
西区平沼小学校	0.012	0	0.0	0.033	0	○	○
金沢区長浜	0.010	0	0.0	0.026	0	○	○
鶴見区生麦小学校	0.014	0	0.0	0.034	0	○	○
中区本牧	0.014	0	0.0	0.033	0	○	○
戸塚区汲沢小学校	0.009	0	0.0	0.026	0	○	○
港南区野庭中央公園	0.010	0	0.0	0.028	0	○	○
旭区鶴ヶ峯小学校	0.010	0	0.0	0.029	0	○	○
瀬谷区南瀬谷小学校	0.010	0	0.0	0.026	0	○	○
南区横浜商業高校	0.012	0	0.0	0.034	0	○	○
栄区上郷小学校	0.009	0	0.0	0.026	0	○	○
緑区三保小学校	0.009	0	0.0	0.024	0	○	○
青葉区総合庁舎	0.011	0	0.0	0.026	0	○	○
都筑区総合庁舎	0.011	0	0.0	0.029	0	○	○
泉区総合庁舎	0.011	0	0.0	0.028	0	○	○
一般局平均	0.011	—	—	0.030	—	—	—
鶴見区下末吉小学校	0.017	0	0.0	0.038	0	○	○
西区浅間下交差点	0.018	0	0.0	0.038	0	○	○
港南中学校	0.015	0	0.0	0.035	0	○	○
戸塚区矢沢交差点	0.015	0	0.0	0.034	0	○	○
旭区都岡小学校	0.016	0	0.0	0.030	0	○	○
青葉台	0.014	0	0.0	0.030	0	○	○
資源循環都筑工場前	0.011	0	0.0	0.028	0	○	○
磯子区滝頭	0.014	0	0.0	0.034	0	○	○
自排局平均	0.015	—	—	0.033	—	—	—

※1 二酸化窒素の環境基準は「日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること」であり、年間98%値を環境基準と比較して評価します。

※2 横浜市では環境基準のゾーン下限値（0.04 ppm）を環境目標値としています。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (ppm)				
	2019	2020	2021	2022	2023
鶴見区潮田交流プラザ	0.018	0.016	0.016	0.016	0.014
神奈川区総合庁舎	0.017	0.015	0.015	0.015	0.013
港北区総合庁舎	0.015	0.014	0.014	0.014	0.012
中区加曾台※ ¹	0.017	—	—	—	—
磯子区総合庁舎	0.017	0.016	0.016	0.016	0.014
保土ヶ谷区桜丘高校	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011
西区平沼小学校	0.017	0.016	0.015	0.014	0.012
金沢区長浜	0.013	0.013	0.012	0.011	0.010
鶴見区生麦小学校	0.017	0.016	0.015	0.015	0.014
中区本牧	0.017	0.017	0.016	0.015	0.014
戸塚区汲沢小学校	0.012	0.012	0.011	0.011	0.009
港南区野庭中央公園※ ²	0.013	—	0.013	0.012	0.010
旭区鶴ヶ峰小学校	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010
瀬谷区南瀬谷小学校	0.013	0.012	0.012	0.011	0.010
南区横浜商業高校	0.015	0.014	0.015	0.014	0.012
栄区上郷小学校	0.012	0.012	0.011	0.011	0.009
緑区三保小学校	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009
青葉区総合庁舎	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011
都筑区総合庁舎	0.013	0.012	0.012	0.012	0.011
泉区総合庁舎	0.013	0.012	0.013	0.012	0.011
一般局平均	0.015	0.014	0.013	0.013	0.011
鶴見区下末吉小学校	0.020	0.018	0.019	0.019	0.017
西区浅間下交差点	0.023	0.021	0.021	0.020	0.018
港南中学校	0.018	0.016	0.017	0.016	0.015
戸塚区矢沢交差点	0.018	0.017	0.017	0.014	0.015
旭区都岡小学校	0.017	0.016	0.017	0.018	0.016
青葉台	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014
資源循環都筑工場前	0.015	0.014	0.013	0.013	0.011
磯子区滝頭	0.019	0.017	0.017	0.016	0.014
自排局平均	0.019	0.017	0.017	0.016	0.015

※ 1 「中区加曾台」測定局は、測定体制の見直しにより 2020 年度から測定を休止しており、2022 年度末に廃止されました。

※ 2 「港南区野庭中学校」測定局は、移転により 2021 年度から「港南区野庭中央公園」に名称を変更しました。
また、この移転作業のため、2020 年度の測定を休止しました。

オ 光化学オキシダント（一般局）

（ア） 2023 年度の測定結果^{※1}

測定局	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の 日数と時間数		昼間の 1 時間値の 最高値	環境基準の 適否 ^{※2} (適○ 否×)
	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	
鶴見区潮田交流プラザ	0.031	51	220	0	0	0.114	×
神奈川区総合庁舎	0.032	59	272	1	1	0.121	×
港北区総合庁舎	0.033	62	283	1	1	0.125	×
磯子区総合庁舎	0.030	40	145	0	0	0.104	×
保土ヶ谷区桜丘高校	0.032	60	272	0	0	0.110	×
西区平沼小学校	0.032	59	271	0	0	0.109	×
金沢区長浜	0.030	48	197	0	0	0.103	×
鶴見区生麦小学校	0.031	48	214	1	1	0.125	×
中区本牧	0.030	41	172	0	0	0.108	×
戸塚区汲沢小学校	0.036	74	378	1	3	0.133	×
港南区野庭中央公園	0.034	63	304	0	0	0.119	×
旭区鶴ヶ峰小学校	0.034	67	344	1	1	0.120	×
瀬谷区南瀬谷小学校	0.033	53	237	1	2	0.133	×
南区横浜商業高校	0.033	68	318	1	1	0.124	×
栄区上郷小学校	0.035	68	366	0	0	0.104	×
緑区三保小学校	0.033	73	338	2	4	0.129	×
青葉区総合庁舎	0.033	71	361	2	5	0.144	×
都筑区総合庁舎	0.034	70	364	1	3	0.140	×
泉区総合庁舎	0.033	59	298	1	3	0.136	×
一般局平均	0.033	—	—	—	—	—	—

※1 光化学オキシダントの測定において、「昼間」とは、5 時 00 分から 20 時 00 分までの時間帯をいいます。

※2 光化学オキシダントの環境基準は「1 時間値が 0.06 ppm 以下であること」であり、昼間の全ての 1 時間値によって評価します。

(イ) 昼間の日最高1時間値の年平均値の経年推移

測定局	年度別の「昼間の日最高1時間値の年平均値」(ppm)				
	2019	2020	2021	2022	2023
鶴見区潮田交流プラザ	0.040	0.041	0.044	0.042	0.045
神奈川区総合庁舎	0.042	0.043	0.043	0.043	0.046
港北区総合庁舎	0.043	0.043	0.046	0.044	0.046
磯子区総合庁舎	0.041	0.041	0.042	0.040	0.042
保土ヶ谷区桜丘高校	0.042	0.042	0.045	0.043	0.045
西区平沼小学校	0.042	0.042	0.044	0.042	0.046
金沢区長浜	0.041	0.042	0.044	0.040	0.043
鶴見区生麦小学校	0.043	0.042	0.044	0.043	0.045
中区本牧	0.041	0.041	0.043	0.041	0.043
戸塚区汲沢小学校	0.047	0.048	0.049	0.047	0.049
港南区野庭中央公園 ^{※1}	0.042	—	0.046	0.044	0.047
旭区鶴ヶ峰小学校	0.045	0.046	0.048	0.046	0.048
瀬谷区南瀬谷小学校	0.044	0.044	0.045	0.044	0.046
南区横浜商業高校	0.043	0.042	0.045	0.044	0.047
栄区上郷小学校	0.045	0.046	0.048	0.046	0.048
緑区三保小学校	0.045	0.046	0.047	0.046	0.048
青葉区総合庁舎	0.046	0.046	0.047	0.046	0.048
都筑区総合庁舎	0.048	0.047	0.049	0.047	0.049
泉区総合庁舎	0.044	0.044	0.047	0.045	0.047
一般局平均	0.043	0.044	0.046	0.044	0.046

※1 「港南区野庭中学校」測定局は、移転により2021年度から「港南区野庭中央公園」に名称を変更しました。

また、この移転作業のため、2020年度の測定を休止しました。

(カ) 日最高8時間値の年間99%値の3年移動平均値の経年推移

測定局	日最高8時間値の年間99%値の3年移動平均値 (ppm) ^{※1}				
	2017～2019 年度の平均	2018～2020 年度の平均	2019～2021 年度の平均	2020～2022 年度の平均	2021～2023 年度の平均
鶴見区潮田交流プラザ	0.078	0.076	0.073	0.071	0.072
神奈川区総合庁舎	0.082	0.080	0.078	0.075	0.076
港北区総合庁舎	0.085	0.082	0.082	0.079	0.080
磯子区総合庁舎	0.079	0.077	0.075	0.070	0.069
保土ヶ谷区桜丘高校	0.083	0.080	0.079	0.076	0.078
西区平沼小学校	0.081	0.078	0.077	0.073	0.075
金沢区長浜	0.081	0.078	0.077	0.074	0.073
鶴見区生麦小学校	0.078	0.076	0.076	0.074	0.074
中区本牧	0.078	0.076	0.075	0.071	0.072
戸塚区汲沢小学校	0.087	0.087	0.085	0.081	0.079
港南区野庭中央公園 ^{※2}	0.086	—	—	—	0.077
旭区鶴ヶ峯小学校	0.085	0.083	0.082	0.079	0.079
瀬谷区南瀬谷小学校	0.080	0.080	0.078	0.075	0.077
南区横浜商業高校	0.086	0.082	0.079	0.075	0.077
栄区上郷小学校	0.087	0.084	0.083	0.079	0.079
緑区三保小学校	0.086	0.083	0.082	0.080	0.081
青葉区総合庁舎	0.087	0.085	0.084	0.083	0.085
都筑区総合庁舎	0.089	0.087	0.086	0.083	0.084
泉区総合庁舎	0.084	0.083	0.081	0.077	0.079
一般局平均	0.083	0.081	0.080	0.076	0.077

※1 「日最高8時間値の年間99%値の3年移動平均値」は、光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標として環境省が2014年9月に設定したものです。この指標は、計算対象となる3年分の「日最高8時間値の年間99%値」が有効である場合に限って算出します。

※2 「港南区野庭中学校」測定局は、移転により2021年度から「港南区野庭中央公園」に名称を変更しました。また、この移転作業のため、2020年度の測定を休止しました。

力 微小粒子状物質（一般局・自排局）

（ア）2023年度の測定結果

測定局	日平均値の 年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が35 µg/m ³ を 超えた日数とその割合		環境基準の 適否※1 (適○ 否×)
	(µg/m ³)	(µg/m ³)	(日)	(%)	
鶴見区潮田交流プラザ	10.1	22.3	0	0.0	○
神奈川区総合庁舎	8.8	22.0	0	0.0	○
港北区総合庁舎	9.1	21.9	0	0.0	○
磯子区総合庁舎	9.3	22.5	0	0.0	○
保土ヶ谷区桜丘高校	7.2	19.5	0	0.0	○
西区平沼小学校	8.7	21.0	0	0.0	○
金沢区長浜	6.5	16.5	0	0.0	○
中区本牧	7.3	17.5	0	0.0	○
港南区野庭中央公園	6.4	16.0	0	0.0	○
旭区鶴ヶ峰小学校	7.3	16.4	0	0.0	○
瀬谷区南瀬谷小学校	9.5	21.5	0	0.0	○
南区横浜商業高校	7.3	16.8	0	0.0	○
栄区上郷小学校	5.5	15.6	0	0.0	○
緑区三保小学校	5.5	14.0	0	0.0	○
青葉区総合庁舎	8.5	19.9	0	0.0	○
都筑区総合庁舎	7.9	17.4	0	0.0	○
泉区総合庁舎	9.5	21.5	0	0.0	○
一般局平均	7.9	19.0	—	—	—
西区浅間下交差点	10.7	22.3	0	0.0	○
戸塚区矢沢交差点	10.4	21.8	0	0.0	○
青葉台	11.5	23.0	0	0.0	○
自排局平均	10.9	22.4	—	—	—

※1 微小粒子状物質の環境基準は「年平均値が15 µg/m³以下であり、かつ、日平均値が35 µg/m³以下であること」であり、年平均値と年間98%値をそれぞれ環境基準と比較して評価します。

(イ) 日平均値の年平均値の経年推移

測定局	年度別の「日平均値の年平均値」(μg/m ³)				
	2019	2020	2021	2022	2023
鶴見区潮田交流プラザ	12.3	10.7	9.2	10.2	10.1
神奈川区総合庁舎	10.7	10.3	9.4	9.3	8.8
港北区総合庁舎	10.8	10.3	9.4	9.6	9.1
磯子区総合庁舎	9.6	10.0	8.6	9.4	9.3
保土ヶ谷区桜丘高校	9.2	8.9	7.9	8.1	7.2
西区平沼小学校	10.1	9.6	8.5	9.0	8.7
金沢区長浜	8.4	8.4	6.9	7.0	6.5
中区本牧	8.7	8.4	7.4	7.8	7.3
港南区野庭中央公園 ^{※1}	7.4	—	6.7	7.1	6.4
旭区鶴ヶ峰小学校	7.8	7.7	7.3	7.5	7.3
瀬谷区南瀬谷小学校	10.9	10.4	9.8	10.0	9.5
南区横浜商業高校	8.9	7.8	7.5	7.2	7.3
栄区上郷小学校	7.7	6.7	5.8	5.9	5.5
緑区三保小学校	7.8	7.6	5.7	5.9	5.5
青葉区総合庁舎	10.0	9.4	8.5	8.7	8.5
都筑区総合庁舎	7.5	7.0	8.1	8.1	7.9
泉区総合庁舎	10.9	10.9	9.1	9.5	9.5
一般局平均	9.3	9.0	8.0	8.3	7.9
西区浅間下交差点	11.8	12.0	10.9	11.1	10.7
戸塚区矢沢交差点	11.2	10.9	10.0	10.0	10.4
青葉台	12.8	12.8	10.9	11.9	11.5
自排局平均	11.9	11.9	10.6	11.0	10.9

※1 「港南区野庭中学校」測定局は、移転により2021年度から「港南区野庭中央公園」に名称を変更しました。

また、この移転作業のため、2020年度の測定を休止しました。

キ 非メタン炭化水素（一般局・自排局）

(ア) 2023年度の測定結果

測定局	年平均値 (ppmC)	6~9時に おける 年平均値 (ppmC)	6~9時 3時間平均 値の最高値 (ppmC)	6~9時3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合 (日) (%)		6~9時3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合 (日) (%)	
				(日)	(%)	(日)	(%)
鶴見区潮田交流プラザ	0.16	0.16	0.55	99	27	17	4.6
金沢区長浜	0.11	0.13	0.43	53	14.5	11	3.0
鶴見区生麦小学校	0.12	0.13	0.62	60	16.4	14	3.8
中区本牧	0.14	0.14	0.78	61	16.7	17	4.6
旭区鶴ヶ峯小学校	0.12	0.13	0.50	52	14.2	19	5.2
緑区三保小学校	0.10	0.11	0.37	31	8.6	4	1.1
西区浅間下交差点	0.15	0.16	0.53	92	25.1	19	5.2
戸塚区矢沢交差点	0.12	0.13	0.57	43	11.9	13	3.6
旭区都岡小学校	0.18	0.20	0.75	124	33.9	50	13.7
磯子区滝頭	0.16	0.17	0.73	104	28.5	29	7.9

※1 非メタン炭化水素に環境基準は設定されていません。指針値として、午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲と設定されています。詳しくは「4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要(1)-オ」を参照してください。

(イ) 年平均値の経年推移

測定局	年度別の年平均値 (ppmC)				
	2019	2020	2021	2022	2023
鶴見区潮田交流プラザ	0.14	0.16	0.16	0.17	0.16
金沢区長浜	0.11	0.12	0.12	0.12	0.11
鶴見区生麦小学校	0.13	0.14	0.14	0.14	0.12
中区本牧	0.15	0.15	0.13	0.13	0.14
旭区鶴ヶ峯小学校	0.14	0.15	0.14	0.14	0.12
緑区三保小学校	0.11	0.12	0.13	0.12	0.10
西区浅間下交差点	0.17	0.18	0.17	0.18	0.15
戸塚区矢沢交差点	0.12	0.13	0.14	0.12	0.12
旭区都岡小学校	0.17	0.18	0.18	0.20	0.18
磯子区滝頭	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16

ク メタン及び全炭化水素（一般局・自排局）

(ア) 2023年度の測定結果

測定局	メタン			全炭化水素		
	年平均値 (ppmC)	6~9 時に おける 年平均値 (ppmC)	6~9 時 測定日数 (日)	年平均値 (ppmC)	6~9 時に おける 年平均値 (ppmC)	6~9 時 測定日数 (日)
		(ppmC)	(日)		(ppmC)	(日)
鶴見区潮田交流プラザ	2.02	2.03	366	2.18	2.20	366
金沢区長浜	2.05	2.06	365	2.16	2.19	365
鶴見区生麦小学校	2.03	2.05	366	2.16	2.18	366
中区本牧	2.05	2.07	366	2.19	2.21	366
旭区鶴ヶ峯小学校	2.01	2.02	366	2.13	2.15	366
緑区三保小学校	2.02	2.03	362	2.12	2.14	362
西区浅間下交差点	2.11	2.12	366	2.26	2.28	366
戸塚区矢沢交差点	2.05	2.06	362	2.17	2.19	362
旭区都岡小学校	2.09	2.11	366	2.27	2.31	366
磯子区滝頭	2.06	2.07	365	2.22	2.24	365

※1 メタン及び全炭化水素に環境基準は設定されていません。

(イ) 年平均値の経年推移（メタン）

測定局	年度別の年平均値 (ppmC)				
	2019	2020	2021	2022	2023
鶴見区潮田交流プラザ	1.99	2.01	2.03	2.03	2.02
金沢区長浜	1.96	2.00	2.01	2.04	2.05
鶴見区生麦小学校	2.01	2.01	2.05	2.04	2.03
中区本牧	1.98	1.99	2.01	2.02	2.05
旭区鶴ヶ峯小学校	1.97	2.00	2.01	2.01	2.01
緑区三保小学校	1.97	2.00	2.01	2.02	2.02
西区浅間下交差点	2.00	2.01	2.06	2.12	2.11
戸塚区矢沢交差点	1.96	1.99	2.04	2.07	2.05
旭区都岡小学校	1.96	1.99	2.08	2.10	2.09
磯子区滝頭	1.98	2.00	2.03	2.05	2.06

(カ) 年平均値の経年推移（全炭化水素）

測定局	年度別の年平均値 (ppmC)				
	2019	2020	2021	2022	2023
鶴見区潮田交流プラザ	2.13	2.17	2.19	2.20	2.18
金沢区長浜	2.06	2.11	2.13	2.15	2.16
鶴見区生麦小学校	2.15	2.15	2.19	2.17	2.16
中区本牧	2.13	2.14	2.14	2.15	2.19
旭区鶴ヶ峯小学校	2.11	2.15	2.15	2.15	2.13
緑区三保小学校	2.09	2.12	2.14	2.14	2.12
西区浅間下交差点	2.17	2.20	2.23	2.29	2.26
戸塚区矢沢交差点	2.08	2.12	2.18	2.19	2.17
旭区都岡小学校	2.13	2.17	2.26	2.30	2.27
磯子区滝頭	2.15	2.17	2.19	2.22	2.22

(4) 有害大気汚染物質の測定結果

ア 環境基準が設定されている4物質

物質名	単位	環境基準	測定局名（測定局の属性）と 2023 年度測定結果（年平均値）		
			鶴見区潮田交流プラザ (固定発生源)	中区本牧 ^{※1} (固定発生源)	戸塚区矢沢交差点 ^{※1} (沿道)
ベンゼン	μg/m ³	3 以下	0.54	0.57	0.53
トリクロロエチレン	μg/m ³	130 以下	0.31	0.20	0.20
テトラクロロエチレン	μg/m ³	200 以下	0.12	0.069	0.068
ジクロロメタン	μg/m ³	150 以下	1.7	0.80	0.89

※1 「中区本牧」と「戸塚区矢沢交差点」の測定局は、それぞれ「緑区三保小学校」と「磯子区滝頭」の測定局と年度ごとに交互に測定を行っています。

イ 指針値が設定されている11物質

物質名	単位	指針値	測定局名（測定局の属性）と 2023 年度測定結果（年平均値）		
			鶴見区潮田交流プラザ (固定発生源)	中区本牧 ^{※1} (固定発生源)	戸塚区矢沢交差点 ^{※1} (沿道)
アクリロニトリル	μg/m ³	2 以下	0.048	0.019	0.015
アセトアルデヒド	μg/m ³	120 以下	2.2	4.3	1.8
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	10 以下	0.028	0.026	0.018
塩化メチル	μg/m ³	94 以下	1.1	1.1	1.1
クロロホルム	μg/m ³	18 以下	0.16	0.14	0.14
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	1.6 以下	0.098	0.097	0.14
水銀及びその化合物	ngHg/m ³	40 以下	1.9	1.7	1.7
ニッケル化合物	ngNi/m ³	25 以下	3.8	1.8	1.6
1,3-ブタジエン	μg/m ³	2.5 以下	0.12	0.052	0.061
ヒ素及びその化合物	ngAs/m ³	6 以下	0.77	0.56	0.62
マンガン及びその化合物	ngMn/m ³	140 以下	24	16	16

※1 「中区本牧」と「戸塚区矢沢交差点」の測定局は、それぞれ「緑区三保小学校」と「磯子区滝頭」の測定局と年度ごとに交互に測定を行っています。

ウ その他8物質

物質名 ^{※1}	単位	測定局名（測定局の属性）と2023年度測定結果（年平均値）		
		鶴見区潮田交流プラザ (固定発生源)	中区本牧 ^{※2} (固定発生源)	戸塚区矢沢交差点 ^{※2} (沿道)
クロム及びその化合物	ng/m ³	8.5	2.4	3.2
酸化エチレン	μg/m ³	0.11	0.051	0.061
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.015	0.016	0.014
ベンゾ（a）ピレン	ng/m ³	0.10	0.063	0.072
ホルムアルデヒド	μg/m ³	2.4	2.7	1.8
四塩化炭素	μg/m ³	0.39	0.38	0.38
1,2-ジクロロプロパン	μg/m ³	0.023	0.025	0.023
トルエン	μg/m ³	4.7	3.7	4.5

※1 「その他8物質」には環境基準や指針値は設定されていません。

※2 「中区本牧」と「戸塚区矢沢交差点」の測定局は、それぞれ「緑区三保小学校」と「磯子区滝頭」の測定局と年度ごとに交互に測定を行っています。

（5）ダイオキシン類の測定結果

番号	測定局 ^{※1}	2023年度の測定結果 (pg-TEQ/m ³) ^{※2}		
		夏	冬	年平均値 ^{※3}
		2023.8.17～24	2024.1.18～25	
1	中区本牧局	0.0057	0.010	0.0079
2	保土ヶ谷区桜丘高校局	0.0057	0.0083	0.0070
3	磯子区総合庁舎局	0.0049	0.0097	0.0073
4	港北区総合庁舎局	0.0060	0.0076	0.0068
5	緑区三保小学校局	0.0063	0.0088	0.0076
6	泉区総合庁舎局	0.0061	0.0065	0.0063

※1 3年間で市内18区を測定する計画で、2023年度は中区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区、緑区、泉区です。

※2 「TEQ」は「毒性等量」を示す符号です。ダイオキシン類には多数の異性体が存在するため、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを示します。

※3 ダイオキシン類（大気）の環境基準は「0.6 pg-TEQ/m³以下」であり、年平均値で評価します。

(6) アスベスト（石綿）濃度の測定結果

番号	測定局 ^{※1}	2023年度の測定結果（本/L） ^{※2}	
		夏	冬
		2023/8/17～18	2024/1/18～19
1	中区本牧	0.051 未満	0.047 未満
2	保土ヶ谷区桜丘高校	0.051 未満	0.047 未満
3	磯子区総合庁舎	0.051 未満	0.095
4	港北区総合庁舎	0.051 未満	0.095
5	緑区三保小学校	0.051 未満	0.095
6	泉区総合庁舎	0.051 未満	0.047

※1 3年間で市内18区を測定する計画で、2023年度は中区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区、緑区、泉区です。

※2 大気中のアスベスト濃度に環境基準は設定されていません。世界保健機関（WHO）の「環境保健クライテリア」において、健康リスクが検出できないほど低いとされている濃度を参考に、1本/Lを目安値として評価しています。

(7) 光化学スモッグ注意報の発令状況

番号	2023年度 発令日	措置 種類	発令時刻	光化学オキシダント濃度の市内最高値			市内届出 被害者数 (人)	神奈川県内の 他地域の発令状況
				最高値 (ppm)	測定局	時刻		
1	7/18(木)	注意報	13:20～18:20	0.144	青葉区総合庁舎	14時	0	川崎、相模原、湘南、 県央

(8) 空間放射線量（ガンマ線）の測定結果

項目		2023年										2024年			年間
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
測定時間	時	720	744	720	744	744	720	744	720	744	744	691	744	8779	
最高値	nGy/時	39	42	47	46	38	51	57	44	68	47	43	53	68	
最低値	nGy/時	28	28	28	29	29	28	28	28	28	28	26	28	26	
平均値	nGy/時	29	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
標準偏差	nGy/時	1.45	2.00	2.40	1.29	0.77	2.21	2.84	1.64	2.23	2.18	2.88	3.60	2.27	

※1 測定地点は保土ヶ谷区仏向西の市有地で、地上1mの空間放射線量を測定しています。

※2 測定単位は吸収線量率としてnGy/時を用いています。吸収線量は、放射線が物質中を通過するときに、その物質に吸収される放射線エネルギー量であり、グレイ（gray、記号Gy）が単位として用いられています。

1nGy（ナノグレイ）=10億分の1Gy（グレイ）

1Gy=物質1kg中に1ジュールのエネルギーが吸収されたときのエネルギー量

※3 空間放射線量（ガンマ線）に環境基準は設定されていません。

(9) 酸性雨調査の結果

2023 年度の捕集期間	水素イオン濃度指数 (pH)	電気伝導率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	降水量 (mm)
3/27 ~ 4/24	5.64	20.20	68.9
4/24 ~ 6/5	5.28	11.77	366.1
6/5 ~ 7/3	5.36	9.38	142.9
7/3 ~ 7/31	5.44	11.52	13.6
7/31 ~ 8/28	5.25	12.53	108.5
8/28 ~ 9/25	5.51	7.39	116.0
9/25 ~ 11/6	4.76	11.02	51.5
11/6 ~ 12/4	5.78	1.20	53.7
12/4 ~ 1/4	5.58	14.94	27.7
1/4 ~ 1/29	6.00	11.50	29.9
1/29 ~ 2/26	5.56	19.74	59.5
2/26 ~ 3/25	5.44	9.93	116.1

※1 環境科学研究所（神奈川区）において、1か月程度の降水を捕集し、pH 及び電気伝導率を測定しています。

※2 一般に「pH5.6 以下の雨」を酸性雨と呼んでいます。

※3 電気伝導率は、電流の流れやすさを示す指標で、降水の汚染度の目安となるものです。

4 – 2 水環境の監視

(1) 公共用海域の水質測定項目

測定項目の区分		項目数	測定項目※ ¹
環境基準が設定されている項目	健康項目	27	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
	生活環境項目	12	水素イオン濃度指数 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
指針値 (暫定) が設定されている項目	要監視項目	1	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)
水質汚濁防止法や生活環境保全条例の排水規制の対象項目		7	フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、EPN、ニッケル
環境基準の達成状況を判断する上で必要な項目		8	アンモニア性窒素、リン酸態リン、電気伝導率、塩化物イオン、塩分、陰イオン界面活性剤、クロロフィル a、非イオン界面活性剤
採水時に現場にて観測する項目		13	天候、前日天候、水深、採取水深、流速、流量、気温、水温、色相、透視度、透明度、臭気、外観

※ 神奈川県が定めた「公共用海域及び地下水の水質測定計画（2023年3月）」に基づき、市内で測定している項目一覧です。測定は年12回（月1回）としていますが、測定項目によっては測定地点数や測定頻度が異なるものがあります。

(2) 公共用水域の水質測定地点

ア 河川

水域名	支川名	測定地点名	生活環境項目 ア※1		生活環境項目 イ※2	
			環境基準点※3	類型	環境基準点※3	類型
鶴見川		千代橋		D		
		亀の子橋※4	○	D		
		大綱橋※4		C		
		末吉橋※4		C		
		臨港鶴見川橋※4	○	C	○	
	恩田川	都橋		D		
	大熊川	大竹橋※4		D		
	鳥山川	又口橋※4		D		
	早渕川	峰大橋※4		C		
	矢上川	矢上川橋※4		C		
入江川		入江橋	○	B	○	
帷子川		水道橋	○	B	○	
大岡川		清水橋	○	B	○	
宮川		瀬戸橋	○	B	○	
侍従川		平潟橋	○	B	○	
境川		鶴間橋※5		D		
		新道大橋※5		D		
		高鎌橋		D		
	柏尾川	吉倉橋		C		
		鷹匠橋		C		
	いたち川	いたち川橋		C		

生物
B

※1 水素イオン濃度指数 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌数の5項目です。

※2 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) の3項目です。

※3 「○」は環境基準点（その水域の水質を代表する地点）を示します。ただし、市内の測定地点について、大腸菌数に係る環境基準点は設定されていません。

※4 国土交通省が測定を実施した地点です。

※5 大和市が測定を実施した地点です。

イ 海域

測定地点名	生活環境項目 ア※1		
	環境基準点※4	水域名	類型
鶴見川河口先	○	東京湾（6）	C
横浜港内	○		C
磯子沖	○	東京湾（7）	C
平潟湾内	○	東京湾（10）	B
本牧沖	○	東京湾（12）	B
富岡沖	○		B
平潟湾沖			B

測定地点名	生活環境項目 イ※2			生活環境項目 ウ※3		
	環境基準点※4	水域名	類型	環境基準点※4	水域名	類型
鶴見川河口先		東京湾（口）	IV		東京湾（全域）	海域生物A
横浜港内			IV			
磯子沖			IV			
平潟湾内		東京湾（二）	III			
本牧沖	○	東京湾（口）	IV	○		
富岡沖	○		IV	○		
平潟湾沖		東京湾（二）	III			

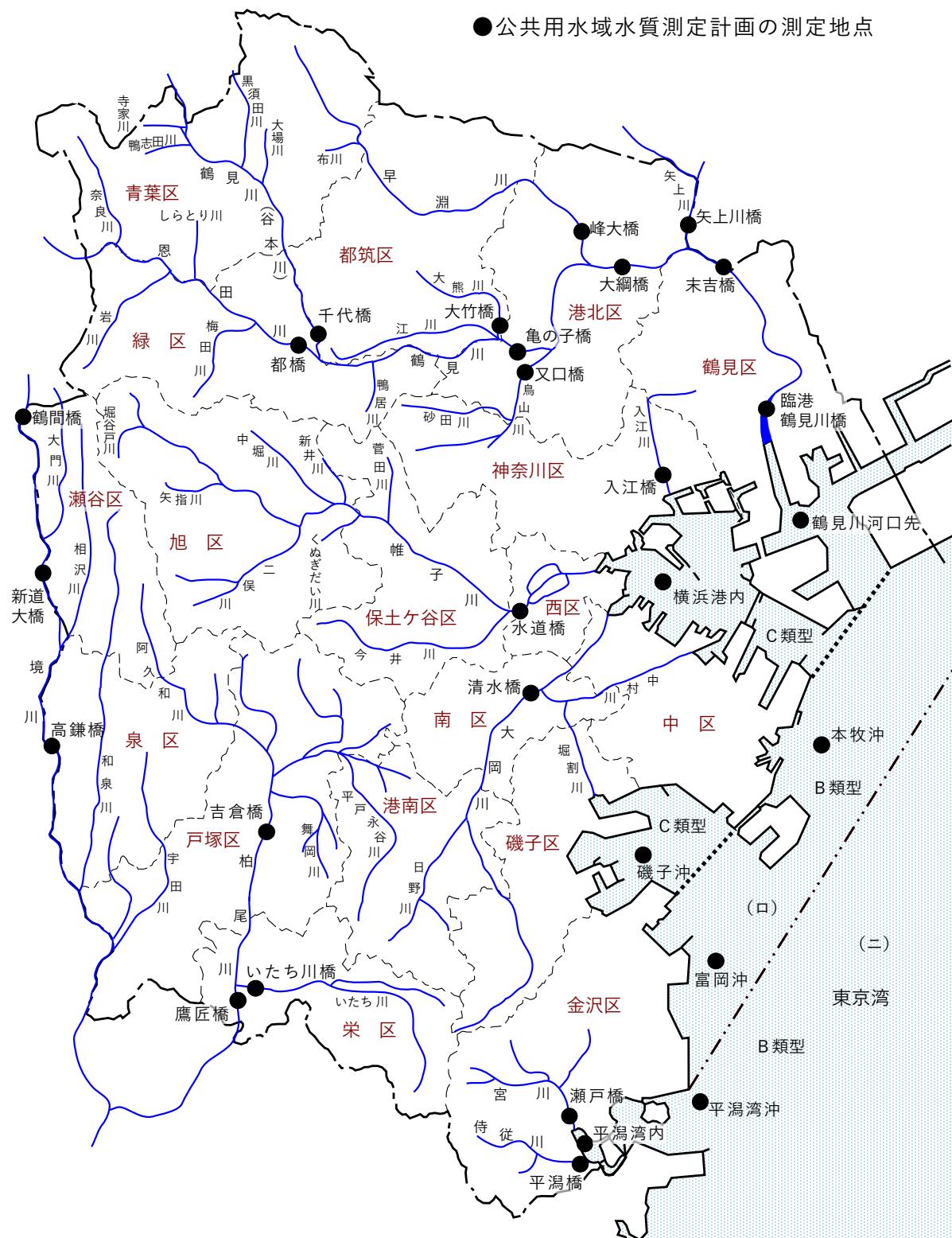
※1 水素イオン濃度指数 (pH)、化学的酸素要求量 (COD)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）の5項目です。

※2 全窒素、全りんの2項目です。

※3 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) の3項目です。

※4 「○」は環境基準点（その水域の水質を代表する地点）を示します。ただし、市内の測定地点について、大腸菌数に係る環境基準点は設定されていません。

(3) 公共用水域の水質測定地点の位置図



注1) は、COD等に係る水域名を示す。B類型・C類型

注2) - - - は、全窒素・全りんに係る水域名を示す。 (口) · (二)

※ この図には、国土交通省又は大和市が測定を実施した地点が含まれています。測定地点の詳細は「4-2 水環境の監視(2)」を参照してください。

(4) 公共用水域の水質測定結果

ア 健康項目の環境基準適合状況

測定項目	2023年度の調査結果※1					
	測定地点数		環境基準適合地点数※2		適合率	
	河川	海域	河川	海域	河川	海域
カドミウム	15	7	15	7	100%	100%
全シアン	15	7	15	7	100%	100%
鉛	15	7	15	7	100%	100%
六価クロム	15	7	15	7	100%	100%
ヒ素	15	7	15	7	100%	100%
総水銀	15	7	15	7	100%	100%
アルキル水銀※3	0	0	0	—	—	—
PCB	8	7	8	7	100%	100%
ジクロロメタン	15	7	15	7	100%	100%
四塩化炭素	15	7	15	7	100%	100%
1,2-ジクロロエタン	15	7	15	7	100%	100%
1,1-ジクロロエチレン	15	7	15	7	100%	100%
シス-1,2-ジクロロエチレン	15	7	15	7	100%	100%
1,1,1-トリクロロエタン	15	7	15	7	100%	100%
1,1,2-トリクロロエタン	15	7	15	7	100%	100%
トリクロロエチレン	15	7	15	7	100%	100%
テトラクロロエチレン	15	7	15	7	100%	100%
1,3-ジクロロプロパン	15	7	15	7	100%	100%
チウラム	15	7	15	7	100%	100%
シマジン	15	7	15	7	100%	100%
チオベンカルブ	15	7	15	7	100%	100%
ベンゼン	15	7	15	7	100%	100%
セレン	15	7	15	7	100%	100%
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	21	7	21	7	100%	100%
ふつ素※4	9	—	9	—	100%	—
ほう素※4	9	—	9	—	100%	—
1,4-ジオキサン	15	7	15	7	100%	100%

※1 河川の調査結果には、国土交通省又は大和市が測定を実施した地点の結果が含まれています。測定地点の詳細は「4-2 水環境の監視(2)-ア」を参照してください。

※2 健康項目に関する環境基準は「4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要(2)-ア-(ア)」を参照してください。

※3 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ分析しています。

※4 海域には、ふつ素及びほう素の基準値は適用しないため、分析していません。

イ 生活環境項目の環境基準適合状況

水域	測定項目	評価手法	2023 年度の調査結果					
			測定 地点数	測定 頻度 (※2)	調査 検体数 (合計) (※3)	環境基準適合状況 ^{※4}		
			適合 検体数 (※5)	適合 地点数 (※5)	適合率 (※6)			
河川 ^{※1}	水素イオン濃度指数 (pH)	日間平均値	21	12又は24	250	244	—	98%
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	75%水質値	21	12又は24	250	—	19	90%
	溶存酸素量 (DO)	日間平均値	21	12又は24	250	238	—	94%
	浮遊物質量 (SS)	日間平均値	21	4又は12 又は24	223	223	—	100%
	全亜鉛	年間平均値	21	12	252	—	19	90%
	ノニルフェノール	年間平均値	7	2又は4	16	—	7	100%
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩 (LAS)	年間平均値	7	2又は4	16	—	7	100%
海域	水素イオン濃度指数 (pH)	日間平均値	7	12	84	73	—	87%
	化学的酸素要求量 (COD)	75%水質値	7	12	84	—	7	100%
	溶存酸素量 (DO)	日間平均値	7	12	84	83	—	99%
	n-ヘキサン抽出物質	日間平均値	7	4	28	28	—	100%
	全窒素	年間平均値	7	12	84	—	6	86%
	全りん	年間平均値	7	12	84	—	5	71%
	全亜鉛	年間平均値	2	12	24	—	2	100%
	ノニルフェノール	年間平均値	2	2	4	—	2	100%
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩 (LAS)	年間平均値	2	2	4	—	2	100%

※ 1 河川の調査結果には、国土交通省又は大和市が測定した地点の結果が含まれています。測定地点の詳細は「4-2 水環境の監視 (2)-ア」を参照してください。

※ 2 測定頻度「24」は1日2回の測定を毎月1回実施しました。また、測定頻度「12」は1日1回の測定を毎月1回、以下同様に「4」は3か月ごとに1回、「2」は半年ごとに1回の測定を実施しました。

※ 3 調査検体数は、環境基準の適用を受ける評価検体数を記載しています（例えば、評価手法が日間平均値の場合は、平均後の検体数）。そのため、「測定地点数」に「測定頻度」を乗じた値と「調査検体数（合計）」の値は一致しないことがあります。

※ 4 生活環境項目に関する環境基準は「4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要 (2)-ア-(1),(4)」を参照してください。

※ 5 検体数で評価する測定項目（評価手法が日間平均値のもの）の場合は「適合検体数」を記載し、地点数で評価する測定項目（評価手法が75%水質値又は年間平均値のもの）の場合は「適合地点数」を記載しています。

※ 6 環境基準適合率が99%を超え100%未満の場合は、99%と記載しています。

ウ BOD（河川）75%水質値

水域名	類型	河川名	測定地点名	年度別の75%水質値 (mg/L) ^{※1}				
				2019	2020	2021	2022	2023
鶴見川	D	鶴見川	千代橋	3.5	5.5	5.0	9.3	6.2
	D		亀の子橋 ^{※2}	3.5	5.8	3.2	3.4	4.6
	C		大綱橋 ^{※2}	3.9	4.5	5.3	4.4	4.0
	C		末吉橋 ^{※2}	1.9	2.1	1.8	1.7	1.7
	C		臨港鶴見川橋 ^{※2}	1.9	2.4	1.9	2.0	2.4
	D	恩田川	都橋	8.7	11	5.5	11	12
	D	大熊川	大竹橋 ^{※2}	1.4	1.8	1.2	1.4	1.1
	D	鳥山川	又口橋 ^{※2}	1.3	1.7	1.1	1.1	0.9
	C	早淵川	峰大橋 ^{※2}	1.5	1.6	1.5	1.2	1.0
	C	矢上川	矢上川橋 ^{※2}	2.1	1.7	2.1	1.7	1.8
入江川	B	入江川	入江橋	2.0	2.7	2.6	1.4	3.7
帷子川	B	帷子川	水道橋	1.5	1.3	1.0	1.2	1.2
大岡川	B	大岡川	清水橋	2.1	1.7	3.6	1.4	1.4
宮川	B	宮川	瀬戸橋	1.7	1.6	1.1	1.2	1.7
侍従川	B	侍従川	平潟橋	1.7	2.3	2.3	1.4	2.1
境川	D	境川	鶴間橋 ^{※3}	1.0	1.6	1.2	1.1	0.9
	D		新道大橋 ^{※3}	2.6	2.9	2.1	2.3	2.1
	D		高鎌橋	2.5	1.7	1.3	1.5	1.3
	C	柏尾川	吉倉橋	2.0	1.3	1.2	1.1	1.0
	C		鷹匠橋	3.2	2.0	2.1	2.0	3.5
	C	いたち川	いたち川橋	1.9	1.6	2.4	1.2	3.7
適合率 (%)				95	95	90	90	90

※1 BOD（河川）の環境基準は「B類型 3 mg/L 以下、C類型 5 mg/L 以下、D類型 8 mg/L 以下」であり、75%水質値で評価します。

※2 國土交通省が測定を実施した地点であり、その結果を引用しています。

※3 大和市が測定を実施した地点であり、その結果を引用しています。

工 BOD (河川) 年平均値

水域名	類型	河川名	測定地点名	年度別の年平均値 (mg/L)				
				2019	2020	2021	2022	2023
鶴見川	D	鶴見川	千代橋	3.0	4.8	3.7	6.4	4.5
	D		亀の子橋※1	3.2	4.6	3.1	3.1	3.6
	C		大綱橋※1	3.0	4.1	4.0	3.4	3.3
	C		末吉橋※1	1.8	2.2	1.9	1.6	1.9
	C		臨港鶴見川橋※1	1.9	1.9	1.7	1.8	1.9
	D	恩田川	都橋	7.8	8.0	4.5	8.7	8.7
	D	大熊川	大竹橋※1	1.3	2.0	1.0	1.2	1.1
	D	鳥山川	又口橋※1	1.1	1.8	1.1	1.0	0.8
	C	早淵川	峰大橋※1	1.3	1.5	1.3	1.2	1.2
	C	矢上川	矢上川橋※1	1.6	2.2	1.6	1.8	1.7
入江川	B	入江川	入江橋	2.2	1.9	3.4	1.5	2.4
帷子川	B	帷子川	水道橋	1.2	1.1	0.9	1.2	1.1
大岡川	B	大岡川	清水橋	1.8	1.6	2.7	1.2	1.3
宮川	B	宮川	瀬戸橋	1.5	1.4	1.0	1.1	1.1
侍従川	B	侍従川	平潟橋	1.7	1.7	1.8	1.4	1.4
境川	D	境川	鶴間橋※2	0.8	1.5	1.0	1.0	0.9
	D		新道大橋※2	2.3	2.5	2.0	2.1	1.7
	D		高鎌橋	1.9	1.6	1.1	1.5	1.5
	C	柏尾川	吉倉橋	1.7	1.1	0.9	0.9	1.1
	C		鷹匠橋	2.8	1.8	2.2	2.5	3.5
	C	いたち川	いたち川橋	1.9	1.6	1.8	1.4	3.1

※1 国土交通省が測定を実施した地点であり、その結果を引用しています。

※2 大和市が測定を実施した地点であり、その結果を引用しています。

才 COD (東京湾) 75%水質値

水域名	類型	測定地点名	年度別の75%水質値 (mg/L) ※1				
			2019	2020	2021	2022	2023
東京湾 6	C	鶴見川河口先	3.8	3.7	3.6	4.1	3.8
		横浜港内	4.0	4.5	3.2	3.9	3.3
東京湾 7	C	磯子沖	2.8	3.2	2.7	2.7	2.9
東京湾 10	B	平潟湾内	3.4	3.5	3.2	3.9	3.0
東京湾 12	B	本牧沖	2.7	2.9	2.4	2.5	2.4
		富岡沖	2.7	3.1	2.4	2.7	2.7
		平潟湾沖	2.4	3.1	2.5	2.6	2.3
適合率 (%)			86	57	86	86	100

※1 COD (海域) の環境基準は「B 類型 3 mg/L 以下、C 類型 8 mg/L 以下」であり、75%水質値で評価します。

カ COD (東京湾) 年平均値

水域名	類型	測定地点名	年度別の年平均値 (mg/L)				
			2019	2020	2021	2022	2023
東京湾 6	C	鶴見川河口先	3.2	3.3	3.2	3.4	3.5
		横浜港内	3.5	3.4	3.0	3.0	3.0
東京湾 7	C	磯子沖	2.4	2.5	2.4	2.2	2.5
東京湾 10	B	平潟湾内	3.0	3.1	2.9	3.0	2.8
東京湾 12	B	本牧沖	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2
		富岡沖	2.4	2.6	2.1	2.4	2.4
		平潟湾沖	2.2	2.6	2.2	2.2	2.1

キ 全窒素 (東京湾) 年平均値

水域名	類型	測定地点名	年度別の年平均値 (表層) (mg/L) ^{※1}				
			2019	2020	2021	2022	2023
東京湾 (口)	IV	鶴見川河口先	1.6	1.9	2.0	1.9	1.9
		横浜港内	0.94	0.92	1.1	0.77	0.92
		磯子沖	0.55	0.52	0.70	0.42	0.50
		本牧沖	0.65	0.62	0.73	0.48	0.57
		富岡沖	0.48	0.46	0.59	0.39	0.42
東京湾 (二)	III	平潟湾内	0.58	0.50	0.61	0.38	0.50
		平潟湾沖	0.49	0.45	0.58	0.43	0.42
適合率 (%)			86	86	57	86	86

※1 全窒素 (海域) の環境基準は「III類型 0.6 mg/L 以下、IV類型 1 mg/L 以下」であり、表層の年平均値で評価します。

ク 全りん (東京湾) 年平均値

水域名	類型	測定地点名	年度別の年平均値 (表層) (mg/L) ^{※1}				
			2019	2020	2021	2022	2023
東京湾 (口)	IV	鶴見川河口先	0.12	0.14	0.17	0.13	0.13
		横浜港内	0.095	0.087	0.12	0.076	0.085
		磯子沖	0.048	0.047	0.069	0.042	0.057
		本牧沖	0.058	0.057	0.078	0.055	0.061
		富岡沖	0.043	0.043	0.059	0.039	0.048
東京湾 (二)	III	平潟湾内	0.055	0.053	0.066	0.049	0.054
		平潟湾沖	0.047	0.042	0.065	0.043	0.049
適合率 (%)			57	71	43	86	71

※1 全りん (海域) の環境基準は「III類型 0.05 mg/L 以下、IV類型 0.09 mg/L 以下」であり、表層の年平均値で評価します。

ケ ダイオキシン類

番号	測定地点 ^{※1}		2023 年度の測定結果 ^{※2}	
	区分	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L) ^{※3}	底質 (pg-TEQ/g) ^{※3}
1	河川	入江川入江橋	0.049	4.1
2		帷子川水道橋	0.043	2.3
3		大岡川清水橋	0.046	1.3
4		宮川瀬戸橋	0.064	13
5		侍従川平潟橋	0.043	5.8
6		柏尾川鷹匠橋	0.042	0.56

※1 調査は河川・海域を隔年で実施しています。

※2 ダイオキシン類の環境基準は「水質 1 pg-TEQ/L 以下、水底の底質 150 pg-TEQ/g 以下」です。

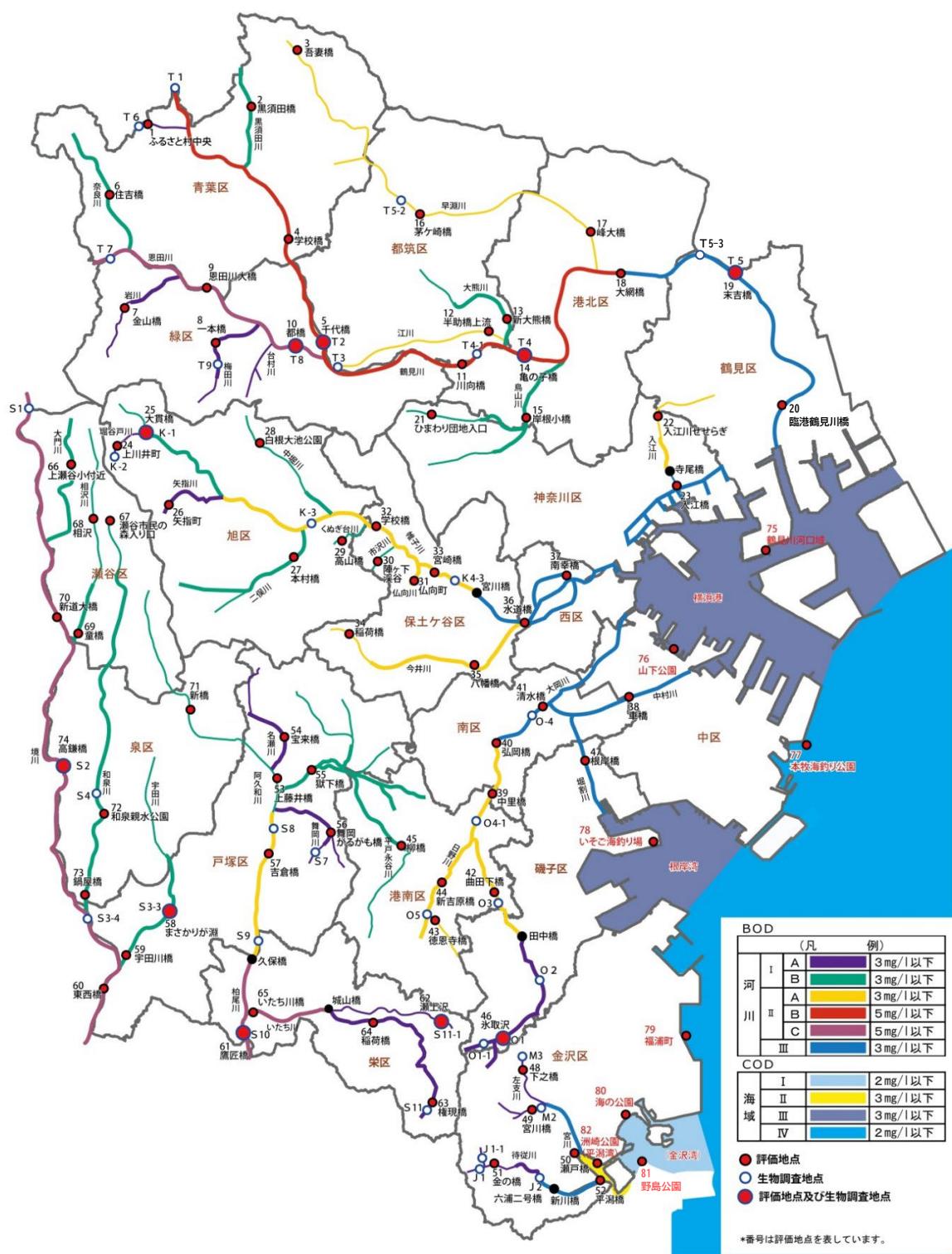
※3 「TEQ」は「毒性等量」を示す符号です。ダイオキシン類には多数の異性体が存在するため、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを示します。

コ PFOS 及び PFOA

番号	測定地点		2023 年度の測定結果	
	区分	測定地点名	PFOS 及び PFOA 合計値 (mg/L)	
1	河川	入江川入江橋	0.000007	
2		帷子川水道橋	0.000011	
3		大岡川清水橋	0.000012	
4		宮川瀬戸橋	0.000027	

※1 PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）は、PFOS 及び PFOA の合計値として「0.00005 mg/L 以下」です。

(5) 水環境目標の水域区分図（評価地点、生物調査（河川）地点の位置図）



※ 市内水域を河川6区分（IA～III）、海域4区分（I～IV）に分類し、水域の区分ごとに水環境目標を設定しています。図中の河川や海域は、それぞれの水域の区分に応じて、凡例で示した色を付けています。

※ BODの測定について、鶴見川の4地点（14 亀の子橋、18 大綱橋、19 末吉橋、20 臨港鶴見川橋）及び早渕川の1地点（17 峰大橋）は、国土交通省が測定を実施した地点です。同様に、境川の1地点（70 新道大橋）は、大和市が測定を実施した地点です。

※ T5地点では橋梁工事が行われているため、代替としてT5-3地点を設定し、生物調査を実施しています。

(6) 水環境目標に係る測定結果

ア BOD (河川)

地点番号	水域名	評価地点名	環境基準類型※1 (基準値)	本市区分※2 (目標値)	年度別の測定結果 (mg/L) ※3				
					2019	2020	2021	2022	2023
1	寺家川	ふるさと村中央	D (8)	IA (3)	—	2.9	—	—	2.3
7	岩川	金山橋			—	2.2	—	—	1.7
8	梅田川	一本橋			—	1.2	—	—	0.9
24	堀谷戸川	上川井町			—	—	0.7	—	—
26	矢指川	矢指町			—	—	1.5	—	—
46	大岡川	氷取沢			—	—	0.5未満	—	—
48	宮川	下之橋			—	1.0	—	—	2.2
49	宮川	宮川橋			—	1.2	—	—	2.2
51	侍従川	金の橋			—	0.9	—	—	2.6
54	名瀬川	宝来橋			2.0	—	—	1.7	—
56	舞岡川	舞岡かるがも橋	C (5)	IB (3)	1.9	—	—	1.7	—
62	いたち川	瀬上沢			3.0	—	—	1.3	—
63	いたち川	権現橋			1.2	—	—	2.3	—
64	いたち川	稻荷橋			1.5	—	—	1.4	—
25	帷子川	大貫橋			—	—	2.3	—	—
27	二俣川	本村橋	B (3)	IA (3)	—	—	0.9	—	—
28	中堀川	白根大池公園			—	—	2.1	—	—
30	市沢川	陣ヶ下渓谷			—	—	1.2	—	—
29	くぬぎ台川	高山橋			—	—	1.3	—	—
2	黒須田川	黒須田橋	D (8)	IB (3)	—	1.3	—	—	2.2
6	奈良川	住吉橋			—	1.9	—	—	1.4
13	大熊川	新大熊橋			—	2.3	—	—	2.1
21	鳥山川	ひまわり団地入口			—	2.8	—	—	2.6
15	鳥山川	岸根小橋			—	1.5	—	—	1.1
71	阿久和川	新橋			2.2	—	—	1.7	—
53	阿久和川	上藤井橋	C (5)	IA (3)	2.5	—	—	1.4	—
45	平戸永谷川	柳橋			1.6	—	—	1.7	—
55	平戸永谷川	嶽下橋			1.5	—	—	1.8	—
66	大門川	上瀬谷小付近			5.8	—	—	10	—
68	相沢川	相沢	D (8)	IA (3)	1.0	—	—	1.2	—
69	相沢川	童橋			1.1	—	—	1.1	—
67	和泉川	瀬谷市民の森入口			1.1	—	—	1.0	—
72	和泉川	和泉親水公園			1.0	—	—	1.6	—
73	和泉川	鍋屋橋			1.0	—	—	1.4	—
58	宇田川	まさかりが淵			1.7	—	—	1.2	—
59	宇田川	宇田川橋			1.9	—	—	1.8	—
22	入江川	入江川せせらぎ	B (3)	II A (3)	—	1.4	—	—	1.5
32	帷子川	学校橋			—	—	3.0	—	—
33	帷子川	宮崎橋			—	—	1.6	—	—

(次頁へ続きます)

地点番号	水域名	評価地点名	環境基準類型 ^{※1} (基準値)	本市区分 ^{※2} (目標値)	年度別の測定結果 (mg/L) ^{※3}							
					2019	2020	2021	2022	2023			
31	仏向川	仏向町	B (3)	II A (3)	—	—	1.3	—	—			
34	今井川	稻荷橋			—	—	2.2	—	—			
35	今井川	八幡橋			—	—	3.3	—	—			
42	大岡川	曲田下橋			—	—	1.2	—	—			
39	大岡川	中里橋			—	—	1.3	—	—			
43	日野川	徳恩寺橋			—	—	1.6	—	—			
44	日野川	新吉原橋			—	—	0.9	—	—			
12	江川	半助橋上流			—	3.1	—	—	1.6			
3	早渕川	吾妻橋	C (5)	II B (5)	—	1.5	—	—	2.0			
16	早渕川	茅ヶ崎橋			—	1.8	—	—	1.4			
17	早渕川	峰大橋 ^{※4}			1.5	1.6	1.5	1.2	1.0			
57	柏尾川	吉倉橋			2.0	1.3	1.2	1.1	1.0			
4	鶴見川	学校橋	D (8)	II C (5)	—	3.6	—	—	12			
5	鶴見川	千代橋			3.5	5.5	5.0	9.3	6.2			
11	鶴見川	川向橋			—	5.9	—	—	6.4			
14	鶴見川	亀の子橋 ^{※4}			3.5	5.8	3.2	3.4	4.6			
9	恩田川	恩田川大橋	D (8)	III (3)	—	5.4	—	—	15			
10	恩田川	都橋			8.7	11	5.5	11	12			
61	柏尾川	鷹匠橋	C (5)		3.2	2.0	2.1	2.0	3.5			
65	いたち川	いたち川橋			1.9	1.6	2.4	1.2	3.7			
70	境川	新道大橋 ^{※5}	D (8)		2.6	2.9	2.1	2.3	2.1			
74	境川	高鎌橋			2.5	1.7	1.3	1.5	1.3			
60	境川	東西橋			1.9	—	—	1.3	—			
23	入江川	入江橋	B (3)		2.0	2.7	2.6	1.4	3.7			
36	帷子川	水道橋			1.5	1.3	1.0	1.2	1.2			
37	帷子川	南幸橋			—	—	1.7	—	—			
40	大岡川	弘岡橋			—	—	1.3	—	—			
41	大岡川	清水橋			2.1	1.7	3.6	1.4	1.4			
38	大岡川	車橋			—	—	5.3	—	—			
47	大岡川	根岸橋			—	—	2.8	—	—			
50	宮川	瀬戸橋			1.7	1.6	1.1	1.2	1.7			
52	侍従川	平潟橋	C (5)		1.7	2.3	2.3	1.4	2.1			
18	鶴見川	大綱橋 ^{※4}			3.9	4.5	5.3	4.4	4.0			
19	鶴見川	末吉橋 ^{※4}			1.9	2.1	1.8	1.7	1.7			
20	鶴見川	臨港鶴見川橋 ^{※4}			1.9	2.4	1.9	2.0	2.4			
水環境目標の達成地点数/評価地点数					31/35	25/35	33/38	31/35	28/35			
水環境目標の達成率 (%)					89	71	87	89	80			

※1 環境基準類型と基準値（括弧書き、単位 mg/L 以下）を記載しています。

※2 横浜市水と緑の基本計画（2016 年 6 月改定）で設定した水域ごとの区分と目標値（括弧書き、単位 mg/L 以下）を記載しています。

※3 3 年間で市内全域を測定する計画のため、測定を実施していない地点の測定結果欄には「—」と記載しています。

※4 国土交通省が測定を実施した地点であり、その結果を引用しています。

※5 大和市が測定を実施した地点であり、その結果を引用しています。

イ COD (海域)

地点番号	水域名	評価地点名	環境基準類型※1 (基準値)	本市区分※2 (目標値)	年度別の測定結果 (mg/L)					
					2019	2020	2021	2022	2023	
80	金沢湾	海の公園	C (8)	I (2)	2.4	3.1	2.5	2.6	2.3	
81	金沢湾	野島公園	B (3)		2.4	3.1	2.5	2.6	2.3	
82	平潟湾	洲崎公園	II (3)	III (3)	3.4	3.5	3.2	3.9	3.0	
75	横浜港	鶴見川河口域			3.8	3.7	3.6	4.1	3.8	
76	横浜港	山下公園	C (8)	IV (2)	4.0	4.5	3.2	3.9	3.3	
78	根岸湾	いそご海釣り場			2.8	3.2	2.7	2.7	2.9	
77	東京湾	本牧海釣り公園	B (3)	IV (2)	2.7	2.9	2.4	2.5	2.4	
79	東京湾	福浦町	C (8)		2.7	3.1	2.4	2.7	2.7	
水環境目標の達成地点数／評価地点数					1/8	0/8	1/8	1/8	2/8	
水環境目標の達成率 (%)					13	0	13	13	25	

※1 環境基準類型と基準値（括弧書き、単位 mg/L 以下）を記載しています。

※2 横浜市水と緑の基本計画（2016 年 6 月改定）で設定した水域ごとの区分と目標値（括弧書き、単位 mg/L 以下）を記載しています。

ウ ふん便性大腸菌群数（河川）

地点番号	水域名	評価地点名※1	環境基準類型※2	本市区分※3 (目標値)	年度別の測定結果 (個/100ml) ※4				
					2019	2020	2021	2022	2023
1	寺家川	ふるさと村中央	D	IA (1,000)	—	1,300	—	—	4,200
7	岩川	金山橋			—	2,000	—	—	1,200
8	梅田川	一本橋	B	IA (1,000)	—	1,300	—	—	680
24	堀谷戸川	上川井町			—	—	80	—	—
26	矢指川	矢指町	C	IB (1,000)	—	—	490	—	—
46	大岡川	氷取沢			—	—	590	—	—
48	宮川	下之橋	B	IB (1,000)	—	140	—	—	3,000
49	宮川	宮川橋			—	12,000	—	—	3,500
51	侍従川	金の橋	C	IB (1,000)	—	290	—	—	2,100
54	名瀬川	宝来橋			2,100	—	—	2,300	—
56	舞岡川	舞岡かるがも橋	D	IB (1,000)	2,900	—	—	12,000	—
62	いたち川	瀬上沢			1,200	—	—	2,100	—
63	いたち川	権現橋	D	IB (1,000)	1,100	—	—	6,700	—
64	いたち川	稻荷橋			590	—	—	3,200	—
25	帷子川	大貫橋	B	IB (1,000)	—	—	870	—	—
27	二俣川	本村橋			—	—	430	—	—
28	中堀川	白根大池公園	D	IB (1,000)	—	—	830	—	—
30	市沢川	陣ヶ下渓谷			—	—	1,900	—	—
29	くぬぎ台川	高山橋	D	IB (1,000)	—	—	870	—	—
2	黒須田川	黒須田橋			—	1,200	—	—	1,000
6	奈良川	住吉橋	D	IB (1,000)	—	840	—	—	1,600
13	大熊川	新大熊橋			—	2,700	—	—	710

(次頁へ続きます)

地点番号	水域名	評価地点名 ^{※1}	環境基準類型 ^{※2}	本市区分 ^{※3} (目標値)	年度別の測定結果(個/100ml) ^{※4}						
					2019	2020	2021	2022	2023		
21	鳥山川	ひまわり団地入口	D	IB (1,000)	—	3,100	—	—	17,000		
15	鳥山川	岸根小橋			—	1,100	—	—	610		
71	阿久和川	新橋			1,400	—	—	2,600	—		
53	阿久和川	上藤井橋			38,000	—	—	11,000	—		
45	平戸永谷川	柳橋			3,300	—	—	10,000	—		
55	平戸永谷川	嶽下橋			1,800	—	—	4,100	—		
66	大門川	上瀬谷小付近			4,200	—	—	13,000	—		
68	相沢川	相沢			1,300	—	—	1,700	—		
69	相沢川	童橋			960	—	—	1,600	—		
67	和泉川	瀬谷市民の森入口			87	—	—	1,200	—		
72	和泉川	和泉親水公園	D	IIA (1,000)	420	—	—	640	—		
73	和泉川	鍋屋橋			230	—	—	1,000	—		
58	宇田川	まさかりが淵			1,000	—	—	2,800	—		
59	宇田川	宇田川橋			620	—	—	1,700	—		
22	入江川	入江川せせらぎ			—	570	—	—	430		
32	帷子川	学校橋			—	—	740	—	—		
33	帷子川	宮崎橋			—	—	860	—	—		
31	仏向川	仏向町			—	—	5	—	—		
34	今井川	稻荷橋			—	—	1,000	—	—		
35	今井川	八幡橋			—	—	3,800	—	—		
42	大岡川	曲田下橋			—	—	2,800	—	—		
39	大岡川	中里橋	B	IIA (1,000)	—	—	4,700	—	—		
43	日野川	徳恩寺橋			—	—	3,300	—	—		
44	日野川	新吉原橋			—	—	1,100	—	—		
12	江川	半助橋上流			—	1,000	—	—	350		
3	早淵川	吾妻橋			—	3,800	—	—	5,500		
16	早淵川	茅ヶ崎橋	C		—	3,200	—	—	1,100		
17	早淵川	峰大橋			—	4,600	—	—	560		
57	柏尾川	吉倉橋			2,700	—	—	4,100	—		
水環境目標の達成地点数／評価地点数					6/18	4/16	11/17	2/18	7/16		
水環境目標の達成率(%)					33	25	65	11	44		

※1 水環境目標に係る河川の評価地点は74地点ありますが、ふん便性大腸菌群数に係る目標値が設定されているのは51地点であり、当該51地点を記載しています。

※2 ふん便性大腸菌群数について、環境基準は設定されていません。

※3 横浜市水と緑の基本計画(2016年6月改定)で設定した水域ごとの区分と目標値(括弧書き、単位 個/100ml以下)を記載しています。

※4 3年間で市内全域を測定する計画のため、測定を実施していない地点の測定結果欄には「-」と記載しています。

工 ふん便性大腸菌群数（海域）

地点番号	水域名	評価地点名 ^{※1}	環境基準類型 ^{※2}	本市区分 ^{※3}	目標値(個/100ml)	年度別の測定結果(個/100ml) ^{※4}						
						2019	2020	2021	2022	2023		
80	金沢湾	海の公園	C	I	100 以下	—	370	—	—	32		
81	金沢湾	野島公園	B			—	6	—	—	610		
水環境目標の達成地点数／評価地点数						—	1/2	—	—	1/2		
水環境目標の達成率(%)						—	50	—	—	50		

※1 水環境目標に係る海域の評価地点は8地点ありますが、ふん便性大腸菌群数に係る目標値が設定されているのは2地点であり、当該2地点を記載しています。

※2 ふん便性大腸菌群数について、環境基準は設定されていません。

※3 横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）で設定した水域ごとの区分を記載しています。

※4 3年に1回の測定のため、測定を実施していない地点の測定結果欄には「—」と記載しています。

才 全窒素（海域）

地点番号	水域名	評価地点名	環境基準類型	本市区分 ^{※1}	目標値(mg/L)	年度別の測定結果(mg/L)							
						2019	2020	2021	2022	2023			
80	金沢湾	海の公園	III	I	0.3 以下	0.49	0.45	0.58	0.43	0.42			
81	金沢湾	野島公園				0.49	0.45	0.58	0.43	0.42			
82	平潟湾	洲崎公園		II	0.6 以下	0.58	0.50	0.61	0.38	0.50			
75	横浜港	鶴見川河口域	IV	III	1.0 以下	1.6	1.9	2.0	1.9	1.9			
76	横浜港	山下公園				0.94	0.92	1.1	0.77	0.92			
78	根岸湾	いそご海釣り場				0.55	0.52	0.70	0.42	0.50			
77	東京湾	本牧海釣り公園		IV	0.3 以下	0.65	0.62	0.73	0.48	0.57			
79	東京湾	福浦町				0.48	0.46	0.59	0.39	0.42			
水環境目標の達成地点数／評価地点数						3/8	3/8	1/8	3/8	3/8			
水環境目標の達成率(%)						38	38	13	38	38			

※1 横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）で設定した水域ごとの区分を記載しています。

力 全りん（海域）

地点番号	水域名	評価地点名	環境基準類型	本市区分 ^{※1}	目標値(mg/L)	年度別の測定結果(mg/L)							
						2019	2020	2021	2022	2023			
80	金沢湾	海の公園	III	I	0.03 以下	0.047	0.042	0.065	0.043	0.049			
81	金沢湾	野島公園				0.047	0.042	0.065	0.043	0.049			
82	平潟湾	洲崎公園		II	0.05 以下	0.055	0.053	0.066	0.049	0.054			
75	横浜港	鶴見川河口域	IV	III	0.09 以下	0.120	0.14	0.17	0.13	0.13			
76	横浜港	山下公園				0.095	0.087	0.12	0.076	0.085			
78	根岸湾	いそご海釣り場				0.048	0.047	0.069	0.042	0.057			
77	東京湾	本牧海釣り公園		IV	0.03 以下	0.058	0.057	0.078	0.055	0.061			
79	東京湾	福浦町				0.043	0.043	0.059	0.039	0.048			
水環境目標の達成地点数／評価地点数						1/8	2/8	1/8	3/8	2/8			
水環境目標の達成率(%)						13	25	13	38	25			

※1 横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）で設定した水域ごとの区分を記載しています。

(7) 生物指標による水質評価

ア 調査結果

区分 ^{※1}	地点番号	河川名	支川名	地点名	水域区分 ^{※2}	水質評価値(達成目標)	達成状況 ^{※1}		
							冬季	夏季	総合評価
河川	T1	鶴見川		水車橋	II B	きれい	○	○	○
	T2			千代橋	II B	きれい	○	×	○
	T3			落合橋	II B	きれい	○	○	○
	T4-1			第三京浜道路下	II B	きれい	○	×	○
	T4			亀の子橋	II B	きれい	○	○	○
	T5			鷹野大橋	III	きれい	×	○	○
	T6		寺家川	山田谷戸	I A	大変きれい	○	×	○
	T7		恩田川	堀の内橋	II C	きれい	○	○	○
	T9		梅田川	神明橋	I A	大変きれい	○	○	○
	T8		恩田川	都橋	II C	きれい	○	○	○
	T5-2		早淵川	境田橋	II A	大変きれい	○	×	○
	K1	帷子川		大貫橋上流	I B	大変きれい	×	○	○
	K2			上川井農専地区	I A	大変きれい	○	○	○
	K3			鶴舞橋	II A	大変きれい	○	○	○
	K4-3			横浜新道下	II A	大変きれい	○	×	○
	O1-1	大岡川		氷取沢（左）	I A	大変きれい	○	○	○
	O1			氷取沢	I A	大変きれい	○	○	○
	O2			陣屋橋上流	I A	大変きれい	○	○	○
	O3			曲田橋	II A	大変きれい	○	○	○
	O4-1			日野川合流点下	II A	大変きれい	○	○	○
	O4			井土ヶ谷橋	III	きれい	○	×	○
	O5			日野川	高橋	II A	大変きれい	×	×
	S1	境川		目黒橋	II C	きれい	○	×	○
	S2			高鎌橋	II C	きれい	○	○	○
	S3-4			遊水地橋	II C	きれい	○	○	○
	S4		和泉川	地蔵原の水辺	I B	大変きれい	○	○	○
	S3-3		宇田川	まさかりが淵	I B	大変きれい	○	○	○
	S7		舞岡川	宮根橋上流	I A	大変きれい	○	○	○
	S8		柏尾川	大橋	II A	大変きれい	×	×	×
	S9		柏尾川	栄第二水再生センター下流	II A	大変きれい	×	×	×
	S11		稻荷川	杉之木橋上流	I A	大変きれい	○	○	○
	S11-1		いたち川	瀬上沢	I A	大変きれい	○	○	○
	S10		柏尾川	鷹丘橋	II C	きれい	○	○	○
	M2	宮川		桜橋	III	きれい	○	○	○
	M3			清水橋上流	I A	大変きれい	○	○	○
	J1-1	侍従川		金の橋上流（左）	I A	大変きれい	○	○	○
	J1			金の橋上流	I A	大変きれい	○	○	○
	J2			六浦二号橋	III	きれい	○	○	○
水環境目標の達成率（達成地点数／評価地点数）							92% (35/38)		

※ 1 生物指標による水質評価は河川・海域を交互に2年間ずつ実施しており、2022～2023年度は河川の調査を行います。夏冬どちらかの調査で指標生物が確認された場合に、当該地点の目標達成とします。

※ 2 横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）で設定した水域ごとの区分を記載しています。

イ 指標種の出現状況

(ア) 河川の源流・上流域（河川IA・IB）における指標種の出現状況（その1）

水質階級	生物群	指標種の名称	2023年度夏季調査の結果（地点別。確認された指標種に●を記載）						
			T6	T9	K1	K2	O1-1	O1	O2
大変 きれい (①)	魚類	シマドジョウ			●		●	●	●
		ホトケドジョウ		●			●	●	●
		ギバチ							
		アブラハヤ		●		●	●	●	●
	底生動物	ヌカエビ					●	●	
		サワガニ						●	●
		フタスジモンカゲロウ					●		
		シロタニガワカゲロウ					●	●	
		オナシカワゲラ科			●	●			
		ヤマトフタツメカワゲラ					●	●	
		カワトンボ					●		
		オニヤンマ							
		ヘビトンボ					●	●	
	藻類	カクツツトビケラ科			●	●			
		タンスイベニマダラ						●	
		カワモズク類							
		コバンケイソウ	●	●	●		●	●	●
		イタケイソウ							
きれい (②)	魚類	ドジョウ	●	●	●				
		メダカ		●	●				
	底生動物	カワニナ	●	●		●	●	●	●
		ヤマトクロスジヘビトンボ					●		
		シロハラコカゲロウ				●			
		ウルマーシマトビケラ							●
	藻類	チャヅツケイソウ	●	●	●		●	●	
		ハリケイソウ (A)	●	●			●	●	
	水草	オランダガラシ	●	●					
やや 汚れて いる (③)	魚類	モツゴ			●				
		フナ類							
	底生動物	ミズムシ			●	●			
		アメリカザリガニ	●	●	●		●		
		サホコカゲロウ							
		コガタシマトビケラ属			●		●		
	藻類	マガリケイソウ	●	●	●	●	●	●	●
		ナガケイソウ							●
	水草	エビモ				●			
		オオカナダモ				●			
汚れて いる (④)	底生動物	イトミミズ科	●	●	●	●		●	
		セスジユシリカ							
	藻類	ハリケイソウ (B)	●	●	●	●	●	●	●
		アイノコイトモ							
	水草	コカナダモ							
		ミズワタ							
出現した指標種の 合計数（水質階級別）	大変きれい (①)	1	3	4	3	10	10	5	
	きれい (②)	2	6	5	3	3	3	3	
	やや汚れている (③)	1	2	6	2	3	1	2	
	汚れている (④)	2	2	2	2	1	2	1	
水質評価 ^{※1} （各地点の水質評価を水質階級①～④で表示）			②	①	①	①	①	①	①

※1 指標種の生息域（水質階級）に幅があるため、2種以上の指標種が確認され、かつ最も良い水質階級をその地点の評価としています。

※2 水域区分ごとの指標種は「4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要 (2)-エ-(I)」を参照してください。

河川の源流・上流域（河川IA・IB）における指標種の出現状況（その2）

水質階級	生物群	指標種の名称	2023年度夏季調査の結果（地点別。確認された指標種に●を記載）							
			S4	S3-3	S7	S11	S11-1	M3	J1-1	J1
大変 きれい (①)	魚類	シマドジョウ								
		ホトケドジョウ								
		ギバチ								
		アブラハヤ	●	●	●	●	●	●		
	底生動物	ヌカエビ							●	
		サワガニ		●	●	●	●			
		フタスジモンカゲロウ				●			●	
		シロタニガワカゲロウ	●				●			
		オナシカワゲラ科				●				●
		ヤマトフタツメカワゲラ				●	●	●		
		カワトンボ				●		●		●
		オニヤンマ			●					
		ヘビトンボ				●	●			
	藻類	カクツツトピケラ科				●		●		
		タンスイベニマダラ				●				●
		カワモズク類								
		コバンケイソウ	●	●	●	●	●	●	●	●
		イタケイソウ								●
きれい (②)	魚類	ドジョウ		●	●		●			
		メダカ			●			●		
	底生動物	カワニナ		●	●	●	●	●		●
		ヤマトクロスジヘビトンボ			●	●		●		
		シロハラコカゲロウ								●
	藻類	ウルマーシマトピケラ								
		チャヅツケイソウ	●							
	水草	ハリケイソウ（A）				●			●	
		オランダガラシ								
やや 汚れて いる (③)	魚類	モツゴ	●							
		フナ類								
	底生動物	ミズムシ		●	●					
		アメリカザリガニ	●		●		●	●		
		サホコカゲロウ								
		コガタシマトピケラ属	●			●	●		●	●
	藻類	マガリケイソウ	●			●	●		●	●
		ナガケイソウ	●							
	水草	エビモ								
		オオカナダモ								
汚れて いる (④)	底生動物	イトミミズ科	●	●	●			●		
		セスジユスリカ								
	藻類	ハリケイソウ（B）	●			●		●	●	
		アイノコイトモ								
	水草	コカナダモ								
出現した指標種の 合計数（水質階級別）	細菌類	ミズワタ								
	大変きれい（①）		3	3	4	10	6	6	2	5
	きれい（②）		1	2	4	3	2	3	1	2
	やや汚れている（③）		5	1	2	2	3	1	2	2
	汚れている（④）		2	1	1	1	0	2	1	0
水質評価 ^{※1} （各地点の水質評価を水質階級①～④で表示）			①	①	①	①	①	①	①	①

※1 指標種の生息域（水質階級）に幅があるため、2種以上の指標種が確認され、かつ最も良い水質階級をその地点の評価とします。

※2 水域区分ごとの指標種は「4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要(2)-エ-(I)」を参照してください。

(イ) 河川の中流・下流域（河川ⅡA・ⅡB・ⅡC）における指標種の出現状況（その1）

水質階級	生物群	指標種の名称	2023年度夏季調査の結果（地点別。確認された指標種に●を記載）							
			T1	T2	T3	T4-1	T4	T7	T8	T5-2
大変 きれい (①)	魚類	シマドジョウ								
		アブラハヤ	●					●	●	
	底生動物	ヌカエビ								
		オニヤンマ								
		ヤマトフタツメカワゲラ								
		ヘビトンボ								
		シロタニガワカゲロウ								
		ヒゲナガガバンボ属								
	藻類	コバンケイソウ	●	●			●	●	●	●
		イタケイソウ								
きれい (②)	魚類	ドジョウ	●						●	
		メダカ	●		●		●	●	●	●
		ウグイ								
		アユ								●
	底生動物	ナミウズムシ								
		カワニナ								
		シロハラコカゲロウ								
		ウルマーシマトビケラ								
	藻類	チャツツケイソウ	●	●	●		●	●		●
		ハリケイソウ (A)	●							
	水草	オランダガラシ								●
やや 汚れて いる (③)	魚類	モツゴ							●	
		フナ類								
		オイカワ	●	●	●	●	●	●	●	●
		カマツカ	●			●	●			●
	底生動物	シマイシビル	●	●	●	●	●			
		サカマキガイ						●		
		ミズムシ	●		●	●		●		
		アメリカザリガニ								●
		サホコカゲロウ	●	●	●			●	●	
		コガタシマトビケラ属	●	●	●		●	●		●
	藻類	マガリケイソウ	●	●	●	●	●	●	●	
		ナガケイソウ		●						●
	水草	エビモ								
		オオカナダモ		●	●		●		●	
汚れて いる (④)	底生動物	イトミミズ科		●	●		●		●	●
		セスジユスリカ								
	藻類	ハリケイソウ (B)	●	●	●	●	●	●	●	●
	水草	アイノコイトモ				●	●			
		コカナダモ								
	細菌類	ミズワタ								
出現した指標種の 合計数（水質階級別）	大変きれい (①)	2	1	0	0	1	2	2	1	
	きれい (②)	4	1	2	0	2	2	2	4	
	やや汚れている (③)	7	7	7	5	6	6	6	4	
	汚れている (④)	1	2	2	2	3	1	2	2	
水質評価 ^{※1} （各地点の水質評価を水質階級①～④で表示）			①	③	②	③	②	①	①	②

※1 指標種の生息域（水質階級）に幅があるため、2種以上の指標種が確認され、かつ最も良い水質階級をその地点の評価としています。

※2 水域区分ごとの指標種は「4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要(2)-エ-(I)」を参照してください。

河川の中流・下流域（河川ⅡA・ⅡB・ⅡC）における指標種の出現状況（その2）

水質階級	生物群	指標種の名称	2023年度夏季調査の結果（地点別。確認された指標種に●を記載）				
			K3	K4-3	O3	O4-1	O5
大 変 き れ い (①)	魚類	シマドジョウ	●		●	●	
		アブラハヤ	●		●		
	底生動物	ヌカエビ					
		オニヤンマ					
		ヤマトフタツメカワゲラ					
		ヘビトンボ					
		シロタニガワカゲロウ					
		ヒゲナガガガンボ属					
	藻類	コバンケイソウ	●		●	●	●
		イタケイソウ			●		
き れ い (②)	魚類	ドジョウ				●	●
		メダカ		●		●	
		ウグイ	●				
		アユ	●	●	●	●	
	底生動物	ナミウズムシ					
		カワニナ	●	●	●	●	●
		シロハラコカゲロウ					
		ウルマーシマトビケラ	●		●		
	藻類	チャツツケイソウ	●	●	●	●	●
		ハリケイソウ(A)		●	●		
	水草	オランダガラシ	●	●			
や や 汚 れ て い る (③)	魚類	モツゴ					
		フナ類					
		オイカワ	●	●	●	●	
		カマツカ					
	底生動物	シマイシビル		●		●	●
		サカマキガイ					●
		ミズムシ		●		●	
		アメリカザリガニ	●			●	
		サホコカゲロウ					
		コガタシマトビケラ属	●	●			
	藻類	マガリケイソウ		●	●	●	●
		ナガケイソウ	●	●	●	●	●
	水草	エビモ	●			●	●
		オオカナダモ					
汚 れ て い る (④)	底生動物	イトミミズ科	●	●	●	●	
		セスジユスリカ					
	藻類	ハリケイソウ(B)	●	●	●	●	
	水草	アイノコイトモ				●	
	細菌類	コカナダモ				●	
	ミズワタ						
出現した指標種の 合計数（水質階級別）	大変きれい(①)		3	0	4	2	1
	きれい(②)		6	6	5	5	3
	やや汚れている(③)		5	6	3	7	5
	汚れている(④)		2	2	2	4	0
水質評価 ^{※1} （各地点の水質評価を水質階級①～④で表示）			①	②	①	①	②

※1 指標種の生息域（水質階級）に幅があるため、2種以上の指標種が確認され、かつ最も良い水質階級をその地点の評価としています。

※2 水域区分ごとの指標種は「4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要(2)-エ-(i)」を参照してください。

河川の中流・下流域（河川ⅡA・ⅡB・ⅡC）における指標種の出現状況（その3）

水質階級	生物群	指標種の名称	2023年度夏季調査の結果（地点別。確認された指標種に●を記載）					
			S1	S2	S3-4	S8	S9	S10
大 変 き れ い (①)	魚類	シマドジョウ						
		アブラハヤ						
	底生動物	ヌカエビ						
		オニヤンマ						
		ヤマトフタツメカワゲラ						
		ヘビトンボ						
		シロタニガワカゲロウ			●			
		ヒゲナガガガンボ属						
	藻類	コバンケイソウ	●		●	●	●	
		イタケイソウ						
き れ い (②)	魚類	ドジョウ			●			
		メダカ				●	●	●
		ウグイ						
		アユ		●		●		●
	底生動物	ナミウズムシ						
		カワニナ						
		シロハラコカゲロウ						
		ウルマーシマトビケラ						
	藻類	チャツツケイソウ	●	●	●	●		●
		ハリケイソウ (A)						
	水草	オランダガラシ					●	
や や 汚 れ て い る (③)	魚類	モツゴ	●	●	●	●	●	●
		フナ類						
		オイカワ	●	●	●	●	●	●
		カマツカ		●	●			
	底生動物	シマイシビル		●				
		サカマキガイ						
		ミズムシ	●	●			●	
		アメリカザリガニ	●				●	
		サホコカゲロウ		●				
		コガタシマトビケラ属					●	●
	藻類	マガリケイソウ	●	●	●	●	●	●
		ナガケイソウ	●	●	●			●
	水草	エビモ						
		オオカナダモ						
汚 れ て い る (④)	底生動物	イトミミズ科			●			●
		セスジユシリカ						
	藻類	ハリケイソウ (B)	●	●	●	●	●	●
	水草	アイノコイトモ						
		コカナダモ						
	細菌類	ミズワタ						
出現した指標種の 合計数（水質階級別）	大変きれい (①)	1	0	2	1	1	0	
	きれい (②)	1	2	2	3	2	3	
	やや汚れている (③)	6	8	5	3	6	5	
	汚れている (④)	1	1	2	1	1	2	
水質評価 ^{※1} （各地点の水質評価を水質階級①～④で表示）			③	②	①	②	②	②

※1 指標種の生息域（水質階級）に幅があるため、2種以上の指標種が確認され、かつ最も良い水質階級をその地点の評価としています。

※2 水域区分ごとの指標種は「4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要 (2)-エ-(i)」を参照してください。

(ウ) 河川の感潮域（河川Ⅲ）における指標種の出現状況

水質階級	生物群	指標種の名称	2023年度夏季調査の結果（地点別。確認された指標種に●を記載）				
			T5-3	O4	M2	J2	
きれい (②)	魚類	ビリング	●		●	●	
		ミミズハゼ					
		クサフグ					
やや 汚れて いる (③)	魚類	シマイサキ			●		
		ヒメハゼ					
	海岸動物	オサガニ					
		マテガイ					
		バカガイ					
汚れて いる (④)	藻類	オゴノリ					
		チチブ			●	●	
		ボラ	●	●	●	●	
	海岸動物	マハゼ	●	●	●	●	
		ニホンスナモグリ					
		シオフキガイ					
	藻類	アナオサ					
		ハネモ					
	魚類	アベハゼ	●	●	●	●	
		アサリ					
		ケフサイソウガニ	●		●		
		ミズヒキゴカイ					
		ハナオカカギゴカイ					
出現した指標種の 合計数（水質階級別）		きれい（②）	1	0	1	1	
		やや汚れている（③）	0	0	1	0	
		汚れている（④）	2	2	3	3	
		非常に汚れている（⑤）	2	1	2	1	
水質評価 ^{※1} （各地点の水質評価を水質階級②～⑤で表示）		②	④	②	②		

※1 海域の生物指標の評価方法に合わせ、1種以上の指標種が確認され、かつ最も良い水質階級をその地点の評価としています。

※2 水域区分ごとの指標種は「4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要(2)-エ-(I)」を参照してください。

(8) 赤潮発生回数

測定地点名	年度別の赤潮観測回数 ^{※1}				
	2019	2020	2021	2022	2023
鶴見川河口先	3	3	4	2	1
横浜港内	5	4	5	4	2
磯子沖	1	2	2	0	0
平潟湾内	0	2	1	0	0
本牧沖	3	3	3	2	0
富岡沖	2	2	2	0	0
平潟湾沖	1	2	1	0	1
合計（回）	15	18	18	8	4

※1 毎月1回の調査において、目視等により確認したものを集計しています。各年度内に発生した全ての赤潮を把握したものではありません。

4-3 地盤環境の監視

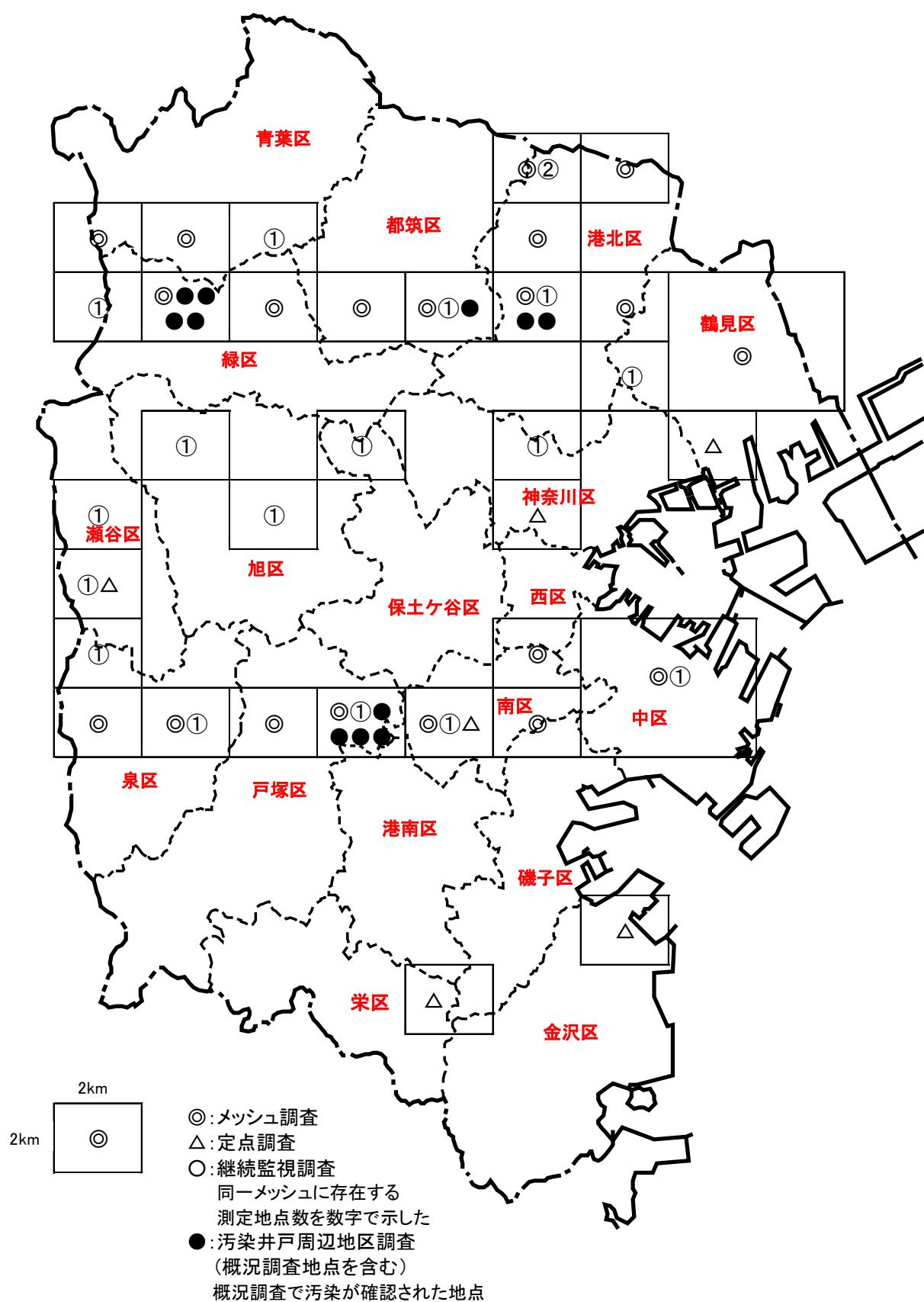
(1) 地下水質の調査

ア 調査概要（2023年度）

概況調査	定点調査	時期	2023年10月		
		地点	6点	回数	年1回
	項目	環境基準項目等 32項目※1			
	方法	市内6地点の地下水を採水する。長期的な観点から経年変化を調査する。			
継続監視調査	メッシュ調査	時期	2023年10月		
		地点	20地点	回数	年1回
		項目	環境基準項目等 32項目※1		
		方法	市内全域を2km又は4kmメッシュに区切り、各メッシュ内の1つの井戸を選定し、その井戸の水質を調査する。4年間で市内全体の調査を行う。		
汚染井戸	周辺地区調査	時期	2023年10月		
		地点	18地点	回数	年1回
		項目	汚染関連物質		
		方法	過去に行った概況調査により汚染が確認された測定地点において、継続的な監視のため定期的に調査する。		
	監視調査	時期	2024年2月		
		地点	11地点	回数	年1回
		項目	汚染関連物質		
		方法	2023年度概況調査で新たに発見された汚染物質について、その汚染範囲を確認するため調査する。		
	追跡調査	時期	2023年10月		
		地点	5地点	回数	年1回
		項目	汚染関連物質		
		方法	過去に行った調査により汚染が確認された測定地点において、継続的な監視のため定期的に調査する。		
		時期	2023年11月		
		地点	7地域の15地点	回数	年1回
		項目	汚染関連物質		
		方法	過去に行った調査や事業者からの報告により汚染が確認された測定地点において、継続的な監視のために定期的に調査する。		

※1 地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている28項目のうち、アルキル水銀を除いた27項目と電気伝導率、pH、水温など5項目の合計32項目です。アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ調査しています。

イ 調査地点の配置図



ウ 測定結果

2023 年度調査											
調査項目		概況調査				継続監視調査		汚染井戸			
		定点調査		メッッシュ調査				周辺地区調査		監視・追跡調査	
		調査検体数	超過環境検体数	調査検体数	超過環境検体数	調査検体数	超過環境検体数	調査検体数	超過環境検体数	調査検体数	超過環境検体数
環境基準項目	カドミウム	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	全シアン	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	鉛	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	六価クロム	6	0	20	0	—	—	—	—	2	0
	ヒ素	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	総水銀	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	アルキル水銀※1	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	PCB	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	ジクロロメタン	6	0	20	0	—	—	—	—	3	0
	四塩化炭素	6	0	20	0	—	—	—	—	2	0
	塩化ビニルモノマー	6	0	20	0	—	—	—	—	15	0
	1,2-ジクロロエタン	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	6	0	20	0	3	0	—	—	20	0
	1,2-ジクロロエチレン	6	0	20	0	3	1	—	—	20	1
	1,1,1-トリクロロエタン	6	0	20	0	3	0	—	—	5	0
	1,1,2-トリクロロエタン	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	トリクロロエチレン	6	0	20	0	3	1	—	—	20	1
	テトラクロロエチレン	6	0	20	0	3	1	—	—	20	7
	1,3-ジクロロプロペン	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	チウラム	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	シマジン	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	チオベンカルブ	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	ベンゼン	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	セレン	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	0	20	3	15	9	11	3	0	0
	ふつ素	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	ほう素	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
	1,4-ジオキサン	6	0	20	0	—	—	—	—	0	0
要監視項目		PFOS 及び PFOA		6	0	—	—	—	—	—	—
一般項目		pH		6	0	20	0	18	0	11	0
										5	0

※1 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ分析しています。

※2 環境基準は「4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要(3)-ア」を参照してください。

工 環境基準の超過項目

2023 年度調査					
調査区分	地点番号	測定地点	項目	測定結果 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
定点調査	-	環境基準を超過した測定地点はありませんでした。			
メッシュ調査	GM06	緑区十日市場町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	21	10 以下
	GM10	港北区新羽町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10 以下
	GM17	戸塚区平戸町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	10 以下
継続監視調査	KK01	神奈川区松見町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	17	10 以下
	KK02	港北区高田町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	23	10 以下
	KK04	都筑区東方町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	10 以下
	KK06	青葉区市ヶ尾町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	10 以下
	KK10	旭区今川町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	10 以下
	KK11	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	26	10 以下
	KK13	南区六ツ川三丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	36	10 以下
	KK14	戸塚区平戸町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	10 以下
	KK17	神奈川区片倉二丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	10 以下
	KK09	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	0.028	0.01 以下
	KK18	保土ヶ谷区新井町	1,2-ジクロロエチレン	0.20	0.04 以下
			トリクロロエチレン	0.15	0.01 以下
周辺地区調査	OS01-1	緑区十日市場町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	20	10 以下
	OS02-1	港北区新羽町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10 以下
	OS03-1	戸塚区平戸町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10 以下
監視調査	環境基準を超過した測定地点はありませんでした。				
汚染井戸	705	港南区日野五丁目	1,2-ジクロロエチレン	0.10	0.04 以下
			トリクロロエチレン	0.14	0.01 以下
			テトラクロロエチレン	0.21	0.01 以下
	720	戸塚区東俣野町	テトラクロロエチレン	0.012	0.01 以下
	722	泉区中田北一丁目	テトラクロロエチレン	0.41	0.01 以下
	723	泉区中田北一丁目	テトラクロロエチレン	0.16	0.01 以下
	724	泉区中田北一丁目	テトラクロロエチレン	0.18	0.01 以下
	726	泉区中田北一丁目	テトラクロロエチレン	0.043	0.01 以下
	729	泉区和泉中央北二丁目	テトラクロロエチレン	0.069	0.01 以下

(2) ダイオキシン類の測定結果

ア 地下水

番号	調査地点	2023年度の測定結果※ ¹
		地下水 (pg-TEQ/L) ※ ²
1	鶴見区岸谷四丁目	0.015
2	神奈川区三ツ沢西町	0.015
3	瀬谷区橋戸三丁目	0.016
4	南区中里三丁目	0.024
5	栄区上郷町	0.022
6	金沢区富岡東三丁目	0.014

※1 ダイオキシン類（水質（水底の底質を除く。））の環境基準は「1 pg-TEQ/L 以下」です。

※2 「TEQ」は「毒性等量」を示す符号です。ダイオキシン類には多数の異性体が存在するため、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを示します。

イ 土壌

番号	調査地点	所在地	2023年度の測定結果※ ¹
			土壤 (pg-TEQ/g) ※ ²
1	駒岡内町第二公園	鶴見区駒岡一丁目 10	0.40
2	不動下公園	中区根岸町 3 丁目 176-97	0.84
3	下永谷東公園	港南区東永谷一丁目 37	0.52
4	十日市場西田公園	緑区十日市場町 857	1.7
5	舞岡西根第二公園	戸塚区舞岡町 3596- 4	0.14

※1 ダイオキシン類（土壤）の環境基準は「1,000 pg-TEQ/g 以下」です。

※2 「TEQ」は「毒性等量」を示す符号です。ダイオキシン類には多数の異性体が存在するため、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを示します。

(3) 地盤沈下の監視（精密水準測量結果）

ア 精密水準測量結果（2023 年度）

区名	観測点数 ^{※1}	成果点数 ^{※2}	沈下点数	内訳（沈下量(mm)による分類）					年間最大変動量			
				10 未満	10 以上	20 未満	20 以上	30 未満	30 以上	40 未満	40 以上	沈下量 (mm)
				10 未満	20 未満	30 未満	40 未満	40 以上				
鶴見	7	7	7	7	0	0	0	0	0	4.7	市場富士見町	3
神奈川	8	8	6	6	0	0	0	0	0	3.1	神奈川二丁目	I 015-028
西	7	7	7	7	0	0	0	0	0	3.7	高島二丁目	236
中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—
南	4	4	4	4	0	0	0	0	0	9.7	中里一丁目	715
港南	2	2	2	2	0	0	0	0	0	9.3	上大岡西一丁目	I 10830
保土ヶ谷	4	4	4	4	0	0	0	0	0	4.1	天王町	801
旭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—
磯子	3	3	3	3	0	0	0	0	0	8.4	杉田五丁目	435
金沢	12	12	12	7	5	0	0	0	0	12.4	六浦三丁目	517
港北	14	14	13	13	0	0	0	0	0	6.4	岸根町	930
緑	2	2	2	2	0	0	0	0	0	3.6	長津田六丁目	I 11051
青葉	5	5	5	5	0	0	0	0	0	3.7	荏田町	I 11047
都筑	3	3	3	2	1	0	0	0	0	14.0	勝田町	953
戸塚	5	5	5	5	0	0	0	0	0	3.9	戸塚町	交 35-7
栄	20	20	20	19	1	0	0	0	0	12.7	長沼町	T-39
泉	11	11	10	10	0	0	0	0	0	5.6	領家三丁目	970804A
瀬谷	9	9	8	8	0	0	0	0	0	8.1	瀬谷六丁目	S-22
合計	116	116	111	104	7	0	0	0	0	—	—	—

※1 観測基準日は2024年1月1日です。

※2 観測点のうち、前年度の調査結果と比較できるものを成果点としています。

イ 水準点の変動状況

年度	観測点数	成果点数	(内訳)			隆起点数	(内訳)		沈下点数	(内訳)					
			隆起点数	不動点数	沈下点数		10~19.9 (mm)	10 未満 (mm)		0~9.9 (mm)	10~19.9 (mm)	20~29.9 (mm)	30~39.9 (mm)	40~49.9 (mm)	50.0 以上 (mm)
2019	98	97	95	1	1	95	0	95	1	1	0	0	0	0	0
2020	98	98	32	4	62	32	0	32	62	62	0	0	0	0	0
2021	119	97	3	1	93	3	0	3	93	86	7	0	0	0	0
2022	118	118	94	3	21	94	0	94	21	21	0	0	0	0	0
2023	116	116	4	1	111	4	0	4	111	104	7	0	0	0	0

(4) 地盤沈下の監視（地下水位、地盤収縮量の観測結果）

ア 観測地点の位置図

地下水位の観測地点を①～⑩で示し、地盤収縮量も観測している地点には※を付しました。



イ 観測結果

観測所名 ^{※1}	2023年度の観測結果	
	地下水位変動 (m) ^{※2}	地盤収縮量 (mm) ^{※3}
市場小学校 (66m)	0.14	-0.36
横浜公園 (57m)	0.03	-0.43
岡野公園 (32m)	0.05	-0.63
新羽公園-1 (80m)	0.48	-0.72
新羽公園-2 (40m)	0.35	0.76
戸塚区秋葉町 (150m)	0.03	-0.51
新横浜駅前公園-1 (25m)	0.31	-0.30
新横浜駅前公園-2 (70m)	0.32	-0.94
新横浜駅前公園-3 (117m)	0.24	-1.55
佐江戸公園-1 (16m)	0.44	1.23 ^{※4}
佐江戸公園-2 (88m)	0.87	-1.22
西寺尾公園 (17m)	-0.13	—
矢部団地 (10m)	0.20	—
上倉田団地 (15m)	0.48	—

※1 それぞれの井戸の深さを括弧書きで記載しています。

※2 前年度3月に対する観測年度3月の地下水位の変動です。

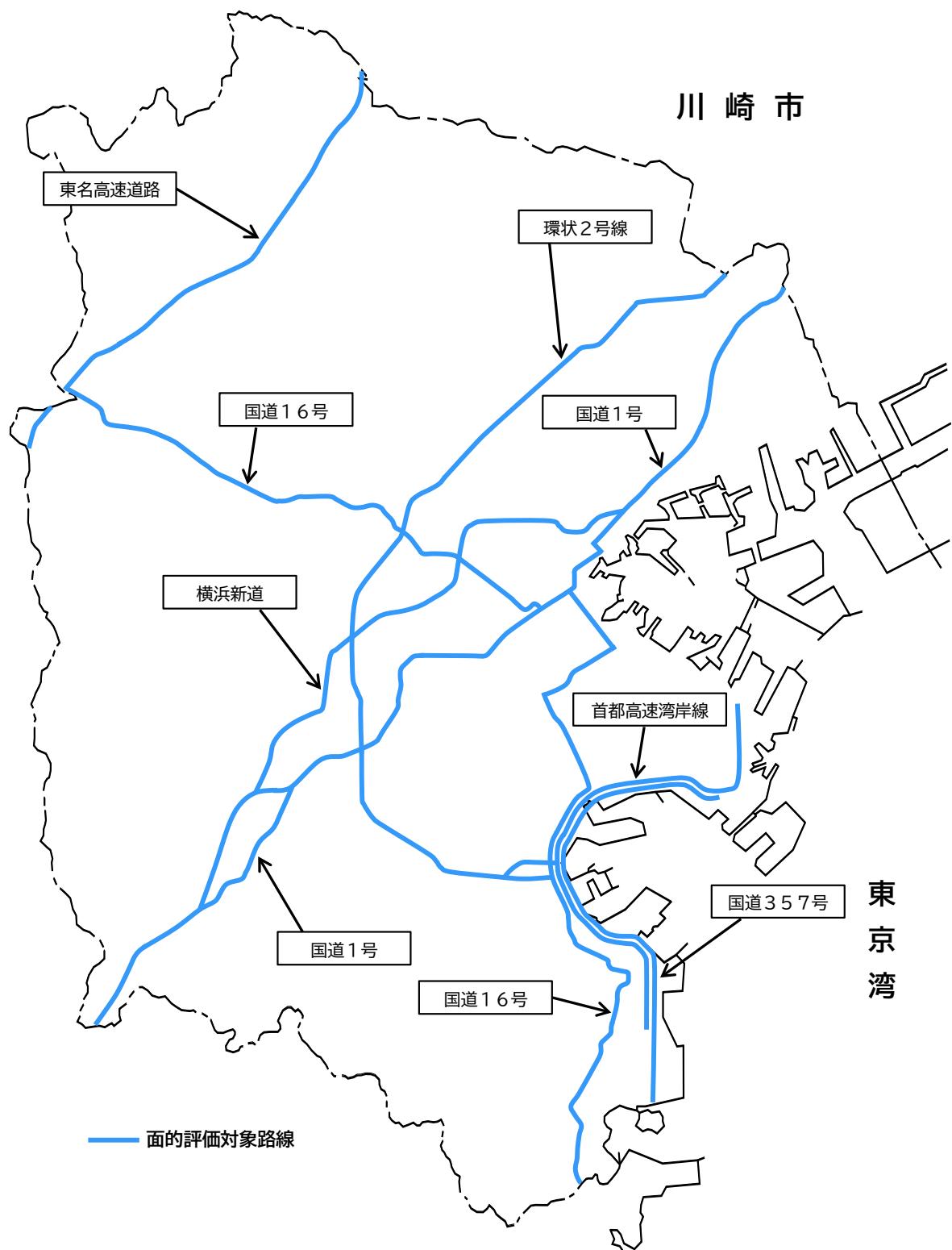
※3 前年度3月に対する観測年度3月の地表面の高さの変動です。観測結果が「-」となっている地点では地盤収縮量を観測していません。

※4 観測年度4月から12月まで欠測だったため、観測年度1月に対する観測年度3月の地表面の高さの変動を記載しています。

4-4 音環境の監視

(1) 道路交通騒音

ア 測定地点及び面的評価路線の位置図



イ 面的評価（全体空間）の結果（2023年度）

路線名	評価 道路長 (km)	評価 戸数	昼間・夜間とも 環境基準適合 ^{※1}		昼間 環境基準適合 ^{※1}		夜間 環境基準適合 ^{※1}	
			適合戸数	%	適合戸数	%	適合戸数	%
1 東名高速道路	12.9	4,339	3,746	86.3	4,067	93.7	3,746	86.3
2 首都高速湾岸線	11.7	1,494	946	63.3	1,162	77.8	946	63.3
3 国道357号	2.9	68	19	27.9	21	30.9	19	27.9
4 横浜新道 ^{※2}	9.9	2,810	2,691	95.8	2,734	97.3	2,691	95.8
5 国道1号	37.0	29,301	19,917	68.0	24,701	84.3	19,918	68.0
6 国道16号	31.5	26,367	23,892	90.6	25,851	98.0	23,922	90.7
7 環状2号線	21.1	13,574	9,159	67.5	11,115	81.9	9,159	67.5
2023年度評価7路線	127.0	77,953	60,370	77.4	69,651	89.3	60,471	77.6

※1 騒音に係る環境基準は「4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要(4)-ア」を参照してください。

※2 国道16号横浜新道を除きます。

ウ 面的評価（近接空間）の結果（2023年度）

路線名	評価 道路長 (km)	評価 戸数	昼間・夜間とも 環境基準適合 ^{※1}		昼間のみ 環境基準適合 ^{※1}		夜間のみ 環境基準適合 ^{※1}	
			適合戸数	%	適合戸数	%	適合戸数	%
1 東名高速道路	12.9	911	750	82.3	816	89.6	750	82.3
2 首都高速湾岸線	11.7	396	320	80.8	366	92.4	320	80.8
3 国道357号	2.9	5,665	3,128	55.2	4,359	76.9	3,128	55.2
4 横浜新道 ^{※2}	9.9	4	1	25.0	2	50.0	1	25.0
5 国道1号	37.0	713	657	92.1	679	95.2	657	92.1
6 国道16号	31.5	14,233	7,533	52.9	10,654	74.9	7,533	52.9
7 環状2号線	21.1	12,991	10,919	84.1	12,719	97.9	10,924	84.1
2023年度評価7路線	127.0	34,913	23,308	66.8	29,595	84.8	23,313	66.8

※1 騒音に係る環境基準は「4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要(4)-ア」を参照してください。

※2 国道16号横浜新道を除きます。

(2) 新幹線鉄道の騒音・振動

ア 測定地点の位置図



●：測定地点（2023年度はNo.5、No.6の地点で測定を実施）

イ 騒音の環境基準適合状況

軌道からの距離 ^{※1}	2023年度の調査結果					
	地域類型I（住居系） (環境基準 70dB 以下)			地域類型II（商工業系） (環境基準 75dB 以下)		
	適合数	不適合数	適合率(%)	適合数	不適合数	適合率(%)
12.5m 地点	0	2	0	—	—	—
25m 地点	1	1	50	—	—	—
50m 地点	2	0	100	—	—	—
合計	3	3	50	—	—	—

※1 各測定地点において、手前側の軌道中心から 12.5m、25m、50m の各地点で騒音測定を実施しています。

ウ 騒音レベルの測定結果

No.	測定地点	地域 類型	軌道からの 距離	年度別の測定結果 (dB) ^{※1,※2}				
				2019	2020	2021	2022	2023
1	港北区日吉四丁目	I	12.5m	71	—	—	—	—
			25m	67	—	—	—	—
			50m	61	—	—	—	—
2	港北区綱島東五丁目	II	12.5m	—	74	—	—	—
			25m	—	71	—	—	—
			50m	—	69	—	—	—
3	港北区大倉山三丁目	I	12.5m	—	—	69	—	—
			25m	—	—	65	—	—
			50m	—	—	58	—	—
4	神奈川区三枚町	I	12.5m	67	—	—	71	—
			25m	66	—	—	70	—
			50m	61	—	—	66	—
5	旭区二俣川2丁目	I	12.5m	—	74	—	—	71
			25m	—	69	—	—	67
			50m	—	63	—	—	60
6	瀬谷区阿久和南四丁目	I	12.5m	—	—	74	—	76
			25m	—	—	72	—	74
			50m	—	—	66	—	67
7	泉区和泉町	I	12.5m	74	—	—	—	—
			25m	72	—	—	—	—
			50m	63	—	—	—	—
8	泉区上飯田町	I	12.5m	74	—	—	74	—
			25m	73	—	—	73	—
			50m	71	—	—	71	—

※1 環境基準は「地域類型I 70dB 以下、地域類型II 75dB 以下」です。

※2 測定を実施していない地点の測定結果欄には「—」と記載しています。

工 振動の指針適合状況

軌道からの距離 ^{※1}	2023年度の調査結果（指針値70dB以下 ^{※2} ）		
	適合数	不適合数	適合率(%)
12.5m 地点	2	0	100
25m 地点	2	0	100
50m 地点	2	0	100
合計	6	0	100

※1 各測定地点において、手前側の軌道中心から12.5m、25m、50mの各地点で振動測定を実施しています。

※2 新幹線鉄道の振動について、環境基準は設定されていません。

才 振動レベルの測定結果

No.	測定地点	軌道からの距離	年度別の測定結果(dB) ^{※1,※2}				
			2019	2020	2021	2022	2023
1	港北区日吉四丁目	12.5m	67	—	—	—	—
		25m	64	—	—	—	—
		50m	57	—	—	—	—
2	港北区綱島東五丁目	12.5m	—	62	—	—	—
		25m	—	65	—	—	—
		50m	—	60	—	—	—
3	港北区大倉山三丁目	12.5m	—	—	61	—	—
		25m	—	—	56	—	—
		50m	—	—	53	—	—
4	神奈川区三枚町	12.5m	49	—	—	50	—
		25m	40	—	—	40	—
		50m	38	—	—	40	—
5	旭区二俣川2丁目	12.5m	—	66	—	—	68
		25m	—	61	—	—	61
		50m	—	54	—	—	55
6	瀬谷区阿久和南四丁目	12.5m	—	—	68	—	66
		25m	—	—	65	—	61
		50m	—	—	55	—	57
7	泉区和泉町	12.5m	68	—	—	—	—
		25m	65	—	—	—	—
		50m	62	—	—	—	—
8	泉区上飯田町	12.5m	62	—	—	61	—
		25m	61	—	—	60	—
		50m	54	—	—	51	—

※1 指針値は「70dB以下」です。

※2 測定を実施していない地点の測定結果欄には「—」と記載しています。

(3) 在来鉄道の騒音・振動の測定結果

路線名	測定場所	鉄道構造	2023年度の定点測定結果	
			騒音レベル (dB)	振動レベル (dB)
市営地下鉄 (ブルーライン)	都筑区中川中央2丁目 吾妻山公園	高架	55	42
市営地下鉄 (グリーンライン)	都筑区中川中央2丁目 吾妻山公園	高架	60	50
相鉄線・JR直通線	神奈川区三枚町731-1付近 (下り側)	平地	43	57
相模鉄道線	旭区中希望が丘202	盛土	68	55

※1 在来鉄道の騒音・振動について、環境基準は設定されていません。

※ 一般環境騒音の測定は2019年度から、東海道貨物線（新貨物線）による騒音・振動の測定及び航空機騒音の測定は2020年度から実施していません。

4-5 各種協定

(1) 環境保全協定締結事業所の位置図（2023 年度末時点）



※1 JFE スチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区）は 2023 年度に協定を失効しました。

※2 三菱ケミカル株式会社関東事業所鶴見工場は、2024 年 4 月に三菱ケミカル株式会社関東事業所鶴見地区へ名称が変更されました。

※3 2024 年 4 月、みなとみらい二十一熱供給株式会社みなとみらい 21 地域冷暖房施設センタープラント及び第二プラントと新たに協定を締結しました。2024 年度の締結のため、本図には掲載されていません。

(2) 環境保全協定の締結状況（2023 年度末時点）

事業所名 ^{※1}	締結/改定 ^{※1}		主な協定内容 ^{※1}	旧公害防 止協定 ^{※2}
	年月日	根拠		
電源開発株式会社 磯子火力発電所	2004.3.31 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	・ばい煙の排出濃度及び排出量の低減 ・市民開放施設の整備 ・温暖化対策の推進（省エネルギー対策等） ・未規制物質への対応 ・廃棄物の資源化推進	1964.12 (締結)
ENEOS 株式会社 根岸製油所	2002.3.8 (締結)	既設工場 対策	・ばい煙及び汚濁負荷量に係る排出総量協議 ・悪臭、炭化水素類の排出防止対策 ・タンカー事故防止等の安全対策 ・白煙影響への適切な対応	1965.1 (締結)
東京瓦斯株式会社 根岸 LNG 基地	2004.3.31 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	・窒素酸化物排出量及び汚濁負荷量に係る排出総量協議 ・LNG 船等の船舶ばい煙対策 ・新エネルギーの導入と LNG の冷熱利用の推進	1965.5 (締結)
株式会社 JERA 横浜火力発電所	2005.2.25 (締結) 2024.3.25 (再締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・化学物質の自主管理 ・緑地の適切な維持管理 ・環境学習のための発電所見学会の実施 ・再生可能エネルギー利用施設の設置検討	1965.8 (締結)
三菱ケミカル株式会社 Science & Innovation Center	2003.12.25 (締結) 2020.8.3 (再締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	・研究活動のあり方 ・排水処理水の再利用 ・化学物質対策 ・緑地の適切な維持管理 ・省エネルギー対策の推進	1967.7 (締結)
株式会社 JERA 南横浜火力発電所	2004.3.31 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	・窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・温排水による海生生物への影響配慮 ・新エネルギー利用施設の設置検討	1967.7 (締結)
ENEOS 株式会社 中央技術研究所	2004.2.27 (締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	・研究活動のあり方 ・汚濁負荷量の排出総量協議 ・実験プラント排ガス等の最適処理 ・新エネルギー技術開発及びその導入 ・試験、研究施設に係る環境負荷の低減	1969.7 (締結)
ENEOS 株式会社 横浜製造所	2002.1.23 (締結) 2016.3.11 (再締結)	市条例 第 150 条 第 1 項	・窒素酸化物等に係る排出総量の総合的協議 ・悪臭及び炭化水素系物質の排出防止対策 ・化学物質対策 ・白煙の影響監視及び適切な対策 ・油流出事故防止対策	1971.10 (締結)

(次頁へ続きます)

事業所名 ^{※1}	締結/改定 ^{※1}		主な協定内容 ^{※1}	旧公害防 止協定 ^{※2}
	年月日	根拠		
AGC株式会社 AGC横浜テクニカルセンター	2004.10.29 (締結)	市条例 第150条 第1項	・ばい煙排出量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・大気汚染物質の一層の低減 ・土壤、地下水汚染の未然防止対策 ・温室効果ガス削減対策の推進	1972.5 (締結)
株式会社 J-オイルミルズ 横浜工場	2006.3.10 (締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・積載効率向上、近場生産等による物流に係る環境負荷の低減 ・温室効果ガスの削減と省エネルギー対策	1972.11 (締結)
日産自動車株式会社 横浜工場	2005.3.29 (締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・塗装作業等における炭化水素系物質排出抑制対策 ・試験、研究施設に係る環境負荷の低減対策 ・省エネルギー対策の推進	1973.3 (締結)
三菱ケミカル株式会社 関東事業所 鶴見工場 ^{※3}	2004.9.28 (締結) 2016.3.17 (再締結)	市条例 第150条 第1項	・汚濁負荷量の総合的協議 ・船舶ばい煙対策 ・化学物質の合理的な使用及び排出抑制等 ・省エネルギー対策の推進	1974.1 (締結)
東亞合成株式会社 横浜工場	2004.9.14 (締結)	市条例 第150条 第1項	・汚濁負荷量の総合的協議 ・化学物質の合理的な使用及び排出抑制対策等 ・特定有害物質による地下水、土壤汚染の未然防止 ・温室効果ガスの削減と省エネルギー対策	1974.5 (締結)
麒麟麦酒株式会社 横浜工場	2005.2.10 (締結) 2018.3.1 (再締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・物流に係る環境負荷の低減 ・臭気対策 ・廃棄物の資源化の推進 ・温室効果ガスの削減に配慮した製造方法の採用 ・ビオトープ、緑地の適切な維持管理	—
株式会社IHI 横浜事業所	2005.3.24 (締結) 2015.3.23 (再締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・試験研究施設からの排ガス及び排水の環境負荷の低減 ・炭化水素系物質対策 ・新エネルギー利用施設の設置検討 ・廃棄物対策	—
株式会社レゾナック 横浜事業所	2005.3.24 (締結)	市条例 第150条 第1項	・硫黄酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・船舶ばい煙対策の推進 ・産業廃棄物の資源化及び適正処理技術等の研究開発推進	—
株式会社東芝 横浜事業所 東芝マテリアル株式会社	2006.3.31 (締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・排水処理施設の適正管理による汚濁負荷量の低減 ・緑地、ビオトープ（ラグーン）の適切な維持管理 ・環境学習のための積極的な見学会の実施 ・新エネルギー利用施設の設置検討	—

(次頁へ続きます)

事業所名 ^{※1}	締結/改定 ^{※1}		主な協定内容 ^{※1}	旧公害防 止協定 ^{※2}
	年月日	根拠		
東芝エネルギーシステムズ 株式会社 京浜事業所	2006.3.31 (締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・物流に係る環境負荷の低減 ・省エネルギー対策の推進 ・緑地の適切な維持管理	—
三菱重工業株式会社 横浜製作所 本牧工場	2006.3.31 (締結) 2018.10.31 (再締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・物流に係る環境負荷の低減 ・再生可能エネルギー利用施設の設置検討	—
日清オイリオグループ 株式会社 横浜磯子事業場	2006.3.31 (締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・積載効率の向上等による物流に係る環境負荷の低減 ・臭気対策 ・化学物質対策 ・市民参加イベントの開催、環境施設の見学会の実施	—
太平洋製糖株式会社	2007.3.20 (締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・電動式フォークリフトの採用による排ガス対策 ・共同配送システムの採用など物流に係る環境負荷の低減	—
株式会社ブリヂストン 横浜工場	2007.3.30 (締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・臭気対策 ・化学物質対策 ・太陽光発電等の新エネルギー利用施設の設置検討	—
株式会社シンシア 横浜事業所	2007.6.15 (締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物等排出総量の総合的協議 ・搬出入車両への走行ルートの指導等の交通環境対策 ・粉じん対策 ・廃棄物対策 ・太陽光、風力発電等の新エネルギー利用施設の設置等 ・緑地の適切な維持管理	—
株式会社扇島パワー 扇島パワーステーション	2007.8.7 (締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・温排水による海生生物への影響配慮 ・新エネルギーの利用や普及等の地球温暖化防止の取組 ・緑地の適切な維持管理 ・地域の環境保全施策への貢献、環境教育への支援	—
J & T環境株式会社 横浜エコクリーン	2010.3.12 (締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・搬出入車両への走行ルートの指導等の交通環境対策 ・粉じん対策 ・産業廃棄物対策 ・太陽光、風力発電等の新エネルギー利用施設の設置等 ・緑地の適切な維持管理	—

(次頁へ続きます)

事業所名 ^{※1}	締結/改定 ^{※1}		主な協定内容 ^{※1}	旧公害防 止協定 ^{※2}
	年月日	根拠		
太陽油脂株式会社	2010.3.29 (締結) 2019.11.1 (再締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物等排出総量及び汚濁負荷量の総合的協議 ・積載効率の向上等による物流に係る環境負荷の低減 ・臭気対策 ・太陽光発電等の再生可能エネルギー利用施設の設置検討	—
国立研究開発法人 理化学研究所 横浜地区	2011.11.15 (締結)	市条例 第150条 第1項	・研究活動のあり方 ・臭気対策 ・化学物質対策	—
アイテックグリーンパーク横浜 及びアイテックグリーン パーク横浜2	2017.3.3 (締結) 2024.3.28 (再締結)	市条例 第150条 第1項	・窒素酸化物等排出総量の総合的協議 ・搬出入車両への走行ルートの指導等の交通環境対策 ・粉じん対策 ・産業廃棄物対策 ・新エネルギーの利用や普及等の地球温暖化防止の取組 ・緑地の適切な維持管理 ・地域の環境保全施策への貢献	—
中外製薬株式会社 ライフサイエンスパーク横浜	2020.2.10 (締結)	市条例 第150条 第1項	・研究活動のあり方 ・窒素酸化物等排出総量の総合的協議 ・化学物質対策 ・バイオテクノロジー安全対策 ・再生可能エネルギーの利用や普及等の地球温暖化防止 の取組 ・緑地の適切な維持管理 ・地域の環境保全施策への貢献	—

※1 環境保全協定の締結状況は、生活環境保全条例（市条例）第150条第2項の規定に基づき公表しています。

※2 環境保全協定の前身である公害防止協定を締結していた事業所について、その締結年月を掲載しています。

※3 三菱ケミカル株式会社関東事業所鶴見工場は、2024年4月に三菱ケミカル株式会社関東事業所鶴見地区へ名称が変更されました。

※4 2024年4月3日、市条例第150条第1項に基づき、みなとみらい二十一熱供給株式会社みなとみらい21地域冷暖房施設センタープラント及び第二プラントと新たに協定を締結しました。2024年度のため、本表には掲載していません。主な協定内容は次のとおりです。

- ・窒素酸化物等排出総量の総合的協議
- ・再生可能エネルギーの利用や普及等の地球温暖化防止の取組
- ・緑地の適切な維持管理
- ・地域の環境保全施策への貢献

(3) 農薬の使用に係る環境保全協定

協定の名称	農薬の使用に係る環境保全協定
締結年月日	2003年9月1日（当初締結 1991年3月15日）
締結先 (ゴルフ場の名称)	磯子カントリークラブ（磯子区）
	鎌倉カントリークラブ（栄区／鎌倉市）
	戸塚カントリー倶楽部（旭区）
	程ヶ谷カントリー倶楽部（旭区）
	横浜カントリークラブ（保土ヶ谷区）
協定の概要	(1) 農薬の散布における留意事項 (2) 低毒性農薬への転換及び使用量の低減 (3) 農薬使用予定計画書の提出及び使用実績の報告 (4) コースからの排出水等の濃度の管理目標値等 (5) 横浜市による立入調査への協力等

(4) 災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定

協定の名称	災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定
締結年月日	2020年12月1日（当初締結 1999年8月31日（9月1日発効））
締結先団体の名称	横浜市環境技術協議会
協定の概要	(1) 災害時に環境中に飛散、漏えい又は流出した有害化学物質の調査への協力 (2) 平常時の訓練や研修等を連携して実施 (3) 協力体制の整備及び連絡体制の確認

(5) 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定

協定の名称	災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定
締結年月日	2019年1月17日
締結先団体の名称	一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
協定の概要	(1) 災害時における被災建築物のアスベスト（石綿）調査に関する協力 (2) 業務内容 ・被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所等の調査 ・建材中のアスベスト含有の有無の調査 ・被災建築物からのアスベスト飛散防止に必要な支援 (3) 平常時の協力 ・被災建築物からのアスベスト飛散による被害を未然に防止するための準備 (4) 協力体制の整備及び連絡体制の確認

4-6 生活環境に関する苦情相談及び水質事故

(1) 生活環境に関する苦情相談件数

苦情相談の種類	年度別件数					
	2019	2020	2021	2022	2023	
苦情件数 ^{※1}	大気汚染	291	445	362	459	388
	悪臭	307	466	358	391	371
	騒音	387	555	430	504	552
	振動	108	151	147	195	190
	水質汚濁	63	74	57	73	44
	土壤汚染	1	0	0	0	2
	地盤沈下	0	0	2	0	0
	その他	8	13	6	10	15
	小計 (①)	1,165	1,704	1,362	1,632	1,562
相談件数 ^{※2} (②)		843	1,003	1,269	1,198	1,065
合計 (①+②)		2,008	2,707	2,631	2,830	2,627

※1 「苦情件数」は、公害苦情として受け付け、現地調査等の対応を行った件数です。

※2 「相談件数」は、苦情件数とは別に、日常生活に伴う騒音や悪臭、その他公害全般に関すること等について寄せられ、電話等により一定の解決に至った相談の件数です。

(2) 発生源別の苦情件数

ア 大気汚染

苦情の種類	年度別件数						
	2019	2020	2021	2022	2023		
固定発生源	ばい煙	屋外燃焼	163	315	214	246	176
		その他	20	26	12	17	14
		小計 (①)	(183)	(341)	(226)	(263)	(190)
	粉じん	建設作業	80	78	100	159	168
		製造作業	4	1	3	3	3
		その他	11	17	23	18	16
		小計 (②)	(95)	(96)	(126)	(180)	(187)
移動発生源	自動車の駐車時におけるアイドリング		10	7	8	15	11
	自動車の走行		3	0	1	1	0
	その他（船舶等）		0	1	1	0	0
	小計 (③)		(13)	(8)	(10)	(16)	(11)
合計 (①+②+③)			291	445	362	459	388

イ 悪臭

苦情の種類	年度別件数				
	2019	2020	2021	2022	2023
屋外燃焼	163	315	214	246	176
飲食店等	20	30	14	19	42
建設作業	20	11	12	8	8
塗装	8	7	5	5	4
金属加工	1	1	2	4	4
畜産・農業	4	4	6	19	16
その他	91	98	105	90	121
合計	307	466	358	391	371

ウ 騒音

苦情の種類	年度別件数					
	2019	2020	2021	2022	2023	
固定発生源	建設作業	163	238	156	214	248
	事業所※1	109	140	129	130	151
	開放型事業所	28	48	54	42	43
	夜間飲食店	35	56	32	54	63
	その他	25	32	24	24	25
	小計 (①)	(360)	(514)	(395)	(464)	(530)
移動発生源	航空機	21	29	23	21	2
	道路交通	2	8	6	3	5
	鉄道交通	3	2	2	2	1
	その他	1	2	4	14	14
	小計 (②)	(27)	(41)	(35)	(40)	(22)
合計 (①+②)		387	555	430	504	552

※1 開放型事業所、夜間飲食店を除いた件数です。

エ 振動

苦情の種類	年度別件数					
	2019	2020	2021	2022	2023	
固定発生源	建設作業	72	92	95	151	139
	事業所※1	5	10	5	13	17
	開放型事業所	6	14	18	14	16
	その他	0	1	0	1	0
	小計 (①)	(83)	(117)	(118)	(179)	(172)
移動発生源	道路交通	22	32	27	15	17
	鉄道交通	2	2	1	1	0
	その他	1	0	1	0	1
	小計 (②)	(25)	(34)	(29)	(16)	(18)
合計 (①+②)		108	151	147	195	190

※1 開放型事業所を除いた件数です。

(3) 水質事故

ア 水質汚濁の状況（発生源別）

発生源	年度別件数				
	2019	2020	2021	2022	2023
製造業	4	5	5	2	0
建設業	6	11	9	4	3
サービス・卸売業	1	1	2	3	2
その他	8	7	6	7	1
不明	44	50	35	57	38
合計	63	74	57	73	44

イ 水質汚濁の水系・原因別受理件数

水域		原因別の受理件数（2023年度）※1					合計	
		魚浮上死	油浮遊	着色・汚濁など	その他			
河川・水路	鶴見川	3 (1)	3 (1)	7 (1)	0	13 (3)		
	入江川	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0	1 (0)		
	帷子川	0 (0)	1 (0)	7 (0)	0	8 (0)		
	大岡川	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0	2 (0)		
	宮川	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)		
	侍従川	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)		
	境川	0 (0)	3 (0)	4 (1)	0	7 (1)		
	柏尾川	0 (0)	1 (0)	8 (1)	0	9 (1)		
海域	扇島沖	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)		
	横浜港	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)		
	本牧根岸沖	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0	1 (0)		
	平潟湾	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)		
	その他水域	0 (0)	2 (1)	1 (0)	0	3 (1)		
上記水域外※2		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)		
合計		4 (1)	13 (2)	27 (3)	0	44 (6)		

※1 括弧内の数値は、原因別の受理件数のうち、その発生原因が判明した件数です。

※2 河川・海域以外の湧き水や側溝等で生じた事故を集計したものです。

ウ 魚浮上事故の被害魚種と原因

2023年度の発生年月日	事故発生地点			被害魚種	原因
2023.6.7	鶴見川	港北区樽町	コイ他	原因不明	
2023.7.18	奈良川	都筑区荏田南町	コイ	次亜塩素酸ナトリウム	
2023.8.15	大岡川	南区南太田	マハゼ	汚泥	
2023.8.17	大熊川	都筑区大熊町	オイカワ他	原因不明	

4-7 環境法令に基づく届出等の件数

(1) 大気汚染防止法

届出の種類（根拠条項）		年度別受付件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
ばい煙発生施設	設置届出書（第6条第1項）	38	38	38	26	31
	使用届出書（第7条第1項）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第8条第1項）	5	6	5	4	13
	氏名等変更届出書（第11条）	99	159	87	84	97
	使用廃止届出書（第11条）	60	43	60	44	48
	承継届出書（第12条第3項）	14	12	14	8	7
揮発性有機化合物排出施設	設置届出書（第17条の5第1項）	1	1	0	0	0
	使用届出書（第17条の6第1項）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第17条の7第1項）	0	0	0	0	0
	氏名等変更届出書（第17条の13第2項）	2	2	6	1	4
	使用廃止届出書（第17条の13第2項）	1	0	0	0	0
	承継届出書（第17条の13第2項）	0	0	0	0	0
一般粉じん発生施設	設置届出書（第18条第1項）	3	10	5	4	7
	使用届出書（第18条の2第1項）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第18条第3項）	4	0	3	2	1
	氏名等変更届出書（第18条の13第2項）	11	17	9	14	16
	使用廃止届出書（第18条の13第2項）	4	7	8	4	9
	承継届出書（第18条の13第2項）	1	3	0	2	1
解体等工事 ^{※1}	事前調査結果報告（第18条の15第6項）	—	—	—	21,761	25,775
特定粉じん排出等作業	実施届出書（第18条の17第1項又は第2項）	273	317	147	232	208
水銀排出施設	設置届出書（第18条の28第1項）	0	1	0	0	1
	使用届出書（第18条の29第1項）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第18条の30第1項）	4	1	0	0	2
	氏名等変更届出書（第18条の36第2項）	2	8	0	0	1
	使用廃止届出書（第18条の36第2項）	0	1	0	0	0
	承継届出書（第18条の36第2項）	0	0	0	0	0
合計		522	626	382	22,186	26,221

※1 解体等工事における石綿事前調査結果の報告は、大気汚染防止法の改正により、2022年度から追加されました。

(2) 水質汚濁防止法

届出等の種類（根拠条項）		年度別受付件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
特定施設（①）	設置届出書（第5条第1項）	88	122	109	103	107
	使用届出書（第6条第1項）	0	0	3	2	0
有害物質使用特定施設 ^{※1} ・ 有害物質貯蔵指定施設（②）	設置届出書（第5条第3項）	13	11	12	15	10
	使用届出書（附則第3条）	4	6	4	2	0
①・② 共通	変更届出書（第7条）	92	61	73	63	57
	氏名等変更届出書（第10条）	95	153	112	133	106
	使用廃止届出書（第10条）	99	69	100	89	93
	承継届出書（第11条第3項）	25	14	14	19	16
	汚濁負荷量測定手法届出書 (第14条第3項)	7	7	6	2	8
	使用等開始報告書 ^{※2}	148	140	158	141	160
合計		571	583	591	569	557

※1 特定施設（①）に係る届出を提出した場合を除きます。

※2 制度運用による報告書様式です。

※3 表中の「附則」は、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）の附則」です。

(3) 土壤汚染対策法（土壤汚染対策に係る届出等）

届出等の種類（根拠条項）	年度別受付件数				
	2019	2020	2021	2022	2023
土壤汚染状況調査結果報告書（第3条第1項）	24	6	10	10	11
特定有害物質の種類の通知申請書（規則第3条第4項）	0	0	1	0	0
土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書 (第3条第1項ただし書)	69	40	70	46	53
承継届出書（規則第16条第5項）	9	3	4	5	6
土地利用方法変更届出書（第3条第5項）	6	1	0	2	2
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (第3条第7項又は第4条第1項)	95	110	134	129	136
土壤汚染状況調査結果報告書 (第3条第8項又は第4条第2項若しくは第3項)	28	20	30	38	39
土壤汚染状況調査結果報告書（第5条第1項）	0	0	0	0	0
汚染除去等計画書（新規・変更）（第7条第1項又は第3項）	1	0	0	1	0
工事完了報告書（第7条第9項）	0	0	0	0	0
実施措置完了報告書（第7条第9項）	0	1	0	0	0
帶水層の深さに係る確認申請書 (規則第44条第1項又は規則第50条第2項)	0	0	0	0	0
指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書（規則第45条第1項。旧様式）	0	0	0	0	0

(次頁へ続きます)

届出等の種類（根拠条項）	年度別受付件数				
	2019	2020	2021	2022	2023
実施措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書（規則第45条第1項）	2	0	0	0	0
地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書（規則第46条第1項又は規則第50条第3項）	0	0	0	0	0
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（第12条第1項、第2項又は第3項）	49	54	48	48	72
施行管理方針に係る確認申請書/変更届出書（第12条第1項第1号又は規則第52条の6第1項若しくは第2項）	0	0	0	0	0
施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書（第12条第4項）	0	0	0	0	0
施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出書（規則第52条の5第1項）	0	0	0	0	0
施行管理方針の廃止届出書（規則第52条の7第1項）	0	0	0	0	0
指定の申請書（第14条第1項）	4	4	5	6	4
要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書（規則第59条の2第2項第3号）	0	0	0	0	0
搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書（第16条第1項）	3	1	0	1	4
汚染土壤の区域外搬出届出書（第16条第1項）	27	28	32	27	48
汚染土壤の区域外搬出変更届出書（第16条第2項）	8	9	10	2	4
非常災害時における汚染土壤の区域外搬出届出書（第16条第3項）	0	0	0	0	0
搬出汚染土壤の運搬／処理状況確認届出書（第20条第6項）	0	0	0	0	0
要措置区域における汚染の除去等の措置完了報告書※1	3	2	4	6	5
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更完了報告書※2	41	57	56	32	56
土壤汚染状況調査結果報告期限延長申請書（規則第1条第1項ただし書）	2	0	6	1	6
その他の届出書	56	33	59	34	49
合計	427	369	469	388	495

※1 制度運用による報告書様式です。

(4) 土壤汚染対策法（土壤汚染対策に係る措置内容等）

措置内容等の種類（申請根拠）	年度別件数				
	2019	2020	2021	2022	2023
特定有害物質の種類の通知（規則第3条第3項）	0	0	1	0	0
土壤汚染対策法第3条第1項のただし書の確認 (第3条第1項ただし書)	79	37	73	44	53
帶水層の深さに係る確認 (規則第44条第1項又は規則第50条第2項)	0	0	0	0	0
実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認 (規則第45条第1項)	2	0	0	0	0
地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認 (規則第46条第1項又は規則第50条第3項)	0	0	0	0	0
施行管理方針に係る確認（第12条第1項）	0	0	0	0	0
指定（第14条第1項）	5	4	5	6	4
搬出しようとする土壤の基準適合認定（第16条第1項）	3	1	0	1	4
土壤汚染状況調査結果報告の期限の延長 (規則第1条第1項ただし書)	2	0	0	1	6
合計	91	42	79	52	67

(5) 土壤汚染対策法（汚染土壤処理業に係る申請等）

届出等の種類（根拠条項）		年度別受付件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
汚染土壤処理業	許可申請書（第22条第1項）	2	2	0	0	1
	地下水の水質が地下水基準に1年間継続して適合している旨の確認申請（省令第5条第20号ただし書）	0	0	0	0	0
	1年間継続して省令の規定に従って大気汚染有害物質を排出している旨の確認申請（省令第5条第21号口括弧書）	0	0	0	0	0
	変更許可申請書（第23条第1項）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第23条第3項）	16	10	8	12	5
	休止/廃止/再開届出書（第23条第4項）	0	0	1	0	1
	廃止措置実施報告書（第27条第1項）	0	0	0	0	0
	譲渡及び譲受承認申請書（第27条の2第1項）	0	0	0	0	0
	合併・分割承認申請書（第27条の3第1項）	0	0	0	0	0
	相続承認申請書（第27条の4第1項）	0	0	0	0	0
許可証の再交付/書換え申請書（省令第17条第2項）		0	2	0	2	0
合計		18	14	9	14	7

※1 表中の「省令」は、「汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）」です。

(6) 土壤汚染対策法（汚染土壤処理業に係る措置内容等）

措置内容等の種類（申請根拠）		年度別件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
汚染土壤処理業	許可（第22条第1項）	0	0	0	0	0
	地下水の水質が地下水基準に1年間継続して適合している旨の確認（省令第5条第20号ただし書）	0	0	0	0	0
	1年間継続して省令の規定に従って大気汚染有害物質を排出している旨の確認（省令第5条第21号口括弧書）	0	0	0	0	0
	更新の許可（第22条第5項）	2	1	1	0	1
	変更の許可（第23条第1項）	0	0	0	0	0
	譲渡及び譲受の承認（第27条の2第1項）	0	0	0	0	0
	合併及び分割の承認（第27条の3第1項）	0	0	0	0	0
	相続の承認（第27条の4第1項）	0	0	0	0	0
	許可証の再交付/書換え（省令第17条第2項）	0	2	0	2	0
	合計	2	3	1	2	1

※1 表中の「省令」は、「汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）」です。

(7) 騒音規制法

届出の種類（根拠条項）		年度別受付件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
特定施設	設置届出書（第6条第1項）	46	35	19	24	31
	使用届出書（第7条第1項）	0	0	0	0	0
	種類ごとの数変更届出書（第8条第1項）	74	48	49	62	75
	騒音の防止の方法変更届出書（第8条第1項）	8	9	3	6	3
	氏名等変更届出書（第10条）	169	431	176	173	231
	使用全廃届出書（第10条）	25	31	22	28	39
	承継届出書（第11条第3項）	30	24	31	14	16
特定建設作業	実施届出書（第14条第1項又は第2項）	1,912	2,053	2,192	2,253	2,489
合計		2,264	2,631	2,492	2,560	2,884

(8) 振動規制法

届出の種類（根拠条項）		年度別受付件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
特定施設	設置届出書（第6条第1項）	25	17	12	14	13
	使用届出書（第7条第1項）	0	0	0	0	0
	種類及び能力ごとの数変更届出書（第8条第1項）	62	41	33	47	58
	使用の方法変更届出書（第8条第1項）	0	2	3	3	4
	振動の防止の方法変更届出書（第8条第1項）	5	7	3	4	1
	氏名等変更届出書（第10条）	75	125	81	92	128
	使用全廃届出書（第10条）	15	13	13	20	56
特定建設作業	実施届出書（第14条第1項又は第2項）	1,015	1,034	1,168	1,288	1,406
合計		1,204	1,245	1,328	1,473	1,672

(9) ダイオキシン類対策特別措置法

届出の種類（根拠条項）		年度別受付件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
特定施設	設置届出書（第12条第1項）	0	2	0	0	1
	使用届出書（第13条第1項又は第2項）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第14条第1項）	2	1	0	0	3
	氏名等変更届出書（第18条）	5	13	3	0	3
	使用廃止届出書（第18条）	4	1	0	2	2
	承継届出書（第19条第3項）	0	0	0	0	1
合計		11	17	3	2	10

(10) 下水道法・横浜市下水道条例

届出等の種類（根拠条項）		年度別受付件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
特定施設 (①)	設置届出書（法第12条の3第1項）	84	111	97	93	100
	使用届出書（法第12条の3第2項又は第3項）	0	0	1	1	0
	構造等変更届出書（法第12条の4）	73	67	69	67	56
	使用廃止届出書（法第12条の7）	103	120	116	92	122
	工事完了届出書（要綱第5条）	139	131	121	114	140
除害施設 (②)	新設等届出書（条例第7条第1項）	44	41	53	49	45
	使用廃止届出書（条例規則第11条第2項）	24	29	39	33	45
	工事完了届出書（条例第7条第2項）	32	34	44	37	34
①・②共通	氏名変更等届出書（法第12条の7）	169	275	215	236	225
	氏名等変更届出書（条例規則第11条第2項）	34	42	30	48	48
除害施設等 管理責任者	選任届出書（条例第9条第2項）	168	105	172	162	208
	承認申請書（条例規則第15条第2項）	40	36	57	36	70
	解任届出書（条例規則第15条第5項）	152	116	164	142	213
	資格認定講習修了証再交付願 (要綱第12条第6項)	6	1	3	4	2
公共下水道	使用開始（変更）届（法第11条の2第1項）	154	137	153	135	142
	使用開始届（法第11条の2第2項）					
	使用開始（変更）届出の氏名等変更連絡 (要綱第6条)	17	20	24	13	8
合計		1,239	1,265	1,358	1,262	1,458

※1 表中の「要綱」は、「横浜市環境創造局事業場排水指導要綱」（2024年4月1日からは「横浜市公共下水道事業場排水指導要綱」）です。

(11) 工業用水法

届出等の種類（根拠条項）		年度別受付件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
井戸	使用許可申請書（第3条第1項）	0	0	0	0	0
	使用届出書（第6条第3項）	0	0	0	0	0
	変更許可申請書（第7条第1項）	0	0	0	0	0
	氏名等変更届出書（第9条）	0	0	0	0	0
	許可承継届出書（第10条第3項）	0	0	0	0	0
	許可井戸廃止届出書（第11条）	0	0	0	0	0
	変更報告書（第24条）	0	0	0	0	0
	使用状況報告書（第24条）	1	1	1	1	1
合計		1	1	1	1	1

(12) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

届出等の種類 (根拠条項)		年度別受付件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
公害防止統括者 (第3条第3項又は第6条第2項)	選任等※1	42	48	55	43	39
	代理者の選任等※1	48	44	55	29	45
公害防止主任管理者 (第5条第3項又は第6条第2項)	選任等※1	2	0	4	2	2
	代理者の選任等※1	2	0	0	0	2
公害防止管理者 (第4条第3項 又は第6条第2項)	大気関係	選任等※1	40	29	34	34
		代理者の選任等※1	27	21	29	35
	水質関係	選任等※1	27	18	18	11
		代理者の選任等※1	23	12	12	21
	騒音関係	選任等※1	3	2	6	0
		代理者の選任等※1	1	1	1	2
	特定粉じん関係	選任等※1	0	0	0	0
		代理者の選任等※1	0	0	0	0
	一般粉じん関係	選任等※1	10	11	12	10
		代理者の選任等※1	8	7	14	10
	振動関係	選任等※1	3	4	2	0
		代理者の選任等※1	2	3	3	0
ダイオキシン類 関係	選任等※1	0	0	0	0	2
	代理者の選任等※1	0	0	2	0	2
承継届出書 (第6条の2第2項)		3	1	1	1	0
合計		241	201	248	198	202

※1 公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者に係る届出事由は「選任、死亡・解任」です。

(13) 化学物質排出把握管理促進法

届出等の種類 (根拠条項)	年度別受理件数※1				
	2019	2020	2021	2022	2023
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 (第5条第2項)	360	373	347	360	358
電子情報処理組織使用届出書 (規則第12条第1項)	3	7	5	7	12
電子情報処理組織変更 (廃止) 届出書 (規則第12条第3項)	41	45	46	63	62
変更届出書※2	21	49	21	17	13
過年度新規届出書※2	1	20	7	11	0
取下げ願い※2	0	0	0	0	0
合計	426	494	426	458	445

※1 各年度内に届出され、受理した件数を集計しています。(把握対象年度ごとに有効な届出を集計した結果ではありません。)

※2 PRTR制度の運用に基づく届出等です。

※3 法律の正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」です。

(14) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（申請等）

届出等の種類（根拠条項）		年度別受付件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
指定事業所	設置許可申請書（第3条第1項）	31	31	30	31	28
	事業開始等届出書（第7条）	31	33	26	33	28
	変更許可申請書（第8条第1項）	180	169	160	175	187
	変更完了届出書（第8条第2項）	155	147	131	139	164
	変更計画中止届出書（第8条第3項）	0	0	1	0	0
	変更計画届出書（旧規定 ^{※1} ）	—	—	—	—	—
	変更届出書（第10条）	284	354	303	273	309
	地位承継届出書（第11条第3項）	28	24	27	22	21
	廃止等届出書（第12条）	64	45	50	56	46
	現況届出書（第15条第2項）	0	0	0	0	0
環境管理事業所	環境配慮書（旧規定 ^{※1} ）	—	—	—	—	—
	認定申請書（第18条第2項）	10	1	3	9	3
騒音・振動	変更届出書（第21条第1項）	37	32	32	14	14
	騒音測定結果報告書（第33条）	32	10	17	35	24
夜間営業	振動測定結果報告書（第33条）	15	5	3	22	8
	開始届出書（第55条第1項）	0	0	0	0	0
	変更計画届出書（第55条第2項）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第55条第3項）	2	4	1	1	5
	廃止等届出書（第55条第4項）	1	0	0	0	3
	地位承継届出書（第56条第2項）	0	0	0	0	0
地下水汚染	既設届出書（附則第9項）	0	0	0	0	0
	地下水汚染原因調査報告書（第61条の2第2項）	0	0	1	1	1
土壤汚染	地下水浄化措置結果報告書（第61条の3第2項）	13	13	6	6	7
	特定有害物質使用等事業所廃止届出書（第64条の2第1項又は第7項）	35	22	30	25	25
	条例土壤汚染状況調査結果報告書（第64条の2第2項又は第7項）	19	6	15	9	11
	条例第64条の2第2項第3号の確認申請書（第64条の2第2項第3号又は第7項）	5	3	4	3	1
	土地利用方法変更届出書（第64条の2第5項又は第7項）	1	0	1	1	0
	条例土壤汚染状況調査結果報告書期限延長申請書（規則第59条の2第2項ただし書）	3	4	5	1	2
	承継届出書（規則第59条の3第5項）	0	2	0	2	0
	土地の形質の変更届出書（第65条第1項）	25	71	60	51	58
	条例第65条に基づく条例土壤汚染状況調査結果報告書（第65条第2項又は第3項）	17	33	36	26	34
	条例汚染除去等計画書（新規・変更）（第66条の2第1項又は第3項）	0	0	0	0	0

(次頁へ続きます)

届出等の種類（根拠条項）		年度別受付件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
土壤汚染	工事完了報告書（第66条の2第9項）	0	0	0	0	0
	条例実施措置完了報告書 (第66条の2第9項)	0	0	0	0	0
	帯水層の深さに係る確認申請書 (規則第59条の25第1項又は規則第59条の31第2項)	0	0	0	0	0
	条例実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書 (規則第59条の26第1項)	0	0	0	0	0
	地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書 (規則第59条の27第1項又は規則第59条の31第3項)	0	0	0	0	0
	条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書 (第67条の2第1項、第2項又は第3項)	18	12	12	7	11
	条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更 完了/中間 報告書※2	16	13	13	8	4
	土壤汚染による地下水への影響調査報告書 (第68条の2第1項)	33	22	25	23	32
	搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書 (第69条第1項)	0	1	0	0	0
	条例汚染土壤の区域外搬出届出書 (第69条第1項)	12	11	12	6	8
	条例汚染土壤の区域外搬出変更届出書 (第69条第2項)	2	1	4	0	1
	非常災害時における条例汚染土壤の区域外搬出届出書 (第69条第3項)	0	0	0	0	0
	搬出条例汚染土壤の 運搬/処理 状況確認届出書 (第69条の5第6項又は第9項)	0	0	0	0	0
	条例土壤汚染状況調査結果報告書 (追完・詳細) ※2	1	1	3	0	1
土壤汚染 (ダイオキシン 類管理対象地 に係るもの)	条例要措置区域における汚染の除去等の措置完了/中間 報告書 (旧規定※1)	—	—	—	—	—
	その他の届出書 (土壤汚染対策) ※2	23	54	47	12	14
	ダイオキシン類管理対象事業所廃止届出書 (第70条の2第1項)	1	1	0	1	0
	土壤汚染状況調査結果報告書 (第70条の2第2項)	1	1	2	1	0
	土地の形質の変更届出書 (第70条の3第1項又は第7項)	10	16	17	26	36
	土地形質変更土壤汚染状況調査結果報告書 (第70条の3第2項又は第7項)	9	8	7	0	4
	公害防止措置完了報告書 (第70条の3第4項)	0	0	0	0	0

(次頁へ続きます)

届出等の種類（根拠条項）		年度別受付件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
土壤汚染 (ダイオキシン類管理対象地に係るもの)	非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書 (第70条の3第5項又は第7項)	0	0	0	0	0
	地下水への影響調査報告書(第70条の5第1項)	0	0	0	0	0
地下水採取	許可申請書（第72条第1項）	0	1	0	25	4
	開始届出書（第74条第1項）	1	1	1	2	3
	変更許可申請書（第75条第1項）	3	8	2	4	4
	変更完了届出書（第75条第2項）	0	1	0	0	0
	変更計画中止届出書（第75条第3項）	0	0	0	0	0
	変更届出書（第76条）	20	60	22	14	24
	地位承継届出書（第77条第3項）	3	4	3	1	1
	廃止届出書（第78条）	6	1	3	4	4
	地下水採取量及び水位測定結果報告書 (第81条)	222	263	240	241	238
特定小規模施設	設置届出書（第86条第1項）	149	76	46	4	6
	承継届出書（第86条第2項）	5	14	1	0	0
	変更届出書（第87条第1項又は第2項）	44	597	24	6	7
	廃止届出書（第88条）	36	46	19	0	4
	既設届出書（附則第17項）	0	0	0	0	0
石綿排出作業	開始届出書（第92条）	18	21	27	35	42
	完了届出書（第94条）	286	331	204	226	267
焼却施設解体工事	開始届出書（第99条第1項又は第2項）	3	4	2	4	3
	完了届出書（第100条）	2	4	2	3	4
工事排水	工事排水届出書（第105条）	7	4	8	7	7
	変更届出書（第106条第1項又は第2項）	3	7	5	1	12
	完了届出書（第107条）	3	5	6	3	1
屋外作業	開始届出書（第111条）	3	4	1	2	1
	変更届出書（第112条第1項又は第2項）	2	4	4	0	0
	中止届出書（第113条）	1	3	0	0	0
	使用届出書（附則第23項）	0	0	0	0	0
掘削作業	開始届出書（第117条）	14	24	17	13	15
	変更届出書（第118条第1項又は第2項）	46	24	26	20	11
	完了届出書（第120条）	37	21	27	18	13
小規模揚水施設	設置届出書（第124条第1項）	8	6	7	6	2
	承継届出書（第124条第2項）	5	0	0	2	2
	変更届出書（第126条第1項又は第2項）	15	15	16	8	6
	廃止届出書（第127条）	4	2	4	2	1

(次頁へ続きます)

届出等の種類（根拠条項）		年度別受付件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
土壤汚染 (土壤汚染有害物質使用地に係るもの) (旧規定※ ¹)	土壤汚染有害物質使用事業所廃止等報告書	0	0	0	0	0
	土壤調査計画書	0	0	0	0	0
	土壤調査報告書	0	0	0	0	0
	土壤汚染対策計画書	0	0	0	0	1
	土壤汚染対策完了報告書	1	2	0	1	0
土壤汚染 (土壤汚染有害物質使用地に係るもの) (旧規定※ ¹)	土地形質変更届出書	0	0	0	0	0
	土地形質変更土壤調査計画書	0	0	0	0	0
	土地形質変更土壤調査報告書	0	0	0	0	0
	土地形質変更土壤汚染対策計画書	2	2	2	5	2
	土地形質変更土壤汚染対策完了報告書	6	3	3	2	3
	周知計画届出書	0	0	0	0	0
	周知完了届出書	0	0	0	0	0
	適正処分・その他の届出書	2	1	18	42	0
合計		2,071	2,709	1,824	1,720	1,750

※1 表中「旧規定」と記載されているものは、現在の生活環境保全条例では削除されているものです。ただし、経過措置の対象となるものは、旧規定に基づく届出等を受付しています。

※2 制度運用に基づく届出等です。

(15) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（措置内容等）

措置内容等の種類（申請根拠）		年度別件数				
		2019	2020	2021	2022	2023
指定事業所	設置の許可（第3条第1項）	29	32	29	34	28
	変更の許可（第8条第1項）	186	170	157	165	187
環境管理事業所	認定（第18条第1項）	9	3	3	8	3
土壤汚染	条例第64条の2第2項第3号の確認 (第64条の2第2項第3号又は第7項)	4	3	4	3	1
	条例土壤汚染状況調査結果報告書の期限の延長（規則第59条の2第2項ただし書）	2	2	5	1	2
	帶水層の深さに係る確認 (規則第59条の25第1項又は規則第59条の31第2項)	0	0	0	0	0
	条例実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認（規則第59条の26第1項）	0	0	0	0	0
	地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認（規則第59条の27第1項又は規則第59条の31第3項）	0	0	0	0	0
	搬出しようとする土壤の基準適合認定（第69条第1項）	0	1	0	0	0
地下水採取	許可（第72条第1項）	0	1	0	25	4
	変更の許可（第75条第1項）	3	8	2	4	4
合計		233	220	200	240	229

4-8 環境管理事業所

(1) 環境管理事業所の認定状況（2023年度末時点）

事業所の名称	所在地	認定の有効期間	
		開始	終了
東芝環境ソリューション株式会社 本社	鶴見区寛政町20-1	2022.9.16	2025.7.31
山村フォトニクス株式会社 横浜工場	神奈川区恵比須町7-8	2024.3.13	2027.2.17
国際埠頭株式会社	中区豊浦町3	2022.9.28	2025.9.27
神奈川機器工業株式会社	磯子区岡村八丁目19-1	2023.12.28	2026.10.26
東芝マテリアル株式会社	磯子区新杉田町8	2022.8.31	2025.8.7
アネスト岩田株式会社 本社	港北区新吉田町3176	2023.3.23	2026.3.22
株式会社デスボ 池辺工場	都筑区池辺町3970	2023.3.29	2026.3.28
株式会社デスボ 池辺コンポスト工場	都筑区池辺町3978-1	2023.3.29	2026.3.28
山村フォトニクス株式会社 本社工場	都筑区池辺町4207	2024.3.13	2027.2.17
住友電気工業株式会社 横浜製作所	栄区田谷町1	2023.2.17	2026.2.4
千代田化工建設株式会社 子安オフィスリサーチパーク	神奈川区守屋町3-13	2022.4.27	2025.2.5

※この表は、生活環境保全条例第18条第1項の規定に基づき認定した環境管理事業所について、同第20条の規定に基づき、2023年度末時点の認定状況を掲載しています。（所在地の区ごとに整理して掲載）

4-9 低公害車の普及促進

(1) 市内の次世代自動車（EV、PHV、FCV）登録台数

次世代自動車の種別	年度末時点の登録台数				
	2019	2020	2021	2022	2023
電気自動車（EV）	3,917	4,139	4,691	6,689	8,576
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	3,096	3,388	3,936	4,769	5,813
燃料電池自動車（FCV）	150	199	282	306	329
合計	7,163	7,726	8,909	11,764	14,718

※特種（殊）車を除きます。

4-10 広報物による情報発信

(1) ガイドラインに基づく取組に関する広報物（2023年度作成）

名称	概要	形式
横浜市生活環境の保全等に関する条例関係規程集	生活環境保全条例の関係規程（条例・施行規則・指針・指導基準等）をとりまとめた規程集	電子データ
生活環境保全推進ガイドライン年次報告書（2022年度実績）	生活環境の状況やガイドラインに基づく取組の実施状況について2022年度実績をとりまとめた年次報告書	印刷物 電子データ
横浜市大気汚染調査報告書（第63報）	大気汚染物質等の常時監視測定、有害大気汚染物質測定などの結果をとりまとめた年次報告書	電子データ
令和4年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書	神奈川県の水質測定計画に基づく水質調査（公共用水域及び地下水）結果などをとりまとめた年次報告書	電子データ
令和4年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書	道路交通騒音などの騒音・振動に関する環境測定の結果をとりまとめた年次報告書	電子データ
横浜市環境科学研究所報第48号	2022年度に環境科学研究所が行った試験検査、調査研究の概要及び成果をとりまとめた年次報告書	印刷物 電子データ
2023年度 環境に関する市民意識調査 調査結果報告書	環境に対する意識や環境行動の実践状況等に関する市民への意識調査の結果をとりまとめた報告書	電子データ
野焼き（屋外燃焼行為）は条例で原則禁止となっています	野焼き禁止について説明したパンフレット	印刷物 電子データ
水質汚濁防止法の手引	水質汚濁防止法について説明したパンフレット	印刷物 電子データ
騒音規制法及び振動規制法による特定施設に係る届出の手引	騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の届出について説明したパンフレット	印刷物 電子データ
より静かな建設作業を目指して！－特定建設作業実施届出の手引－	騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出について説明したパンフレット	印刷物 電子データ
特定建設作業実施届出の手引（横浜市電子申請・届出システム用）	騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出の電子申請について説明したパンフレット	印刷物 電子データ
下水道法・横浜市下水道条例届出書作成マニュアル	下水道法に基づく特定施設等や横浜市下水道条例に基づく除害施設の届出について説明したパンフレット	電子データ
土壤汚染対策に関するQ&A	土壤汚染対策法及び生活環境保全条例に基づく土壤汚染対策に関するQ&A集	印刷物 電子データ

（次頁へ続きます）

名称	概要	形式
身近な VOC 対策に関する動画	民生品（一般生活で使われる製品）に使用されている揮発性有機化合物（VOC）についての啓発動画、九都県市で作成	動画
【Y-Labo】こんな方法もあったんだ！地球温暖化対策	「動画で横浜の環境を学ぼう！」地球温暖化編。地球温暖化対策計画書制度を紹介する動画	動画
【Y-Labo】人工イクラ（おうちでできる実験動画）	様々な化学物質を用いて人工イクラを作る実験動画	動画
【Y-Labo】カラフルシャボン玉（おうちでできる実験動画）	様々な化学物質を用いてカラフルシャボン玉を作る実験動画	動画
【Y-Labo】カレンダー	環境リスくん・リス子ちゃんを用いて環境関連の情報発信を行うカレンダー	電子データ
化学物質について知ろう！（動画版、PDF版）	「化学物質と環境リスク」と「PRTR ってなんだろう？」をテーマにした化学物質に関する啓発資料。動画版（2023年度末まで公開）とPDF版で公表	動画 電子データ

4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要

この節では、横浜市内に適用される主な環境基準等（原則として 2023 年度末時点）の概要を整理しています。市内に適用されないもの※は省略しています。

※ 例えば、水質汚濁に係る環境基準では、市内に適用されない類型の基準値は掲載されていません。

(1) 大気環境

ア 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。	長期的評価※ ¹
一酸化炭素 (CO)	日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。	長期的評価※ ¹
浮遊粒子状物質 (SPM)	日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	長期的評価※ ¹
二酸化窒素 (NO ₂)	日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。※ ²	98% 値評価※ ³
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。	昼間（5～20 時）の測定値による評価
微小粒子状物質 (PM2.5)	年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。	年平均値の評価及び 98% 値評価の併用※ ⁴

※ 1 年間の日平均値のうち、高い方から 2 % の範囲にあるものを除外した後の最高値（2 % 除外値）を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、不適合と評価します。

※ 2 横浜市では環境基準のゾーン下限値（0.04 ppm）を環境目標値としています。

※ 3 年間の日平均値を小さいものから順に並べ、低い方から 98% に相当するもの（日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価します。

※ 4 年平均値が長期基準である 15 µg/m³ 以下であり、かつ、日平均値の年間 98% 値が短期基準である 35 µg/m³ 以下である場合に、適合と評価します。

イ 有害大気汚染物質に係る環境基準

項目	環境基準※ ¹
ベンゼン	0.003 mg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	0.13 mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	0.2 mg/m ³ 以下
ジクロロメタン	0.15 mg/m ³ 以下

※ 1 年間平均値で評価します。

ウ 有害大気汚染物質に係る指針値

項目	指針値 ^{※1,※2}	項目	指針値 ^{※1,※2}
アクリロニトリル	2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	水銀及びその化合物	0.04 $\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下
アセトアルデヒド	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	ニッケル化合物	0.025 $\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	ヒ素及びその化合物	6 ng As/ m^3 以下
塩化メチル	94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	1,3-ブタジエン	2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	マンガン及びその化合物	0.14 $\mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下		

※1 年間平均値で評価します。

※2 「指針値」は、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値であり、環境目標値の一つとして環境省が設定したものです。

エ ダイオキシン類の環境基準（大気）

項目	環境基準 ^{※1,※2}
ダイオキシン類（大気）	0.6 pg-TEQ/ m^3 以下

※1 年間平均値で評価します。

※2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの量に換算していることを表しています。

オ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06 ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20 ppmC から 0.31 ppmC の範囲にある。

※1 「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（中央公害対策審議会 1976 年 8 月 13 日）別添の専門委員会報告から指針に係る部分を抜粋して掲載しています。

※2 この指針は、光化学オキシダント生成防止のための必要条件としての環境大気中の非メタン炭化水素濃度レベルとして設定されたものです。

(2) 水環境

ア 水質汚濁に係る環境基準

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準 ^{※1}	項目	環境基準 ^{※1}
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム ^{※2}	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素 ^{※3}	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素 ^{※3}	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

※1 年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値は、最高値で評価します。

※2 六価クロムの環境基準は2022年4月1日に変更されました。

※3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用されません。

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

生活環境項目（河川）ア^{※1}

類型	水素イオン濃度指数 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数 ^{※2,※3}
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—

※1 日間平均値で評価します。ただし、BODは「75%水質値」で、大腸菌数は「90%水質値」で評価します。

「75%水質値」とは、年間の日間平均値を小さいものから順に並べ、低い方から75%に相当する値をいいます。同様に、「90%水質値」は、年間の日間平均値の低い方から90%に相当する値です。

※2 2022年4月1日から大腸菌数の環境基準が新たに追加され、大腸菌群数は削除されました。ただし、横浜市内の河川には大腸菌数に係る環境基準は設定されていません。

※3 大腸菌数は、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数から算出する値（単位 CFU/100mL）で評価します。CFUはコロニー形成単位（Colony Forming Unit）の意味です。

生活環境項目（河川）イ^{※1}

類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物B	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。

(ウ) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

生活環境項目（海域）ア ^{※1}

類型	水素イオン濃度指数（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数 ^{※2}	n-ヘキサン抽出物質（油分等）
B	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと
C	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

※1 日間平均値で評価します。ただし、BOD は「75%水質値」で、大腸菌数は「90%水質値」で評価します。
「75%水質値」とは、年間の日間平均値を小さいものから順に並べ、低い方から 75%に相当する値をいい
ます。同様に、「90%水質値」は、年間の日間平均値の低い方から 90%に相当する値です。

※2 2022年4月1日から大腸菌数の環境基準が新たに追加され、大腸菌群数は削除されました。ただし、横浜市
内の河川には大腸菌数に係る環境基準は設定されていません。

生活環境項目（海域）イ ^{※1}

類型	全窒素	全りん
III	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。

生活環境項目（海域）ウ ^{※1}

類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。

生活環境項目（海域）エ ^{※1}

類型	底層溶存酸素量
生物 1	4.0 mg/L 以上
生物 2	3.0 mg/L 以上

※1 日間平均値で評価します。

※2 東京湾に係る底層溶存酸素量の水域及び類型は 2021 年 12 月 28 日に指定されました。類型指定後、環境
基準点の設定の検討が行われています。

イ 人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値（公共用海域）（抜粋）

項目	指針値
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び ペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005 mg/L 以下（暫定） ^{※1}

※1 PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については、PFOS 及び PFOA の合計値です。

ウ ダイオキシン類の環境基準（水質、水底の底質）

項目	環境基準 ^{※1}
ダイオキシン類（水質（水底の底質を除く。））	1 pg-TEQ/L 以下 ^{※2}
ダイオキシン類（水底の底質）	150 pg-TEQ/g 以下

※1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量

であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算していることを表しています。

※2 水質（水底の底質を除く。）は、年間平均値で評価します。

エ 水環境目標

横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）では、横浜の水環境の目指すべき目安として、水環境目標を定めています。水環境目標は、水域ごとに定める「達成目標」・「補助目標」と、市内全水域に定める「全水域の一律達成目標」で構成されています。

（ア）達成目標・補助目標（河川）

水域区分	達成目標			補助目標				
	生物指標による水質評価	BOD	ふん便性 大腸菌群数	水深 ^{※1}	流速 ^{※1}	川床状況 と美観	周辺環境	
I	A 「源流・上流域」の “大変きれい”  アブラハヤ  ホトケドジョウ 	3 mg/L 以下	1,000 個 /100mL 以下	5～15 (10) cm ^{※2}	30cm/s 程度	自然河床 の保全 ・ ごみの ないこと	自然環境の保全を重視し、自然 生態系の保全を図るとともに、 澄んだせせらぎの復元に努める。	
						自然河床 の復元 ・ ごみの ないこと	河川の自然環境の復元や周辺農 地等も含めた生物生息環境の復 元に努めるとともに親水性に配 慮する。	
	A 「中流～下流域」の “大変きれい”  シマドジョウ  ヘビトンボ					ごみの ないこと	親水性の向上を図ることができる 拠点を設置する等、市民にとって の身近な憩いの場として、うる おいのある水辺空間の整備に努 めるとともに、生物生息環境にも 可能な限り配慮する。	
II	A 「中流～下流域」の “きれい”  ウダイ  アユ 	5 mg/L 以下	30～50 (40) cm ^{※2}	—	—		川幅や周辺空間に余裕のあるこ の水域においては、豊かな流れ と河川敷や沿川遊歩道を生かした 水遊び、自然観察等、多様なレ クリエーション利用が可能な水 辺空間の整備に努める。	
							河川としては中規模にあたるこ の水域においては、うるおいの ある水の存在を感じられるよ う、遊歩道の整備に努める。	
	C 「感潮域」の“きれい”  ビリンゴ  クサフグ  オサガニ				ヘドロの 堆積が ないこと	運河も含めたこの水域において は、緑化を中心とした修景性を 重視し、町中のうるおいのあ る水辺空間の整備に努める。		

※1 水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とします。

※2 水深の補助値欄の（）内の数値は、代表的な値です。

(イ) 達成目標・補助目標（海域）

水域区分	達成目標					補助目標	
	生物指標による水質評価	COD	窒素・リン	ふん便性大腸菌群数	底質状況と美観	周辺環境	
I	「内湾」の“きれい” 「干潟」の“きれい”  	2 mg/L 以下	T-N 0.3 mg/L 以下 T-P 0.03 mg/L 以下	100 個 /100mL 以下	ごみが 散乱して いない こと	砂浜の保全、後背緑地の保全・復元等の生態系の保全を重視し同時に海浜レクリエーション等の親水性にも配慮する。	
II	「干潟」の“きれい” 「内湾」の“きれい”  	3 mg/L 以下	T-N 0.6 mg/L 以下 T-P 0.05 mg/L 以下	—	底質の改善等、閉鎖性海域の環境の改善や干潟の保全に努め、プロムナードや親水公園の整備等、親水機能の改善に配慮する。		
III	「岸壁」の“きれい” 「内湾」の“きれい”  	3 mg/L 以下	T-N 1.0 mg/L 以下 T-P 0.09 mg/L 以下	—	ヘドロが 堆積して いない こと	湾や湾内に位置する波の穏やかなこの水域においては、親水性と修景性の両面を重視し、臨海公園における水辺への親しみやすさの創出とともに、うるおいのある海辺景観づくりに努める。	
IV	「岸壁」の“きれい” 「内湾」の“きれい”  	2 mg/L 以下	T-N 0.3 mg/L 以下 T-P 0.03 mg/L 以下	—	ごみが 浮いて いない こと	この沿岸水域においては、生物生息環境と眺望へ配慮し、海釣り施設やマリーナの整備に努める。	

(ウ) 全水域の一律達成目標

水環境目標として定める「全水域の一律達成目標」
環境基本法に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（最新のもの）のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準（水環境目標の達成目標に定める項目を除く。）」

(I) 水域区分ごとの生物指標

河川の源流・上流域における生物指標(河川ⅠA・ⅠB)		大変きれい	きれい	やや汚れている	汚れている
指標種					
魚類	(シマドジョウ、ホトケドジョウ、ギバチ、アブラハヤ)				
	(ドジョウ、メダカ)				
	(モツゴ、フナ類)				
底生動物	ヌカエビ、サワガニ、フタスジモンカゲロウ、シロタニガワカゲロウ、オナシカワゲラ科、ヤマトフタツメカワゲラ、カワトンボ、オニヤンマ、ヘビトンボ、カクツツビケラ科				
	カワニナ、ヤマトクロスジヘビトンボ、シロハラコカゲロウ、ウルマーシマトビケラ				
	ミズムシ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、コガタシマトビケラ属				
藻類	イトミミズ科、セスジユスリカ				
	タンスイベニマダラ、カワモズク類、コバンケイソウ、イタケイソウ				
	チャツツケイソウ、ハリケイソウ(A)				
水草	マガリケイソウ、ナガケイソウ				
	ハリケイソウ(B)				
	オランダガラシ				
細菌類	エビモ、オオカナダモ				
	(アイノコイトモ、コカナダモ)				
	(ミズワタ)				

表の  線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

河川の中流・下流域における生物指標(河川ⅡA・ⅡB・ⅡC)		大変きれい	きれい	やや汚れている	汚れている
指標種					
魚類	(シマドジョウ、アブラハヤ)				
	(ドジョウ、メダカ、ウグイ、アユ)				
	(モツゴ、フナ類、オイカワ、カマツカ)				
底生動物	ヌカエビ、オニヤンマ、ヤマトフタツメカワゲラ、ヘビトンボ、シロタニガワカゲロウ、ヒゲナガガガンボ属				
	ナミウズムシ、カワニナ、シロハラコカゲロウ、ウルマーシマトビケラ				
	シマイシビル、サカマキガイ、ミズムシ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、コガタシマトビケラ属				
藻類	イトミミズ科、セスジユスリカ				
	コバンケイソウ、イタケイソウ				
	チャツツケイソウ、ハリケイソウ(A)				
水草	マガリケイソウ、ナガケイソウ				
	ハリケイソウ(B)				
	オランダガラシ				
細菌類	エビモ、オオカナダモ				
	(アイノコイトモ、コカナダモ)				
	(ミズワタ)				

表の  線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

(次頁へ続きます)

河川の感潮域・海域の干潟における生物指標(河川 III・海域 I・II)

指標種	きれい	やや汚れている	汚れている	非常に汚れている
魚類	(ビリング、ミミズハゼ、クサフグ)			
	(シマイサキ、ヒメハゼ)			
	(チチブ、ボラ、マハゼ)			
	(アベハゼ)			
海岸動物	(オサガニ、マテガイ、バカガイ)			
	(ニホンスナモグリ、シオフキガイ)			
	(アサリ、ケフサイソガニ)			
	(ミズヒキゴカイ、ハナオカカギゴカイ)			
藻類	(オゴノリ)			
	(アナオサ、ハネモ)			

表の  線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

海域の岸壁における生物指標(海域 III・IV)

指標種	きれい	やや汚れている	汚れている	非常に汚れている
魚類	(クサフグ、ウミタナゴ)			
	(ヒイラギ、キュウセン、ナベカ、シマハゼ、アイナメ)			
	(ボラ)			
海岸動物	(ヨロイイソギンチャク、カメノテ)			
	(ダイダイイソカイメン、ヒザラガイ)			
	(イソガニ、コウロエンカワヒバリガイ、ムラサキイガイ)			
	(ケフサイソガニ、フジツボ類、タマキビガイ、マガキ)			
藻類	(マクサ)			
	(ワカメ、ベニスナゴ)			
	(ムカデノリ)			

表の  線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

海域の内湾における生物指標(海域 I・II・III・IV)

指標種	きれい	やや汚れている	汚れている	非常に汚れている
魚類	(シロギス、マアジ)			
	(ススキ、クロダイ、ネズミゴチ、マコガレイ、カワハギ)			
	(マハゼ、ハタタテヌメリ)			
海岸動物	(バラブリオノスピオ)			
	(ミズヒキゴカイ、ハナオカカギゴカイ、ブリオノスピオ・キリフェラ)			
プランクトン	(ユーカンピア・ゾオディアクス、メソディニウム・ルブルム)			
	(プロロケントルム・トリエスティヌム、ヘテロシグマ・アカシオ)			
	(スケレトネマ・コスタツム)			

表の  線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

(3) 地盤環境

ア 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準 ^{※1}	項目	環境基準 ^{※1}
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム ^{※2}	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふつ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値は、最高値で評価します。

※2 六価クロムの環境基準は 2022 年 4 月 1 日に変更されました。

※3 地下水中のダイオキシン類は、ダイオキシン類の環境基準のうち、水質（水質の底質を除く。）の基準値である 1 pg-TEQ/L により評価します。（「4-11 市内に適用される主な環境基準等の概要（2）-ウ」参照）

イ 人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値（地下水）（抜粋）

項目	指針値
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び ペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005 mg/L 以下（暫定） ^{※1}

※1 PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については、PFOS 及び PFOA の合計値です。

ウ ダイオキシン類の環境基準（土壤）

項目	環境基準 ^{※1}
ダイオキシン類（土壤）	1,000 pg-TEQ/g 以下

※1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの量に換算していることを表しています。

工 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム ^{※1}	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん ^{※2}	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ヒ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名 塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン ^{※1}	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオペンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

※1 「カドミウム」及び「トリクロロエチレン」の土壤の汚染に係る環境基準は、2021年4月1日に変更されました。

※2 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいいます。

(4) 音環境

ア 騒音に係る環境基準

地域の類型 ^{※1}	①幹線道路 ^{※2}		②道路に面する地域 (①を除く) ^{※3}		③一般環境 (①②を除く)	
	昼間 ^{※4}	夜間 ^{※4}	昼間 ^{※4}	夜間 ^{※4}	昼間 ^{※4}	夜間 ^{※4}
A 地域（専ら住居の用に供される地域）	70 dB 以下	65 dB 以下	60 dB 以下	55 dB 以下	55 dB 以下	45 dB 以下
B 地域（主として住居の用に供される地域）			65 dB 以下	60 dB 以下		
C 地域（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）					60 dB 以下	50 dB 以下

※1 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。市内は、次のとおり指定されています。

A 地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B 地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※2 道路に面する地域のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」に適用される基準です。幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいいます。

※3 「道路に面する地域」とは、A 地域及び B 地域では「2車線以上の車線を有する道路に面する地域」を、C 地域では「車線を有する道路に面する地域」をいいます。

※4 昼間は午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間は午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間です。また、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル L_{Aeq} によって評価します。

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型 ^{※1}	都市計画法による用途地域 ^{※2}	騒音の環境基準 ^{※3}
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、用途地域の定めのない地域	70 dB 以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75 dB 以下

※1 新幹線鉄道（一部区間を除く。）の本線の線路の中心線から一定距離の範囲内の地域であって、「地域の類型」が当てはめられた地域について、環境基準が適用されます。

※2 神奈川県内（横浜市内含む。）の用途地域に適用される類型を掲載しています。

※3 新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを測定し、上位半数のものをパワー平均して評価します。

ウ 新幹線鉄道振動に係る指針

- ① 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 dB を超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
- ② 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

※1 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号 環境庁）

横浜市 みどり環境局 環境保全部 環境管理課

2025年3月作成

横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL 045-671-2487 / FAX 045-681-2790

e-mail mk-kankyonri@city.yokohama.lg.jp

生活環境保全推進ガイドラインや年次報告書は、横浜市ウェブサイト（下記URL）で公表しています。右記の二次元コードからアクセスできます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyo-hozon/hozentorikumi/seikatsu_guideline.html

